

平成 21 年 12 月

# 指宿市議会会議録

第 4 回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 平成21年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月26日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第70号～議案第79号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第89号～議案第93号一括上程	17
提案理由説明	17
議案第89号～議案第93号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	22
議案第94号～議案第104号一括上程	24
提案理由説明	25
議案第94号～議案第104号（質疑，委員会付託）	36
指宿地区消防組合議会議員の補欠選挙	38
散    会	39
12月11日	
議事日程	40
本日の会議に付した事件	40
出席議員	40
欠席議員	40
地方自治法第121条の規定による出席者	40
職務のため出席した事務局職員	41
開    議	42
会議録署名議員の指名	42
一般質問	42

前之園 正 和 議員	42
1. メディポリス指宿への財政支援の見直しについて	
2. 子ども医療費助成の充実について	
3. 防災無線設置の必要性について	
4. 微弱電波地域（難視聴地域）対策について	
前 原 六 則 議員	56
1. 広域農道について	
2. 政権交代での農業施策事情について	
吉 村 重 則 議員	61
1. 上水道について	
2. 山川港について	
3. 学校問題について	
4. 国保税について	
新川床 金 春 議員	74
1. 道路整備について	
2. 尾下牧場の活用について	
3. 指定管理者の選定について	
4. 職員定数について	
高 田 ちよ子 議員	87
1. 安心安全な生活のために	
岩 崎 亥三郎 議員	91
1. 教育問題について	
2. 出張所について	
3. 池田湖について	
散 会	106
12月18日	
議事日程	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員	107
欠席議員	108
地方自治法第121条の規定による出席者	108
職務のため出席した事務局職員	108
開 議	109

会議録署名議員の指名	109
議案第94号及び議案第95号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	109
議案第96号～議案第98号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	111
議案第99号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	113
議案第100号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	119
議案第101号及び議案第102号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	120
議案第103号及び議案第104号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	121
閉会中の継続審査について	122
議案第105号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)	122
議員派遣の件	123
議長あいさつ	123
市長あいさつ	124
閉議及び閉会	127

平成21年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 23日間 (11月26日～12月18日)

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月26日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第70号～議案第79号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・議案第89号～議案第104号一括上程 (議案説明)</li> <li>・議案第89号～議案第93号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・議案第94号～議案第104号 (質疑, 委員会付託)</li> <li>・指宿地区消防組合議会議員の補欠選挙</li> </ul>
27日	金	休 会	一般質問の通告限 (12時)
28日	土	"	
29日	日	"	
30日	月	"	総務委員会 (10時開会)
12月1日	火	"	文教厚生委員会 (10時開会)
2日	水	"	産業経済委員会 (10時開会)
3日	木	"	建設水道委員会 (10時開会)
4日	金	"	
5日	土	"	
6日	日	"	
7日	月	"	
8日	火	"	
9日	水	"	

10日	木	休 会	
11日	金	本会議	・ 一般質問
12日	土	休 会	
13日	日	”	
14日	月	”	
15日	火	”	
16日	水	”	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
17日	木	”	
18日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第94号～議案第104号（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・ 閉会中の継続審査について</li> <li>・ 議案第105号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）</li> <li>・ 議員派遣の件</li> <li>・ 議長あいさつ</li> <li>・ 市長あいさつ</li> </ul>

## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成21年11月26日午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- |       |                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                   |
| 日程第2  | 会期の決定                                                        |
| 日程第3  | 議案第70号 平成20年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について                            |
| 日程第4  | 議案第71号 平成20年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                      |
| 日程第5  | 議案第72号 平成20年度指宿市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について                        |
| 日程第6  | 議案第73号 平成20年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について                     |
| 日程第7  | 議案第74号 平成20年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                        |
| 日程第8  | 議案第75号 平成20年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について                      |
| 日程第9  | 議案第76号 平成20年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について                 |
| 日程第10 | 議案第77号 平成20年度指宿市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算の認定について                      |
| 日程第11 | 議案第78号 平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について                     |
| 日程第12 | 議案第79号 平成20年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について                      |
| 日程第13 | 議案第89号 平成21年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて              |
| 日程第14 | 議案第90号 市営高野原団地新築工事（建築）請負契約について                               |
| 日程第15 | 議案第91号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第16 | 議案第92号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について                   |
| 日程第17 | 議案第93号 指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正について                              |

- 日程第18 議案第94号 指宿市民会館の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第95号 指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第96号 ヘルシ - ランドの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第97号 山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第98号 指宿市イモゾウムシ等防除条例の制定について
- 日程第23 議案第99号 平成21年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第24 議案第100号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第101号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第102号 平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第103号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第104号 平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 指宿地区消防組合議会議員の補欠選挙

## 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番議員 | 下柳田 賢 次 | 2 番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 4 番議員 | 竹 山 隆 志 | 5 番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 6 番議員 | 濱 崎 里 志 | 7 番議員 | 前 田 猛   |
| 8 番議員 | 横 山 豊   | 9 番議員 | 下川床 泉   |
| 10番議員 | 前 原 六 則 | 11番議員 | 岩 崎 亥三郎 |
| 12番議員 | 福 永 徳 郎 | 13番議員 | 吉 村 重 則 |
| 14番議員 | 高 橋 三 樹 | 15番議員 | 前之園 正 和 |
| 16番議員 | 大 保 三 郎 | 17番議員 | 新川床 金 春 |
| 18番議員 | 高 田 ちヨ子 | 19番議員 | 物 袋 昭 弘 |
| 20番議員 | 田 中 健 一 | 21番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 22番議員 | 新宮領 進   | 23番議員 | 小田口 郁 雄 |
| 24番議員 | 六反園 弘   | 25番議員 | 森 時 徳   |
| 26番議員 | 新 村 隆 男 |       |         |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|            |       |          |      |
|------------|-------|----------|------|
| 市長         | 田原迫 要 | 副市長      | 鶴窪吉英 |
| 教育長        | 田中民也  | 総務部長     | 秋元剛  |
| 市民生活部長     | 新村光司  | 健康福祉部長   | 田代秀敏 |
| 産業振興部長     | 井元清八郎 | 建設部長     | 吉永哲郎 |
| 教育部長       | 屋代和雄  | 開聞支所長    | 吉井敏和 |
| 山川支所地域振興課長 | 森 健一  | 総務課長     | 渡瀬貴久 |
| 企画課長       | 高野重夫  | 行政改革推進室長 | 廣森敏幸 |
| 財政課長       | 富永信一  | 市民協働課長   | 上村公德 |
| 長寿介護課長     | 迫田福幸  | 農政課長     | 浜田淳  |
| 建設監理課長     | 石口一行  | 水道課長     | 大道武雄 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 増元順一 | 次長兼議事係長 | 福山一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田 薫 | 議事係主査   | 宮崎勝広 |
| 議事係主査     | 濱上和也 |         |      |

開会及び開議

午前10時23分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、平成21年第4回指宿市議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において中村洋幸議員及び竹山隆志議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（新宮領進） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月18日までの23日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月18日までの23日間と決定をいたしました。

#### 議案第70号～議案第79号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第70号、平成20年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、議案第79号、平成20年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案についてまでの10議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

10議案については、決算特別委員会を設置し、その審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長（福永徳郎） おはようございます。決算特別委員会に付託されました議案第70号、平成20年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第79号、平成20年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案についてまでの10議案について、10月14日、15日及び19日から21日までの5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、審査にあたり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、監査委員が指摘した事項について執行部は反省し、改善がなされたかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与されているかどうかなどの観点から審査を行い、また、開聞総合体育館屋根防水改修工事など、6か所の現地調査も行い、慎重に審査を行いました。その結果、議案第7

1号から議案第78号までの8議案及び議案第79号のうち、平成20年度指宿市水道事業会計決算の認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。また、議案第79号のうち、剰余金処分案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第70号については、反対討論として、メディポリスに対して3,900万円を超える助成をしているということで反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について議案ごとに申し上げます。

議案第70号、平成20年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

まず、市民協働課所管分について、提案公募型補助事業は、16事業が実施され、事業区分が三つに分かれているようですが、補助事業の効果をどのように判断をされていますかとの質疑に対し、まちづくりの提案公募型事業が7件、産業振興の部分が4件、文化芸術が2件、環境保全が2件、男女共同参画が1件となっています。いろんな共生・協働の進め方はあると思うのですが、行政がテーマを設けるというのできていない状況がありますので、一体的に進めているのかという面では非常に難しく、一つの反省点だと思っていますとの答弁でした。点としての活動はできたけれども、地域づくり、まちづくりについてどういうつながりがあったのかの確認はできていないということなのだろうと思いますが、21年度はそこらを活かしていく考えなのかとの質疑に対し、行政評価委員会から答申も出ていますが、積極的にかかわれるように、管理職クラスの検討委員会もできていますので、市がテーマを作って進めていく事業とか、応募時期を来年度は2回行えないか検討しているところですよとの答弁でした。国民年金事務免除申請者が2,678件ということですが、増えた要因はとの質疑に対し、国民年金事務そのものが国の受託事業事務になっていますので、直接やっているところからすれば取組が難しい状況があります。収納率も含め、免除申請についても、社会保険事務所と連携を取っていかうと認識していますとの答弁でした。

意見として、男女共同参画については、19年度も20年度も年度末に集中して開催していると指摘されていたが、改善されていない状況です。報償費が余らないように、みんなに呼び掛けるような取組をしてもらいたいというものがありました。

次に、環境政策課所管分について、環境基準が下位にある新田川、無瀬川、清水川は、水質改善策をとったことがあるのですか。また、「LOVEいぶすき」の普及推進をどういう方法で推進を図っていくのですかとの質疑に対し、新田川や清水川は生活雑排水で汚れていますが、無瀬川は生活排水よりも養豚、畜産、養鶏事業所の積み重ねで、水量が少ないことから、少しの汚濁でも検査に引っかかると分析しています。家庭でできる、油を流さない、台所のくずを流さないといった基本的な啓発から、「LOVEいぶすき」を一般家庭50名の方に使っていただき、その結果を広報紙で公表し、作り方についても公表をしています。また、各地域、団体での製造講習会に出向いて、水質浄化とか、悪臭除去を映像で見っていた

き、さらに、婦人団体連絡協議会が公募型補助金を利用してPRしておりますので、行政と女性団体連絡協議会と推進を図っているのが現状ですとの答弁でした。生ごみ処理機器は当初予算82万7千円でしたが、決算では228万7千円で、21年は45万3千円です。この事業に対する取組の姿勢が後退したというイメージなのですが、今後はどのように事業を進めて行こうとしているのですかとこの質疑に対し、生ごみ処理機は、ごみ減量化に有効な手段と思っておりますが、行革答申の中で、補助率2分の1が3分の1となったことから、駆け込み需要がありましたので、申請があったものに補助金が支給できるよう流用をしました。ごみの減量化を広報紙等でも再三お願いして、また、一絞り運動もいろんな会合の場で普及宣伝をしています。さらに、マイバッグ運動も推進しながら、生ごみ処理機の普及促進を図っていきたいと考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、税務課と収納管理課は関連がありますので、同時に審査を行いました。

固定資産税の滞納者が394名で、2,367万円の不納欠損額ということですが、5年を超える滞納者と額はどれくらいあるのですかとこの質疑に対し、5年時効の固定資産税は2,069万9,480円で、349人の1,231件ですとの答弁でした。どのくらいの期間滞納した場合に差押えされるのですかとこの質疑に対し、納期後1か月後ぐらいで法的には押えられるのですが、納税訪問などを繰り返していき、払えるのに払わないとか、その内容を把握して、実態に応じた差押えとなりますので、長期間にわたる場合もありますし、短い段階で判断することもありますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について、公営住宅の汲取りトイレを合併処理浄化槽に改修してはいますが、公営住宅に汲取りトイレがどれくらい残っているのですかとこの質疑に対し、平成2年以前に建てられた住宅で、耐用年限が10年以上残っている住宅が補助の対象となっていますので、補助対象が指宿23戸、山川12戸、開聞14戸の計49戸で、補助が使えず単独でせざるを得ない住戸が、指宿176戸、山川33戸、開聞18戸の計227戸で、合わせて276戸が汲取り便所ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について、繰越明許費がかなりありますが、当初予算に上げていたものが国からの補助金の関係でこういうふうになったのですかとこの質疑に対し、当初分もありますが、地域活性化補助金もあり、繰越事業で大きいのが交付金事業で、広域農道国土交通省区間をやっているのですけれども、用地買収などがスムーズに進まないということや、単独分については、大雨などで手が足りずに、20年度内に執行して、完成が繰り越しにになっているということですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、選挙管理委員会所管分について、裁判員制度の名簿については、20歳以上は関係なしに送付されているのですかとこの質疑に対し、毎年10月15日までに裁判員の候補者予定者名簿を裁判所に送付することになってはいますが、この候補者予定者については国の方から配布された全国統一のシステムで、選挙人名簿の中からアトランダムに抽選方式で選定をしてい

くシステムにより、裁判所の方から通知のあった候補者予定者の人数を選び、これを裁判所の方に送付します。裁判所は、禁固刑以上の刑に処せられているような欠格事由や、就職禁止事由、国会議員とか、国家公務員、警察官、自衛官とかいう職業にある方は裁判員になれないので、そういう人たちに該当しないかどうかを調査して、候補者が選定されるシステムになりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について、本年度も災害が少ない状況ですが、災害があった時に必要な物資の保有、救急食料、毛布等を含めた状況は十分足りているのですかととの質疑に対し、災害対策用の資器材は、雨水に対するものとして、土のう袋、土などの確保は、台風や集中豪雨等の時期に、前もって準備を行っていますし、避難所における毛布等については、日赤の協力をいただく事前手続きをしています。また、各量販店と協定を結び、食料品等を優先的に回していただく協定を事前に結んでいる状態ですとの答弁でした。市として、そういうものを保管する形ではないわけですかとの質疑に対し、食料品、毛布等の維持管理については、注意して管理していかなければならないだろうということから、協定を結んで、いざというときに備えているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、人事秘書課所管分について、職員研修は人材育成に必要不可欠な事業ですが、不用額が出ているということと、職員研修に対する考え方をどのようにとらえているのですかととの質疑に対し、仕事を適切に、あるいは効果的に遂行していくためには、職員の資質向上は重要なことだと思っていますので、種々予算を組ませていただいておりますが、あまり予算を伴わない研修を中心に、ブラザーアンドシスターの研修とか、メディポリスの研修、新規採用職員の前期、後期の研修も市独自でやっていますので、経費は掛かっていません。また、法制執務研修も、町村会、あるいは研修センターから講師を派遣していただいておりますので、経費は掛かっておりませんが、市町村研修センターで研修がある場合は、職員が出向いて1泊2日、あるいは2泊3日と、旅費等を掛けて研修を受けていますので、欠席が出ると旅費の残が出ることとなります。しかし、研修は大事なことでありますので、欠席者なるべく出ないように、あるいは、より多くの職員ができるだけ多く研修を受けられるように努力していきたいと考えておりますとの答弁でした。

意見として、郷土会育成補助金は、合併して4年になろうとしていますので、指宿市民としての認識と位置づけを促すためにも、集約すべきだと思いますというものと、職員の大幅な削減から職員一人一人の意識改革と高揚が求められていますが、時代の変化に対応するためにも研修は大事だと思います。今後は予算を増額し、職場離脱等の事業を導入して、新しい感覚を身につける研修をお願いしたいというものがありました。

次に、企画課所管分について、メディポリス指宿の奨励金は、平成20年10月31日に3,930万円を払っていますが、固定資産税を全額納入した後、奨励金を交付するのではないのですかととの質疑に対し、年額納められたのを確認してから、奨励金に相当する額を交付するとい

う形になっています。平成20年度は5,161万4千円を全納していますが、入金が確認されてから申請書を出していただき、奨励金として3,930万円を交付していますとの答弁でした。渡島証明の収入11万6千円と、来訪者1万6,268人に渡島証明書を発行した部分と、かなりの差があるのですがとの質疑に対し、渡島証明書は希望者に販売していますので、強制ではないことから全員にはならないところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について、財政調整基金の現在高が3億5,000万円となっていますが、類似の市と比べてどういう状況になっているのですかととの質疑に対し、本市は低い水準にあると思います。同じような規模の同じような産業構造を持った団体の状況が総務省から示されていますが、類似団体の標準財政規模に占める割合では13.7%が全国的な平均になっていますけれども、本市の3億5,000万円は3%ぐらいになっていますので、随分開きがあります。現在も集中改革プランに基づき取り組んでいます。今後とも徹底した自主財源の確保とか、経費節減に取り組んでいかなければならないと認識していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、行政改革推進室所管分について、厳しい財政状況からきていることなのですが、市民との関わりの中で、問題点というのは発生していないのですかととの質疑に対し、評価委員については、19年度が補助金、負担金等、20年度が一部積み残した負担金、並びに事務事業評価を行っていただいています。直接市民に影響があったことについては、平成19年度の補助金等の見直しについていろいろなご意見がありました。原則として、評価委員のお名前は非公開として取り扱っていますので、委員に直接的な苦情等についてはないのですけれども、各種の主管課が関係団体に説明する中で、9割以上の団体に理解をいただいたのですが、中には、もう少し活動内容を評価していただきたかったというご意見もありましたとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、会計課所管分について、会計管理費の役務費で保険料を10万幾らか支払っているということですが、その収納先と、責任が明確にされているのですかととの質疑に対し、市政事務嘱託員が集金するものについては公金扱いとなりますので、保険の対象になりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について、全国から行政視察にどのくらい見えているのですかととの質疑に対し、全国から54都市が見えています。その中には、県議会の方も3団体お見えになっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について、胃がん検診、大腸がん検診が他の検診と比べて受診率が低いのですが、この原因はという質疑に対し、胃がん検診が顕著に低いので危惧をしていますが、年代別の受診率を見れば、働き盛りの59歳以下の年齢層が低いという結果が出ています。仕事を休んでまで受診をしない、自分の健康は自分で守る、異常があった時に行けばいいなどの意識が働いているのではないかと思います。広報紙とか、県はテレビを使った広

報をしていますが、足が遠のいている状況ですので、県の総合保健センターと協議をして、日曜日に割り振っていただくよう要請をして、取組を強化していきたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について、福祉アドバイザーの登録者数545名が、各地区に何名づつ反映されているのですかとの質疑に対し、指宿地域が289名、山川地域が129名、開聞地域が122名で、寝たきり、一人暮らし、高齢世帯等の3,140世帯に対し、3万3,757回の訪問を実施していますが、平均して月1回から2回ほど訪問していますので、一人5.8人程度になる予定ですとの答弁でした。何かがあった場合、アドバイザーの方が早急な対応を取ることになると、それなりの実費が発生すると思いますがとの質疑に対し、アドバイザーの報酬等については、地区ごとに5千円相当の活動費と、年に研修会等を2回ほど、先進地視察などを考慮して研修目的で実施しているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について、保育料が500万円ほどの未納金が出ていますが、過年度と比較してどのような状況なのですか。また、その対策はとの質疑に対し、平成20年度分が110万7,500円で、平成12年度分からの合計が499万6,130円となっていますが、徴収は年々圧縮されて、現年度は99.4%となっています。繰越滞納額も、日々夜間徴収、呼出し等を含めて大分圧縮をされている状況ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について、十町及び湊地区の区画整理は当初計画のとおり実行できたのですかとの質疑に対し、十町地区は当初計画よりは進んだと思うのですが、湊地区については、移転交渉等が成立せずに、当初予定していた分が進んでいないところもありますとの答弁でした。進捗率はどのくらいなのですかとの質疑に対し、湊地区は91.6%、十町地区は約28%ということになっていますが、湊についても、あと何件分かなのですけれども、一人でも協力が得られなければなかなか先に進まないという状態ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について、地籍調査が指宿地区70.64%と、70%台にやっと乗ってきて、全体として84%と記憶しているのですけれども、実績で計算していくと、今後、10年近くはかかると思うのですがとの質疑に対し、今の事業費の割合でいくと、10年どころか20年ぐらいかかりますので、国直轄事業で、D I D地区に土地活用促進調査が入って、道路形態を国が測量するというものですが、それに基づいて基準点などが打たれますので、地籍調査が入った場合、進捗が早くなるのではないのかと思っています。また、山村境界保全事業も国直轄事業ですが、山林を大まか調査するというもので、今年は知林ヶ島をお願いして、知林ヶ島に森林組合が事業主体となって入るようになっています。このように、国直轄事業も入れながら、少しでも進捗を早めたいと思っていますが、県の財政事情もあり、なかなか思ったように付いてこない状況ですけれども、少しでも早く終えるような努力をしていきたいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管分について、指商の授業料未収金は市外在住ですか。また、その後はどうなっているのですかととの質疑に対し、現年度分が市内の方が1名、鹿児島市内の方が1名の2名です。滞納繰越分は鹿児島市内の方で、入学をして半年ぐらいで登校しなくなり、保護者と連絡もつかず、自宅に毎月出向き、1回だけドアを開けなくて交渉したことがあります。先生が交渉を続けていますが、ここ半年間ぐらいはほとんど連絡がつかずに、現在、県警の応援も得て所在確認等を行っているところですよとの答弁でした。市内の方が1名だということですが、新小田奨学資金で手当をすることはできなかったのですかととの質疑に対し、市内の生徒は、県内の4年生大学に入学をし、大学費等は納め、高校の授業費だけを納めない状況です。毎月お願いをし、確約書等も何回か取り交わしたのですが、なかなか履行せず、先月中に支払う確約書はもらっていたのですが、何の音沙汰もなく、現在、直接出向いてお願いをしているところですよとの答弁でした。最終的に授業料支払がなければ、結果としてどうなるのですかととの質疑に対し、県内の状況を見ますと、卒業証明書を渡している学校もあれば、渡していない学校もあり、学校の判断によります。本校は、卒業証書は渡すが卒業証明書は渡さないことになっていますとの答弁でした。学校給食センターの事業費の中で、冷房施設が導入され、これは事件に対しての対応だったと思うのですが、冷房施設を導入した効果が何か顕著に出ているものがありますかととの質疑に対し、9月補正で冷房施設をお願いして、冬休みに設置したわけですが、それ以降、いわゆる昆虫類、衛生害虫類等の異物混入はなく、職員の健康管理にも効果があると認識していますとの答弁でした。

意見として、開聞体育館のカラス対策を早めにとってほしいというものがありました。

次に、観光課所管分について、19年度と比べて、指宿、開聞、山川の地区別宿泊客数はどれぐらいですか。また、日帰りの客はどれぐらいになったのですかととの質疑に対し、指宿地区が対前年度12.25%伸びの96万7千人程度、山川地区が20%落ち込んで2万9,500人程度、開聞地区がふれあい公園関係だけですけれども、25.76%落ち込んで1万2,200人程度で、合計10%程度伸びて100万人程度が宿泊しています。入込みは、指宿地区が23%程度伸びて173万人程度、山川地区は6.58%落ち込んで54万7千人程度、開聞地区は2.2%伸びて86万2千人程度で、総体として、10.88%伸びて314万7千人程度ですよとの答弁でした。砂むし会館砂楽は篤姫効果で1万464人増になっていますが、経常収支はどうなっていますかととの質疑に対し、砂楽は、需用費関係が34万1,961円、役務費関係が506万7,860円、指定管理料等の委託料が1億9,765万3千円、負担金補助及び交付金が3万3,600円、補てん補償及び賠償金として60万円で、合計2億369万6,621円となっていますので、差し引き3,000万円程度が黒字となりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農業委員会事務局所管分について、農業委員会事業の中で、その他農事相談が330件あるのですが、どのような内容の相談が多かったのですかととの質疑に対し、農地転用関係の相談、使用貸借関係の相談が主ですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について、認定農業者会に27万5千円の交付が行われていますが、認定者は何人で、認定取消しがあるのですかとこの質疑に対し、市全体で400名ですが、認定期間は5年間となっていますので、5年以前に取得された方は更新が来るので、離農とか高齢化等により更新をしない方もいますけれども、新規就農者が毎年20名程度いますので、人員の変動はあるところですよとの答弁でした。担い手育成事業については、後継者不足で非常に厳しい状況なのですが、実績はどうなっているのですかとこの質疑に対し、担い手の中には認定農業者が主流を占めているのですが、数を明確にとらえて事業をやっていますので、認定農業者を手助けするような経営支援の事業活動を展開しているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について、決算付属書類に、つくり育て管理する漁業推進事業で362万9千円が市内3漁協に計上され、もう一つの説明資料には、同じようなものが補助金として出ていますが、内容説明をとこの質疑に対し、成果説明書に、指宿漁協、山川漁協、かい糸い漁協の市内三つの漁協が、それぞれ漁業資源の増殖、造成を行った事業に対して補助を行ったということで、合わせて362万9千円と掲載して、決算審査説明資料には、これを分けて、山川漁業協同組合の魚類増養殖事業に124万円、指宿漁業協同組合の、つくり育て管理する漁業推進事業に209万5千円、かい糸い漁業協同組合事業に29万4千円と、三つの補助金で細かく書き表したものになっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、監査委員事務局所管分については、質疑、意見ともありませんでした。

次に、議案第71号、平成20年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

総合健康づくり推進事業の扶助費1,780万円の支出がなされているのですが、この成果が表れているのですかとこの質疑に対し、砂むし及び温泉入浴事業の支出ですが、20年度までは入浴をしてもらっていますので、それなりの成果は上がっていると思っていますけれども、温泉に入って医療費が下がったとか、病気が治ったとかいうことまでは調査しておりません。温泉に入ってみんなと話をしたり、お互いの楽しみという意味では数字に出ない評価はあったと思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第72号、平成20年度指宿市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

実質収支額は1,411万6千円の黒字ですが、老人保健は20年4月から後期高齢者医療へ変わっていますけれども、この黒字のお金はどうなるのですかとこの質疑に対し、老人保健特別会計は、昨年3月31日で閉めました。遡及分とか、過誤分とかが出てきた場合のために2年間ありますので予算措置をすることになりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第73号、平成20年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

1人当たりの医療費はどのくらいになったのですか。また、他と比べた状況はとの質疑に対し、平成20年4月から後期医療制度に変わったのですが、1人当たり89万8,550円と算定されています。19年度は96万円程度だったので、下がっていると思えますが、ほとんど一緒だと思っています。国保の老人は国保加入者で社会保険の方が入っていませんが、後期高齢者には75歳以上の社会保険の方も入ってきますので、そういうことを勘案すると同じ程度と認識を持っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第74号、平成20年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

介護保険料の滞納繰越分が827万200円出ていますが、前年繰越の260万円を引いた567万200円が20年度に発生した分ですかとの質疑に対し、滞納繰越分の調定額が1,519万8,640円ですが、その中で、収納したのが329万7,240円、不納欠損が363万1,200円で、最終的に不納として残った収入未済額が827万200円ですとの答弁でした。新規で発生したのはどれくらいあるのですかとの質疑に対し、現年度分は685万8,700円になり、241名ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第75号、平成20年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

温泉給湯等の配管の詰まりもあると思うのですが、20年度は何件くらいあるのですかとの質疑に対し、配湯の本管までは市の管理で、本管から個人のところまでは個人負担ですので、連絡があったときは、知り合いの水道事業者をお願いしていただくようにしていますので、件数は把握しておりませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第76号、平成20年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

基金繰入が1,100万円くらいあるのですが、実質収支では830万円ですから、実質300万円くらいの赤字になると思うのですけれども、お客の減少によるものが原因なのですかとの質疑に対し、お客さんが少なくなったということが主な原因ですが、平成4年度をピークにして右肩下がりできています。平成4年度は34万人くらいですが、今は20万人を切っている状況です。昨年度はエージェントがほとんどのホテルを独占的に買い占めて、個人客が入れなくなり、団体客は行動パターンが決まっていますので、事前に予約したところだけを見て歩いた結果、そのルートから漏れてしまったことが原因であろうと考えていますとの答弁でした。

意見として、原材料のそうめんは、単に価格のみを競争するような入札によるのではなく、品質本位に基づいた新たな仕入れ方法を検討していただきたいというものがありました。

次に、議案第78号、平成20年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

下水道加入率の推移と整備面積はとの質疑に対し、認可区域面積が542haで、20年度末で約438haが整備済みですが、処理区域内人口が1万1,502人で、接続している方が1万702人ですので、水洗化率は93%となっています。昭和61年に供用開始をして23年経つのですが、水洗化率は毎年少しずつ伸びていますが、整備をしている十町土地区画整理地内では、来年4月から供用開始ができるようになりますので、全て下水道に接続できると思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第79号、平成20年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、まず、決算の認定について申し上げます。

どういう理由から給水人口が減少しているのですかととの質疑に対し、はっきりしたことは分かりませんが、景気低迷のほか、洗濯機や水洗トイレなどの節水機器の開発、あるいは受益者自身の節水意識の高まりが主な理由で、給水人口の減は指宿だけではなく全国的な傾向で、今後も続いていくのではないかと考えています。特に、事業所においては、節水機器の普及とか、今まで浴槽を高圧洗浄機で洗っていたものを、手洗いに変えて節水に努めたということ聞いていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、剰余金処分案について申し上げます。

当年度末処分利益剰余金1億330万3,073円のうち、地方公営企業法に基づき、減債積立金に5,200万円、建設改良積立金に5,100万円積立処分をし、残額30万3,073円を翌年度に繰越ししようとするものでありますが、質疑、意見はありませんでした。

なお、議案第77号については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時09分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

13番議員（吉村重則） 議案70号に反対する討論をいたします。

決算審査にあたっては、単に予算どおりに執行かどうか、その成果がどうかということにとどまらず、市民の立場でどうであるかという立場こそ重要であります。予算や補正予算、

条例等で反対をし、理由が幾つかありますが、小・中学校の普通教室に扇風機設置し、教育環境を整備する先進部分もあります。その一方、メディポリス指宿に財政措置として3,930万円が含まれております。また、補助金だけでも6,000万円以上削っております。このことは、市民には厳しくメディポリス指宿には大判振る舞いであります。これは、先の総選挙で国民のいじめの政治に審判が下りましたが、有権者は国民いじめの政治をやめてほしいという願いであります。指宿市政は総選挙前の国民いじめの政治と同じと言われても仕方がないのではないのでしょうか。高度先端医療施設ができることによって、指宿市民が恩恵を受けるかどうかは、医療保険が効かないわけですので、財政力に力がある人が受けられるわけであります。市民福祉の向上から考えますと、がんの早期発見、早期治療であります。20年度の特定健康診査や各種がん検診等の実績では、市で設けた目標受診率を一つも達しておりません。また、受診者の有料者を無料にするには、520万円相当でできます。特に、特定健康診査においては、平成24年度から受診率が65%を境にペナルティがあり、指宿市において、20年度の試算で、後期高齢者支援金分の補助金が7,000万円の増減があります。20年度の特定健康診査実績では、有料者の負担分は125万円弱であります。がんの早期発見、早期治療をすることにより、医療費削減につながり、財政にも寄与いたします。市民に対しては財政難として、福祉の後退や新たな負担を強いながら、メディポリス指宿に対しては大判振る舞いであります。以上のようなものを含んでいますので、反対討論といたします。

議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第71号から議案第78号までの8議案を一括採決いたします。

8議案に対する委員長の報告は認定であります。8議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第78号までの8議案は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第79号のうち、決算の認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次は、議案第79号のうち、剰余金処分案についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号のうち、剰余金処分案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成20年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(新宮領進) 起立多数であります。

よって、議案第70号は、認定することに決定いたしました。

#### 議案第89号～議案第93号一括上程

議長(新宮領進) 次は、日程第13、議案第89号、平成21年度指宿市一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについてから、日程第17、議案第93号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正についてまでの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### 提案理由説明

市長(田原迫要) おはようございます。今次、第4回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、契約に関する案件1件、一部事務組合に関する案件1件、広域連合に関する案件1件、条例に関する案件2件、指定管理者の指定に関する案件4件、補正予算に関する案件6件の計16件であります。

まず、議案第89号、平成21年度指宿市一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、平成21年10月19日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第90号、市営高野原団地新築工事(建築)請負契約についてであります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である市営高野原団地新築工事(建築)について、

議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第91号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更についてであります。

本案は、平成22年3月23日から鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、始良郡加治木町、同郡始良町、同郡蒲生町、始良郡西部衛生処理組合及び始良郡西部消防組合を脱退させ、始良市を加入させることについて、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同約の一部変更について関係市町村と協議したいので、市町村の合併の特例等に関する法律第13条及び地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第92号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

本案は、平成22年3月23日から鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体から、始良郡加治木町、同郡始良町及び同郡蒲生町を脱退させ、始良市を加入させることについて、関係市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11及び市町村の合併の特例等に関する法律第13条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第93号、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

本案は、平成21年8月11日に行われた人事院勧告の趣旨に基づき、市職員の給料、期末手当及び勤勉手当の額並びに特定任期付職員、特別職の職員、教育長及び議会議員の期末手当の額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、議案第89号、第90号及び第93号の詳細につきましては、関係各部長に説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（秋元剛） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第89号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてであります。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ1,378万9千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を204億6,267万3千円にしたものであります。

専決の内容につきましては、新型インフルエンザのワクチン接種が10月19日から開始されることに伴い、接種費用の実費負担に係る軽減措置として、全額または一部を助成するための扶助費を、速やかに予算措置する必要があったことから、専決処分したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、10ページをお開きください。

款2総務費，項1総務管理費，目6財産管理費，節25積立金3,151万円の減額補正につきましては，今回の補正予算の財源調整として，財政調整基金積立金を減額するものであります。款4衛生費，項1保健衛生費，目2予防費，節12役務費26万4千円の補正につきましては，新型インフルエンザワクチン接種について，速やかに市民に周知する必要があったことから，チラシ郵送に係る通信運搬費を計上したものであります。

節20扶助費，説明欄の補助事業1,838万6千円の補正につきましては，優先接種対象者のうち，生活保護者及び市民税非課税世帯については，接種費用を全額助成することとし，1回目の接種については3,600円，2回目の接種については2,550円の扶助費を計上したものであります。同じく，説明欄の単独事業2,664万9千円の補正につきましては，その他の優先接種対象者については，接種費用の一部を助成することとし，1回目の接種については2千円，2回目の接種については1千円の扶助費を計上したものであります。

次に，歳入についてご説明をいたしますので，9ページをお開きください。

款15県支出金，項2県補助金，目3衛生費県補助金1,378万9千円の補正につきましては，優先接種対象者のうち，生活保護者及び市民税非課税世帯の新型インフルエンザワクチン接種に係る県補助金であります。

次は，提出議案の7ページをお開きください。

議案第93号，指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

本案は，平成21年8月11日に行われました人事院勧告の趣旨に基づき，指宿市職員の給料，期末手当及び勤勉手当，特定任期付職員の給料及び期末手当の額を減額改定するとともに，職員に準じ，市長，副市長，教育長及び議会議員の期末手当についても減額をするため，関係条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容についてご説明を申し上げますので，8ページをお開きください。

指宿市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例として，指宿市職員の給与に関する条例のほか，関係条例5件を改正することとしております。

なお，今回の改正では，同一の条例をそれぞれ2回ほど改正することとしておりますが，これにつきましては，基本的に本年6月に支給した期末手当又は勤勉手当について，それぞれの附則において，暫定で支給月数を定め減額しておりますので，まず，1回目の条例改正で，本年度支給することとなる期末・勤勉手当の総支給月数と，6月に支給した暫定支給月数を踏まえ，12月に支給する期末・勤勉手当支給月数の所要の改正を行い，2回目の条例改正で，平成22年4月1日以降に支給する期末・勤勉手当の支給月数について，その改正を行うこととしているものでございます。

それでは，各条についてご説明をさせていただきます。

まず，第1条では，指宿市職員の給与に関する条例第19条中，12月以降に支給する一般職員の期末手当の支給率100分の160を100分の150に，本年12月に支給する特定管理職員の期末

手当の支給率100分の140を100分の125に、再任用職員のうち一般職員の本年12月に支給する期末手当の支給率100分の85を100分の80に、特定管理職員の本年12月に支給する期末手当の支給率100分の75を100分の70に改め、条例第22条中、本年12月以降に支給する一般職員の勤勉手当の支給率100分の75を100分の70に、再任用職員のうち一般職員の本年12月に支給する勤勉手当の支給率100分の35を100分の40に、特定管理職員の本年12月に支給する勤勉手当の支給率100分の45を100分の50に改めるほか、本年12月以降に支給する給料月額について、平均で約0.2%減額した額にするため、給料表をお示しのとおり改めようとするものであります。

次に、11ページの第2条では、指宿市職員の給与に関する条例第19条中、平成22年4月以降に支給する期末手当について、一般職員の6月の期末手当の支給率100分の140を100分の125に、特定管理職員の6月の期末手当の支給率100分の120を100分の105に、12月の期末手当の支給率100分の125を100分の130に、再任用職員のうち一般職員の6月の期末手当の支給率100分の75を100分の65に、12月の期末手当の支給率100分の80を100分の85に、特定管理職員の6月の期末手当の支給率100分の65を100分の55に、12月の期末手当の支給率100分の70を100分の75に改め、条例第22条中、平成22年4月以降に支給する勤勉手当について、特定管理職員の勤勉手当の支給率100分の95を100分の90に、再任用職員のうち一般職員の勤勉手当の支給率100分の40を100分の35に、特定管理職員の12月の勤勉手当の支給率100分の50を100分の45に改めるなど、本条例の第1条による改正と合わせて、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、合計で100分の35、再任用職員の期末手当及び勤勉手当について、合計で100分の10の支給額を減額しようとするものであります。

次に、12ページの第3条では、平成18年条例第224号指宿市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則第7項中、同項に規定をしている平成18年の給与制度改正時の現給保障額について、本年12月以降に支給する当該現給保障額を、100分の99.76の割合を乗じて得た額に減額しようとするものであります。

次に、第4条では、指宿市一般職員の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項において、一般職の任期付職員のうち特定任期付職員の本年12月以降に支給する給料月額を一般職員に準じて減額し、12月の期末手当の支給率100分の170を100分の165に減額しようとするものであります。

次に、13ページの第5条では、指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項において、一般職の任期付職員のうち特定任期付職員の平成22年4月以降に支給する6月の期末手当の支給率100分の160を100分の145に改め、本条例の第4条による改正と合わせて特定任期付職員の期末手当について、合計で100分の20の支給額を減額しようとするものであります。

次に、第6条では、指宿市特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項中、市長、副市長

の12月の期末手当の支給率100分の170を100分の165に減額しようとするものであります。

次に、第7条では、指宿市特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項中、市長、副市長の平成22年4月以降に支給する6月の期末手当の支給率100分の160を100分の145に改め、本条例の第6条による改正と合わせて市長、副市長の期末手当について、合計で100分の20の支給額を減額しようとするものであります。

次に、第8条では、指宿市教育長の給与等に関する条例第4条第2項中、教育長の12月の期末手当の支給率100分の170を100分の165に減額しようとするものであります。

次に、第9条では、指宿市教育長の給与等に関する条例第4条第2項中、教育長の平成22年4月以降に支給する6月の期末手当の支給率100分の160を100分の145に改め、本条例の第8条による改正と合わせて教育長の期末手当について、合計で100分の20の支給額を減額しようとするものであります。

次に、第10条では、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第2項中、議会議員の12月の期末手当の支給率100分の170を100分の165に減額しようとするものであります。

次に、第11条では、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第2項中、議会議員の平成22年4月以降に支給する6月の期末手当の支給率100分の160を100分の145に改め、本条例の第10条による改正と合わせて議会議員の期末手当について、合計で100分の20の支給額を減額しようとするものであります。

なお、附則におきまして、この条例の第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第10条は、平成21年12月1日から、その他の条項につきましては、平成22年4月1日から施行することといたしております。

なお、第4条についての説明を私がするときに、12月の期末手当のところ、言葉足りない部分がありましたので、第5条第2項において、12月の期末手当の支給率を改めるということで、12月の前に、第5条第2項においてという言葉を入れさせていただきたいと思います。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

建設部長（吉永哲郎） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の3ページをお開きください。

議案第90号、市営高野原団地新築工事（建築）請負契約についてであります。

当該請負契約につきましては、指宿市内8社による条件付一般競争入札の結果、落札業者が10月30日に決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、市営高野原団地新築工事（建築）で、契約の方法は、条件付一般競争入札、

契約金額は2億2,365万円であります。契約の相手方は、指宿市西方2,165番地、株式会社堀之内商会、代表取締役堀之内茂であります。

入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

次に、市営高野原団地新築工事（建築）の概要についてでございますが、鉄筋コンクリート造4階建て延べ床面積1,853.21㎡の、1棟24戸に2K・2DK・3DKが各8戸の間取りで、エレベータ完備の公営住宅であります。また、工期につきましては、平成22年10月20日の完成を予定しております。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時39分

再開 午前 11時47分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第89号～議案第93号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

15番議員（前之園正和） 議案第93号について2点ほど伺います。

まず、1点目は、職員組合との協議、合意はどのようになっているのか、確認のため伺います。

それから、2点目については、職員にかかる部分と特別職や議員などにかかる部分とを別立てにして上程することは考えなかったのかですね。このことは、職員分については、当然自らの労働条件の一環として、市職員との協議等の必要性も出てくるわけですし、その部分とその他の部分という意味での別立て議案としての上程はできなかったのかという意味でございます。

総務部長（秋元剛） 職員組合との協議及び合意はどうなっているかということでございますが、今回の人事院勧告に伴う給与改正につきましては、職員団体の方とも協議をいたしまして、合意をいたしているものであります。

それから、議案のスタイルと申しますか、様式のことであろうと思いますが、今回、6月議会と同じように1本の条例で関係する6本の条例を条立てで改正をしているわけですが、すけれども、原因を同じくして改正をする場合には、現行お示しの議案が一般的なスタイルであろうというふうに思っているところでございます。

15番議員（前之園正和） 1点目については了承いたしました。

2点目についてですが、そういう理由をもって1本でしたということは答弁として回答いただいたわけなんですけど、先ほども申し上げましたように、今回も市職員とは協議・合意に達しているとは言え、とにかくそれを協議の対象となる部分とですね、市長はじめ特別職と議員等についてはその必要性がないわけですし、また、場合によっては、特別職や議員の方がですね、何らかの理由でそこだけをとということも当然あるわけですよ。ですから、考え方として、別立てにするということも方法としてはあると思うんですけども、そこについての認識を、ちょっと市長でも副市長でもいいんですが、大本の方で、市長、副市長からというわけにいきませんか、別に。

総務部長（秋元剛） 前日もこのようなご質問をいただいたように記憶しているところでございますが、まず、議案スタイルについては、確かに、議員ご案内のとおり、個別に作成をする場合と、こうして条立てで、1本の条例で改正をする場合というのがございます。一般的には先ほど申し上げましたように、一般的に原因を同じくする分につきましては、こうして1本の条例でご提案をして、その内容につきましては、その関係条例ごとに条立てで内容をお示ししておりますので、特段、私どもとしては不都合は生じませんし、議案のスタイルとしては、より効率的な議案ではないのかなというふうに思っているところでございます。

15番議員（前之園正和） あえて申し上げれば、例えばですが、例えば、市職員との合意がなかなかできないという場合がないとも言えないわけですが、そういった時に、特別職や議員の方については改定をするということもあるわけですね。そういった場合に、原因が同じでも、市職員との合意がないのに強行するのかと、あるいは全体を出さないのかということもあるわけですよ。そういったことも考えると、市職員団体との協議を要するもの、そうでないものということで分離しておくことは、理にかなっている面もあろうかというふうに思ったわけで伺ってるんですが。

総務部長（秋元剛） 議員ご指摘、ご案内の状況、例えば、職員団体と合意をしないで議案を出すケース、これは私どもとしてはあってはならないというふうに思っておりますが、仮に、そういうことがあったとしても、1本の条例で、その中には条立てで改正を、ご提案をしておりますので、議会の手続きの方はよく承知しておりませんが、その部分だけ修正をするというような手法もあるのではないかと。したがって、議案として出すスタイルとしては特段に問題はないものというふうに私どもとしては考えております。

議長（新宮領進） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号から議案第93号までの5議案は、委員会付託を

省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第93号までの5議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第89号について採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第90号について採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第91号から議案第93号までの3議案を一括採決いたします。

3議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号から議案第93号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第94号～議案第104号一括上程

議長(新宮領進) 次は、日程第18、議案第94号、指宿市民会館の指定管理者の指定についてから日程第28、議案第104号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの11議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

## 提案理由説明

市長（田原迫要） それでは、説明申し上げます。

まず、議案第94号、指宿市民会館の指定管理者の指定についてから、議案第97号、山川砂むし保養施設の指定管理者の指定についてまでの4議案であります。

この4議案に係る公の施設は、指宿市民会館、指宿図書館及び山川図書館、ヘルシーランド、山川砂むし保養施設であります。いずれの施設とも、現在の指定管理者の指定期間が平成22年3月31日で終了いたしますことから、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第98号、指宿市イモゾウムシ等防除条例の制定についてであります。

本案は、イモゾウムシ等を駆除し、又はその蔓延を防止することによって、甘しょ等の生産の安全を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第99号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ1億9,984万1千円を追加し、予算の総額を206億6,251万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第100号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ443万1千円を追加し、予算の総額を72億1,945万円にしようとするものであります。

次は、議案第101号、平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入・歳出からそれぞれ52万6千円を減額し、予算の総額を4,100万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第102号、平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組み替えをしようとするものであります。

次は、議案第103号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入・歳出からそれぞれ121万8千円を減額し、予算の総額を12億6,329万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第104号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、収益的支出を436万7千円減額し、収益的支出額を6億5,676万8千円に、職員給与と費を469万8千円減額し、職員給与費額を1億5,658万7千円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、関係各部課長に説明いたさせますが、議案第101号、平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第103号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人事院勧告に伴い、今議会に提案いたしました指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正に基づく給料月額及び期末・勤勉手当の改定等による減額でありますので、内容につきましては、各会計補正予算書の給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。詳細についての説明は割愛させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長（秋元剛） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明を申し上げます。

提出議案の22ページをお開きください。

議案第99号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ1億9,984万1千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を206億6,251万4千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費を設定しておりますが、これは、5ページの第2表繰越明許費でお示しのとおり、9月補正で予算計上いたしました滞納整理システム導入事業の業者選定を、プロポーザル方式により決定することとしておりますが、本市の提示するシステム構築に所要の期間を要すること等の理由で辞退する業者もあり、提案業者が1社のみとなり、プロポーザル方式での競争性が確保できないことから、所要のシステム構築期間を確保するため、繰越明許費を設定するものであります。

第3条で債務負担行為の補正を計上しておりますが、これは5ページの第3表債務負担行為補正でお示しのとおり、4施設に係る指定管理期間が平成21年度で満了となり、平成22年度以降の指定管理業務について、指定管理者の指定と基本協定を本年度中に締結することから、ヘルシーランド管理業務及び指宿市民会館管理業務につきましては平成24年度まで、指宿図書館及び山川図書館管理業務については平成26年度までの指定管理料の限度額を設定するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目のところに人件費を計上しております。これにつきましては、平成21年人事院勧告に伴う給料改定及び期末手当・勤勉手当の改定等に係る人件費の減額であります。なお、各目の人件費につきましては、27ページから29ページの給与費明細書を参照して

いただきますようお願いを申しあげまして、以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、14ページをお開きください。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節4共済費，説明欄の賃金に係る社会保険料2万9千円の増額と，節7賃金4万4千円の減額補正につきましては，開聞支所地域振興課の月額臨時職員に係る増減を計上するものであります。

目6財産管理費，節7賃金36万9千円と，節11需用費，説明欄の消耗品費3万8千円の合計40万7千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し，公有財産台帳の整備事業費を計上するものであります。同じく，節11需用費，説明欄の印刷製本費56万4千円の補正につきましては，無償提供の広告入り窓空き封筒の在庫がなくなったことから，窓空き封筒購入に係る不足額を計上するものであります。

次のページの，同じく，節25積立金1,259万8千円の補正につきましては，今回の補正の財源調整として，財政調整基金への積立金を計上するものであります。

目12諸費，節23償還金・利子及び割引料，説明欄の市税還付金及び加算金1,050万円の補正につきましては，景気低迷等に伴う法人市民税の還付や，山川・開聞地域の全棟調査に伴う固定資産税の修正還付等の増により予算不足が生じていることから，不足額を計上するものであります。同じく，説明欄の国庫支出金精算返納金945万7千円と，県支出金精算返納金203万1千円の合計1,148万8千円の補正につきましては，平成20年度の児童福祉費，生活保護費及び障害者福祉費の事業費確定に伴い，国庫支出金及び県支出金に過払いがあったことから，その精算返納金を計上するものであります。

項2徴税费，目2賦課徴收費180万8千円の補正につきましては，固定資産税の適正賦課を図るため，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し，山川・開聞地域の全棟調査の事務整理に係る臨時職員の賃金と消耗品費を計上するものであります。

16ページをお開きください。

項5統計調査費，目7農林業センサス費26万2千円の補正につきましては，農林業センサス費に係る市町村交付金の内示に伴い，報酬，消耗品費及び通信運搬費を増額計上するものであります。

款3民生費，項1社会福祉費，目2障害者福祉費3,196万3千円の補正につきましては，障害者福祉サービス報酬改定等に伴う障害者支援費2,530万4千円の増と，自立支援総合対策事業実施に伴う自立支援特別対策事業費224万9千円の増，地域活動支援センター事業等の利用者増に伴う地域生活支援事業費441万円の増を計上するものであります。

目3老人福祉費1,125万円の補正につきましては，認知症高齢者グループホーム等の介護施設等整備に対する事業費補助金で，当初，国庫補助の地域介護・福祉空間整備事業費として，1,500万円を計上しておりましたが，国庫補助事業から県補助事業に変更となり，補助額も1,500万から2,625万円に引き上げられたことから，その差額を増額計上するものであります。

項2児童福祉費，目1児童福祉総務費，次のページを開けていただきまして，節13委託料36万1千円の補正につきましては，子ども発達支援センター「さつき園」の職員に係る職員手当等の増に伴う委託料の不足額を計上するものであります。

目2児童措置費，節13委託料48万4千円の補正につきましては，休日保育事業及び乳幼児一時預かり事業に係る補助額の確定に伴い，保育所対策促進事業費41万6千円の増，地域子育て支援拠点事業及び放課後児童健全育成事業の補助額確定に伴い，児童環境づくり基盤整備事業費6万8千円の増を計上するものであります。同じく，節20扶助費3,976万1千円の補正につきましては，保育所入所児童の低年齢化及び措置児童数の増に伴う運営事業費3,264万6千円の増と，児童手当対象児童数の増に伴う支給費711万5千円の増を計上するものであります。

目3母子等福祉費，節20扶助費，説明欄の補助事業110万8千円の補正につきましては，母子家庭自立支援給付対象者の増に伴う給付金の増を，単独事業415万4千円の補正につきましては，ひとり親家庭等医療費助成申請者の増に伴う医療扶助費の増を計上するものであります。

目4児童福祉施設費，節4共済費，説明欄の賃金に係る社会保険料9千円の減額と，節7賃金5万5千円の減額補正につきましては，開聞児童館の月額臨時職員に係る減額を計上するものであります。

項3生活保護費，目1生活保護総務費，節7賃金から節19負担金補助及び交付金までの5万2千円の補正につきましては，生活保護費の適正実施推進事業費内示に伴う関係事務費の増額と，予算の組み替えを計上するものであります。

目2生活保護扶助費6,655万4千円の補正につきましては，生活保護措置対象者の増に伴う扶助費の不足額を計上するものであります。

款4衛生費，項1保健衛生費，次のページの目2予防費443万3千円の補正につきましては，日本脳炎及びMRワクチンの接種者増に伴う予防接種委託料の不足額を計上するものであります。

目6環境衛生費55万6千円の補正につきましては，地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し，山川火葬場の化粧自動扉等の整備事業費を計上するものであります。

項2清掃費，目2塵芥処理費240万9千円の補正につきましては，地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し，清掃センター焼却炉の煙道整備事業費を計上するものであります。

款5農林水産業費，項1農業費，目1農業委員会費，節7賃金から節18備品購入費までの47万4千円の補正につきましては，農業者年金事務費の内示に伴う関係事務費46万6千円の増と，農地保有合理化事業費の内示に伴う関係事務費8千円の増を計上するものであります。

20ページをお開きください。

目3農業振興費，節19負担金補助及び交付金，説明欄の補助金173万8千円の補正につきましては，開聞入野集落の無線放送施設整備に対する補助金を，投資的経費のもの4,288万4千

円の補正につきましては、J A いぶすきの真空野菜冷却装置導入に対する補助金を4,218万4千円と、小牧農産加工組合のソラマメペーストを製造する、裏ごし機導入に対する補助金70万円を計上するものであります。同じく、節25積立金2万5千円の補正につきましては、農業振興促進基金に係る預金利子の増に伴い、農業振興促進基金への積立金を増額計上するものであります。

目5畜産業費120万1千円の補正につきましては、クリーンアップいぶすき確立事業費として、畜産業などの消臭対策や害虫駆除対策に効果のある微生物活性剤「L O V E いぶすき」の製造施設整備費と維持費を計上するものであります。

目6農地費、節4共済費、説明欄の賃金に係る社会保険料から節14使用料及び賃借料までの1,012万2千円の補正につきましては、地籍調査事業費の追加内示に伴う事業費1,000万円の増額と、K A Mなんさつ事業で整備した小川東平トイレの加圧ポンプ制御盤が、落雷により破損したことに伴う取替修繕料16万8千円、広域基盤整備計画調査費の畑かん農地等用水量算定調査事業費の内示に伴う関係事務費4万6千円の減額を計上するものであります。

項2林業費、次のページの目2林業振興費412万5千円の補正につきましては、松くい虫特別防除事業実施区域の変更に伴う委託料402万円の減額と、松くい虫伐倒駆除事業実施区域の追加に伴う委託料814万5千円の増額との差額を計上するものであります。

項3水産業費、目2水産業振興費、節8報償費5万円の補正につきましては、40歳以下で漁協の正会員として、1年以上従事した漁業後継者に対する漁業後継者奨励金で、対象者1名分の計上であります。同じく、節9旅費から節19負担金補助及び交付金までの358万8千円の補正につきましては、母藻設置やウニ駆除、海岸清掃等を行う藻場干潟等保全活動支援推進事業費に係る関係事務費20万円と、事業費の追加に伴う負担金338万8千円を地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し計上するものであります。

款6商工費、項1商工費、目3観光費、次のページを開けていただきまして、節11需用費34万円の補正につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、観光客や毎年本市を訪れるキャンプ・合宿等の歓迎用として、横断幕の作製費を計上するものであります。

目4温泉施設費、節4共済費17万2千円の増額と、節7賃金15万3千円の減額補正につきましては、レジャーセンターの月額臨時職員に係る増減を計上するものであります。同じく、節11需用費210万7千円の補正につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、老朽化しているヘルシーランドの熱交換機改修費130万9千円と、レジャーセンターの温泉配管パイプ清掃整備費79万8千円を計上するものであります。同じく、節18備品購入費57万円の補正につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、老朽化しているヘルシーランドの入浴券自動販売機の購入費を計上するものであります。

目5公園管理費、節4共済費14万円の増額と、節7賃金19万1千円の減額補正につきましては、ふれあい公園の月額臨時職員に係る増減を計上するものであります。同じく、節18備品購入

費343万9千円の補正につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、公園管理用のトラクター256万5千円と、軽トラック87万4千円の買替え購入費を計上するものがあります。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節4共済費8万3千円の増額と、節7賃金18万5千円の減額補正につきましては、山川及び開聞支所地域振興課の道路維持の月額臨時職員に係る経費の増減を計上するものであります。同じく、節18備品購入費327万7千円の補正につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、道路維持管理用の2tダンプの買替え購入費を計上するものであります。

次のページの項3河川費、目1河川総務費50万円の補正につきましては、道上畑かん地内の福洞谷砂防施設整備に係る県営事業負担金を、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し計上するものであります。

項4港湾費、目1港湾建設費106万2千円の補正につきましては、指宿港の海岸老朽化対策緊急事業に係る県営事業負担金を、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し計上するものであります。

項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金121万8千円の減額補正につきましては、公共下水道事業特別会計に係る職員人件費が減額になったことから、財源調整として、一般会計繰出金の減額を計上するものであります。

24ページをお開きください。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費20万円の補正につきましては、地域火災予防活動推進事業費補助金の内示に伴う関係事務費を計上するものであります。

目5災害対策費、節14使用料及び賃借料1万6千円と、節19負担金補助及び交付金16万円の合計17万6千円の補正につきましては、消防防災ヘリ緊急運航に係る鹿児島市のヘリポートから病院への、鹿児島市消防局救急車の借上料と、添乗医師等に係る負担金を計上するものであります。同じく、節15工事請負費656万6千円の補正につきましては、緊急地震速報、津波情報等を全国民に瞬時に伝達する全国瞬時警報システムに係る整備事業費を計上するものであります。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節4共済費、説明欄の賃金に係る社会保険料2万1千円の減額と、節7賃金12万7千円の減額補正につきましては、学校図書館司書の月額臨時職員に係る減額を計上するものであります。

次のページの項2小学校費、目3学校教育振興費、節11需用費23万円の補正につきましては、教育課程改編に係る小学校教師用指導書購入費の不足額を計上するものであります。同じく、節20扶助費200万3千円の補正につきましては、小学校の要保護・準要保護児童就学援助に係る対象者増等に伴う扶助費を増額計上するものであります。

項3中学校費、目3学校教育振興費8万円の補正につきましては、全国大会及び九州大会に

出場した南指宿中学校陸上部，九州大会に出場した北指宿中学校及び開聞中学校の陸上部員の大会出場旅費に対する補助金を計上するものであります。

26ページをお開きください。

項7保健体育費，目3学校給食センター費，節4共済費，説明欄の賃金に係る社会保険料9千円の減額と，節7賃金5万6千円の減額補正につきましては，山川給食センターの月額臨時職員に係る減額を計上するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，11ページをお開きください。

款12分担金及び負担金，項2負担金，目2民生費負担金72万8千円の補正につきましては，子ども発達支援センターさつき園に係る南九州市の運営費負担金で，障害サービス費報酬改定に伴う49万8千円の減額と，児童居宅生活支援費の報酬単価の改定等に伴うさつき園に係る連合会からの給付金122万6千円の増額を計上するものであります。

款14国庫支出金，項1国庫負担金，目1民生費国庫負担金7,733万円の補正につきましては，障害者支援費，児童施設措置費，児童手当支給費及び生活保護費に係る国庫負担金を計上するものであります。

項2国庫補助金，目2民生費国庫補助金1,366万5千円の減額補正につきましては，地域生活支援事業費，母子家庭自立支援給付金事業費及び生活保護適正実施推進事業費に係る国庫補助金の計上と，地域介護・福祉空間整備事業費の国庫補助金が，県補助金に変更になったことに伴う国庫補助金1,500万円の減額を計上するものであります。

目3衛生費国庫補助金から目7商工費国庫補助金までの合計1,719万1千円の補正につきましては，補正財源として活用する経済危機対策臨時交付金を計上するものであります。

項3委託金，目3農林水産業費委託金4万6千円の減額補正につきましては，畑かん農地等用水量算定調査を行う広域基盤整備計画調査費の内示に伴う委託金の減額を計上するものであります。

款15県支出金，項1県負担金，目1民生費県負担金1,468万4千円の補正につきましては，障害者支援費，児童施設措置費，児童手当支給費及び生活保護費に係る県負担金を計上するものであります。

項2県補助金，目1総務費県補助金221万5千円の補正につきましては，公有財産台帳整備事業費及び固定資産税適正賦課事業費に係る県補助金を計上するものであります。

目2民生費県補助金3,888万9千円の補正につきましては，ひとり親家庭等医療費助成事業費，地域生活支援事業費，自立支援特別対策事業費，介護基盤緊急整備事業費，保育対策促進事業費及び児童環境づくり基盤整備事業費に係る県補助金を計上するものであります。

目4農林水産業費県補助金，節1農業費補助金5,211万6千円の補正につきましては，農業委員会費の事務費，地籍調査の追加事業費，入野集落の無線放送施設整備に対する農業・農村活性化推進施設等整備事業費，クリーンアップいぶすき確立事業費及び真空野菜冷却装置導

入を行う、かごしま野菜産地整備事業費に係る県補助金を計上するものであります。同じく、節2林業費補助金59万2千円の補正につきましては、松くい虫の被害対策自主事業費の減に伴う県補助金92万円の減額と、伐倒駆除事業費の追加に伴う県補助金151万2千円を計上するものであります。同じく、節3水産業費補助金20万円の補正につきましては、藻場干潟等保全活動支援推進事業に係る事務費交付金を計上するものであります。

目5土木費県補助金81万9千円の減額補正につきましては、ミニホイールローダの購入費確定に伴い、充当財源である県市町村合併特例交付金の減額を計上するものであります。

目6消防費県補助金676万6千円の補正につきましては、地域火災予防活動推進事業費及び全国瞬時警報システム整備事業費に係る県補助金を計上するものであります。

項3委託金、目1総務費委託金26万2千円の補正につきましては、農林業センサス費の内示に伴う委託金の増額を計上するものであります。

目4農林水産業費委託金290万円の補正につきましては、松くい虫の特別防除、秋期伐倒駆除及び被害対策に係る県営委託事業費の増減を計上するものであります。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金2万5千円の補正につきましては、農業振興促進基金の貯金利息を計上するものであります。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入47万3千円の補正につきましては、事務費の内示に伴う農地保有合理化促進事業事務費8千円と、農業者年金業務委託事務費46万5千円の増額を計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

健康福祉部長（田代秀敏） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の23ページをお開きください。

議案第100号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

それでは、補正予算書の31ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ443万1千円を追加し、予算の総額を72億1,945万円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、40ページをお開きください。

款4後期高齢者支援金、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金119万6千円の補正につきましては、平成21年度の後期高齢者支援金の確定に伴う増額補正であります。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金200万円及び目2退職被保険者等保険税還付金100万円の補正につきましては、税務調査による固定資産税の

資産割に伴う被保険者等への国民健康保険税過年度還付金等の増額補正であります。同じく、目5高額療養費特別支給金23万5千円の補正につきましては、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間に75歳に達した高齢者の誕生月の高額療養費は、誕生日前の国保制度と誕生日後の後期高齢者医療制度の自己負担限度額がそれぞれ計算され、不利益を生じることから、誕生月に限りそれぞれの自己負担限度額を半額することにより、本来払い戻される高額療養費を遡及して支給するための増額補正であります。なお、支給しました高額療養費につきましては、全額国庫補助金として交付されることになっております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、39ページをお開きください。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金23万5千円の補正につきましては、高額療養費特別支給金を増額補正するものであります。

款9繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金419万6千円の増額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整としまして、財政調整基金から繰入れをするものでございます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

産業振興部長（井元清八郎） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の16ページをお開きください。

まず、議案第96号、ヘルシーランドの指定管理者の指定についてであります。

本案は、ヘルシーランドの指定管理者として、株式会社セイカスポーツセンターを指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者候補者の選定につきましては、本年8月3日から9月3日までを応募期間として公募を行いましたところ、6団体の応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定いたしましたものであります。選定の理由につきましては、健康複合施設としての利用価値を高める多彩な自主事業や利用者のためのサービス内容が優れていること、積算根拠と整合性の高い収支予算により経費縮減につなげていること、管理運営における事業計画が高く評価できることなどから、ヘルシーランドの指定管理者候補者として最適であると判断し、選定したところであります。また、指定の期間につきましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間とするものであります。

次は、17ページをお開きください。

議案第97号、山川砂むし保養施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、山川砂むし保養施設の指定管理者として、株式会社ヤマモトプレジャーを指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、ヘルシーランドと同様、本年8月3日から9月3日までを応募期間として公募を行いましたところ、4団体の応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定いたしましたものであります。

選定の理由につきましては、経費縮減、利用客の増加の方策が図られ、指定管理者納付金の最高額を提示していること、開聞岳を望む状況での入浴を提供するため、2合柵の復活を提案していること、施設設備の維持管理面において、台風時の対応や砂の除去対策について積極的な対策を提案していることなどから、山川砂むし保養施設の指定管理者候補者として最適であると判断し、選定いたしましたところであります。また、指定の期間につきましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間とするものであります。

次は、18ページをお開きください。

議案第98号、指宿市イモゾウムシ等防除条例の制定についてであります。

国において本年7月21日に、植物防疫法に基づくイモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令が定められ、防除区域内から区域外へ甘しょ等の移動が禁止されましたが、甘しょ等の栽培の禁止はなされていないところであります。本市においては、地域の実情に鑑み、イモゾウムシ等が甘しょの一大産地である山川・開聞地域へまん延すると、農家や甘しょ等を原料とする焼酎メーカー、でん粉工場、加工業者等は、経済的に大打撃となる恐れが懸念されるところであり、イモゾウムシ等を一刻も早く根絶する必要があります。この根絶には、えさとなる甘しょ等を防除区域内から取り除き、餓死させることが最も有効な方策であります。本条例案は、防除区域内でイモゾウムシ等のえさとなる甘しょ等の栽培を禁止することで、イモゾウムシ等を駆除し、又はそのまん延を防止することによって、甘しょ等の生産の安全を図るため、制定しようとするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育部長（屋代和雄） それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加してご説明を申し上げます。

提出議案の14ページをお開きください。

まず、議案第94号、指宿市民会館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、指宿市民会館の指定管理者として、財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指宿市民会館の指定管理者に財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定することにつきましては、去る10月8日開催の指定管理者候補者選定委員会におきまして、候補者として選定したものでございます。

選定の理由といたしましては、公募により1社のみの指定申請でありましたが、指定管理

者候補者選定委員会におきまして、審査基準に照らし審査しました結果、同会社のこれまでの管理実績を考慮して、適切と判断したものでございます。また、指定の期間につきましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年とするものであります。

次は、15ページをお開きください。

議案第95号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者として、特定非営利活動法人、本と人をつなぐ「そらまめの会」を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指宿図書館及び山川図書館の指定管理者に特定非営利活動法人、本と人をつなぐ「そらまめの会」を指定することにつきましては、去る10月8日開催の指定管理者候補者選定委員会におきまして、候補者として選定したものでございます。

選定の理由といたしましては、公募により1社のみ指定申請でありましたが、指定管理者候補者選定委員会におきまして、審査基準に照らし審査いたしました結果、同法人のこれまでの管理実績を考慮して適切と判断したものであります。また、指定の期間は、図書館業務につきましては、一定の専門性並びに利用者や関係団体、教育委員会等との信頼関係の構築が必要であることから、長期的に安定した管理運営が望ましいと考え、今回、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年とするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

開聞支所長（吉井敏和） それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の25ページをお開きください。

議案第102号、平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の53ページをお開きください。

補正予算の内容につきましては、現計予算の歳出総額の中において歳出予算の組替えをしようとするもので、予算総額の2億3,834万1千円に変更はございません。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明申し上げますので、補正予算書の60ページをお開きください。

給料等の人件費につきましては、本年4月の人事異動による予算の整備に伴うものと、人事院勧告に伴う給与改定によるものでありますので、内容につきましては、補正予算書61ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申しあげまして、説明は割愛させていただきます。

次に、款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節4共済費のうち、賃金に係る社会保険料

6万3千円の減額及び節7賃金38万2千円の減額につきましては、月額臨時職員に係る減額を計上するものであります。同じく、節25積立金183万5千円の増額は、今回の歳出補正予算の財源調整といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金に積み立てを行うものでございます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

水道課長（大道武雄） それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の27ページをお開きください。

議案第104号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用及び第1項営業費用をそれぞれ436万7千円減額し、水道事業費用を6億5,676万8千円に、営業費用を5億5,787万5千円にしようとするものであります。

主な内容は、人事院勧告の趣旨に基づく給与改定や職員の育児休業期間中の給与費599万5千円を減額計上し、小雁渡浄水場ろ過施設応急作業に要した時間外勤務手当や法定福利費の負担金率が増となったことにより162万8千円を追加計上するものであります。

次に、第3条におきまして、当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を469万8千円減額し、1億5,658万7千円にしようとするものでございます。なお、詳細につきましては、2ページ以降に説明書として実施計画、資金計画並びに給与費明細書等を添付してございますので、参照していただきますようお願いいたします。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時46分 |
| 再開 | 午後 | 1時52分 |

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議案第94号～議案第104号（質疑，委員会付託）

議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

ご質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

大保三郎議員。

16番議員（大保三郎） 議案第95号について伺います。指宿・山川両図書館の指定管理者に選定されております特定非営利活動法人、本と人とをつなぐ「そらまめの会」の活動に対しましては、市民の評価も良く、我々も活動報告をいただき、理解しているところであります。

家族も土曜日、日曜日は両図書館をよく利用しており、職員の対応、図書館の雰囲気等についても聞き及び、承知しているところであります。18年4月に私どもに配布されました行政改革推進室の指定管理者制度に関する説明資料、また、指宿市指定管理者制度導入に係る指針においても、指定管理者期間は原則3年間とするとあります。ただし、特別な理由がある場合は、相当期間としてあります。今回、両図書館の指定が5年間となった特別な理由とは何かを伺います。先ほど少し説明がありましたが、追加があればお願いいたします。

教育部長（屋代和雄） 図書館の指定管理期間が3年から5年間になった理由ということでございます。

この指定期間は、サービスの安定性及び継続性を確保する一方、長期固定化による弊害を排除することを基本としているところでございます。この施設の性格及び実情等を総合的に考慮して、施設の維持管理が主たる業務の場合は3年とし、業務内容に相当な必要性が認められ、人材の育成確保等に期間を要する場合は特別な理由にあたるかと考え、図書館の場合は5年と考えているところでございます。相当な専門性が認められるということでございます。指定管理者制度のメリットでございますが、図書館運営の大幅な裁量権を指定管理者に与え、その創意工夫を生かすことにあるという判断から、資料選定とか、新規のサービス開発、外部関連機関との連携等、機動的な業務も指定管理者の方に業務範囲という形でしているところでございます。ただ、それは図書館運営の責任を指定管理者に全て任せてしまうということではなく、運営状況の点検、改善指導等は、当然、教育委員会の方が責任を持って行い、その責任を分担することで、この両者が協働しながら進めていく官民パートナーシップの具現化というふうに考えており、特別な場合ということで、5年としたわけでございます。

16番議員（大保三郎） 指定管理者制度の導入目的、これはですね、歳出削減が主な目的だったと理解しているところですが、今回の補正予算において、債務負担行為の追加で2億5,332万5千円、図書館指定に係る管理業務費が記載されております。19年度からの3年間の指定管理料は年間4,969万2千円でありました。今回、5年間の平均が5,066万5千円、年間約100万円のアップとなっております。このことは債務負担行為の限度額として上程してあるのか、また、22年度からの予算において、このまま履行するのか伺います。また、そらまめの会からの更なる歳出削減策というものは提出されているのでしょうか伺います。

教育部長（屋代和雄） この厳しい財政状況の中で、図書館事業として継続的に安定的な運営を図る手法として、指定管理者制度の活用が有効であるというふうに考えているところでございます。今回、候補の方から提案額の提案額が示されたわけでございますけれども、その中を見ますと、増加の要因といたしましては、本と人とをつなぐ「そらまめの会」が消費税の課税団体になったことにより、年間150万程度の増加があったと、これが大きな要因ではなかろうかというふうに考えているところでございます。各年度の指定管理料は指定管理者

と市との年度協定の中で定めることになっておりますので、毎年度、この業務内容を精査することによりまして、この債務負担の額を上限とし、年度ごとの指定管理料を決めていくというふうに考えているところでございます。今回、議会の方でご承認をいただきましたならば、そらまめの会の方とも話し合いの中で、お互いが納得する額という形で決めていこうというふうに思っているところでございます。

議長（新宮領進） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第99号を除く10議案については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第99号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

#### 指宿地区消防組合議会議員の補欠選挙

議長（新宮領進） 次は、日程第29、指宿地区消防組合議会議員の補欠選挙を議題といたします。

本件については、議員辞職により消防組合議員に欠員が生じていることから、当消防組合規約第5条の規定により、議員1名を選出するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議長によって指名することに決定いたしました。

ご指名申し上げます。指宿地区消防組合議会議員に横山豊議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました横山豊議員が指宿地区消防組合議会議員に当選されました。

散 会

議長(新宮領進) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 中 村 洋 幸

議 員 竹 山 隆 志

## 第4回指宿市議会定例会会議録

開議 平成21年12月11日午前10時

~~~~~

### 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

1番議員	下柳田 賢 次	2番議員	中 村 洋 幸
4番議員	竹 山 隆 志	5番議員	松 下 喜久雄
6番議員	濱 崎 里 志	7番議員	前 田 猛
8番議員	横 山 豊	9番議員	下川床 泉
10番議員	前 原 六 則	11番議員	岩 崎 亥三郎
12番議員	福 永 徳 郎	13番議員	吉 村 重 則
14番議員	高 橋 三 樹	15番議員	前之園 正 和
16番議員	大 保 三 郎	17番議員	新川床 金 春
18番議員	高 田 ちヨ子	19番議員	物 袋 昭 弘
20番議員	田 中 健 一	21番議員	木 原 繁 昭
22番議員	新宮領 進	23番議員	小田口 郁 雄
24番議員	六反園 弘	25番議員	森 時 徳
26番議員	新 村 隆 男		

---

### 1. 欠席議員

な し

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	田原迫 要	副 市 長	鶴 窪 吉 英
教 育 長	田 中 民 也	総 務 部 長	秋 元 剛
市民生活部長	新 村 光 司	健康福祉部長	田 代 秀 敏

産業振興部長	井元清八郎	建設部長	吉永哲郎
教育部長	屋代和雄	山川支所長	岩崎三千夫
開聞支所長	吉井敏和	総務課長	渡瀬貴久
人事秘書課長	邊見重英	企画課長	高野重夫
行政改革推進室長	廣森敏幸	財政課長	富永信一
市民協働課長	上村公德	税務課長	濱田悟
収納管理課長	大久保正一	長寿介護課長	迫田福幸
地域福祉課長	久保憲一郎	健康増進課長	中村幸男
農政課長	浜田淳	商工水産課長	野口義幸
建設監理課長	石口一行	土木課長	内園正英
教育総務課長	今村了	社会教育課長	大浦誠
水道課長	大道武雄	農地整備監	池増広行

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	増元順一	次長兼議事係長	福山一幸
主幹兼調査管理係長	上田薫	議事係主査	宮崎勝広
議事係主査	濱上和也		

開 議

午前10時00分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において松下喜久雄議員及び濱崎里志議員を指名いたします。

#### 一般質問

議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

15番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。今度の議会は、市長においても、我々議員においても、任期中最後の定例市議会となっております。私自身は、市民の応援をいただけるならば、引き続き議会の内外を通じて市民の暮らしを守り住みよい市政を築くために頑張る決意です。市長におかれましては、既に勇退の意向を示されております。そういう中での一般質問ですから、市長の基本的な政治姿勢が改めて問われると同時に、市長は指宿市に何を残していくのかということを問われているのかもしれない。

そこでまず、メディポリス指宿への財政支援の見直しについてであります。この4年間の市長の政治的姿勢を特徴づけるものがメディポリス指宿への財政支援であったとすれば、市民にとって何と不幸なことだったのでしょうか。行政改革の名のもとに、市民に対しては多くの負担を求めながら、大企業法人に対しては大盤振る舞いであります。旧グリーンピア指宿時代からの建物に対する固定資産税に相当する財政支援を10年間に渡って行う、その総額は約3億6,000万円であります。市長は市長なりの正当性を主張するにあたり、主に二つのことを言ってきました。一つは3億6,000万円の財政支援をしても、差額分の4億3,000万円が固定資産税として別に入ってくるというものです。しかしこれは、財政支援を条件として新日本科学が旧グリーンピア指宿跡地を買ったのではなく、新日本科学が買って以降、メディポリス指宿が法人として発足して以降に財政支援を決めたという経緯からしても、3億6,000万円の財政支援によって4億3,000万円が生まれたのではなく、合計7億9,000万のうち3億6,000万円を負けてやるに等しいとしか言いようがありません。改めて論じ合うまでもありません。もう一つの主張は、高度先端のがん治療法によって健康増進に寄与すると言います。市長の

いう意味合いは、一般的に寄与するというだけでなく、指宿市民が優先的にと言いますが、一番恩恵を受けるということをおっしゃいます。果たしてそうでしょうか。治療費とされる約300万円は医療保険が効かず、全額自己負担になるわけですから、だれでも払える金ではありません。いかに先端医療であろうとも、いかに治療効果を保障されようとも、所得に関係なく等しく指宿市民が恩恵を受けるということにはなりません。市民の健康増進のためという視点からすれば、各種がん検診などを無料にして早期発見と医療保険による早期治療こそ効果が期待できるし、所得による受ける恩恵の差も生じません。次に、財政が苦しいと言われるときだからこそ、どこに応援をする政治を行うかという問題についてです。今の日本の政治を見ますときに、二つの異常があると言われていています。一つは、異常な対米従属、もう一つは、異常な大企業中心の政治であります。メディポリス指宿に対して国が24億円の財政支援、県も貸付けを含めて同じく24億円、そして、指宿市が10年で3億6,000万円の財政支援、正に二つ目の異常、大企業中心の政治そのものであります。直ちにその姿勢を改めて市民生活や地元中小の企業や産業を応援する政治に切り替えるべきです。

メディポリス指宿への財政支援の見直しに関して4点ほど伺います。まず、奨励額はこれまで何年分で合計幾らになるか。次に、奨励措置をやめる考えはないかどうか。3点目に市民の健康への寄与を言うなら、各種がん検診などを無料にすることこそ、早期発見・早期治療につながり、市民の健康増進につながるのではないかと思います。4点目には、大企業への応援でなく、市民生活や地元中小の企業や産業などを応援することこそ必要ではないかと思いますが、いかが考えますでしょうか伺います。

次に、子ども医療費助成の充実についてであります。私は子ども医療費助成の問題について、合併後の議会だけでも数えてみましたら、今回で8回目の質問を行うこととなります。この間、前進したことと言えば、対象者が6歳になる誕生日までだったのが、昨年度から就学前までに拡大されたことであります。しかしながら、県の制度自体がその後改定されて、就学前までになっています。現在の指宿市の制度が所得制限があるなしを除けば、県の制度そのものですから、各自治体において上乘せ制度を作っているもとで、もはや指宿の制度は県の中でも最低レベルということになります。垂水市の中学校卒業までの無料化を筆頭に、小学校卒業まで無料とか、その他年齢を区切って無料の制度にしたり、自己負担が指宿のように3千円ということだけでなく、2千円にしたりするなど、いろいろの形で制度を充実させてきているのが県内の各自治体の最近の動向であります。そこで改めて伺います。

まず、県内における最近の動向をどのように見ているか伺います。次に、自己負担なしにする考えはないかどうか伺います。そして、小学校卒業まで対象を広げる考えはないかどうか伺います。

次に、防災無線設置の必要性についてであります。この件については単刀直入に3点ほど伺います。

まず、防災無線の必要性をどのように認識しているかを伺います。次に、災害時等の緊急連絡は全市内に対してどれぐらいの時間で可能かを伺います。市政事務嘱託員なり特定の者に対する伝達時間でなく、原則として、全市民に対しての周知に要する時間であります。原則というのは、例えば、寝ていて聞こえなかったとか、行政の責任によらない伝達不能を除くという意味であります。もう1点は、災害時等の緊急連絡の届かない地域、地区はないかどうか伺います。

次に、微弱電波地域、難視聴地域対策についてであります。2011年7月23日までアナログ放送は終了し、地デジ対応のテレビ、あるいはチューナーなしにはテレビが見られなくなります。生活保護世帯等への対応をどうするかなど、問題はいくつかありますが、その一つに地デジ対応のテレビを買ってきても、テレビを見ることができないというケースが想定されています。いわゆる微弱電波地域、難視聴地域であります。これまで市議会でも成川の一部地域については話題になり、対応について市の見解なども述べられてきましたが、実は指宿市内にはまだまだ同様の地域があるようですし、そこに住む住民はテレビが見られなくなるのではないかと心配をしております。国の施策で地デジ化するわけですから、基本的には国が対応することになると思われまます。また、それぞれの放送局がどう対応するのかということが第一義的問題だとは思いますが、地域住民の暮らしを守る、利便を図るという意味においては地方自治体の果たさなければならない問題もあると思えます。難視聴地域がどういう地域、区域にあり、どのような受信状況なのかなどを把握し、必要な対策を国や局に求めたり、あるいは市営住宅等でそのような事態が発生しているとすれば、市の責任において協調アンテナなどを設置したり、いろいろと市の対応の必要が出てくると思えます。

そこでまず、難視聴地域への対応として市としての基本的な対応はどのようになっているのかを伺います。次に、市として把握している地域や区域はどのようなところがあるか。面として把握しているところ、あるいは点として把握しているところなどあると思えますので、大体の地域を示していただきたいと思えます。次に、対象地域に対する市としての具体的な対応はどのようになっているのか伺いまして、第1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） おはようございます。私の方からメディポリス指宿の財政支援の見直しについての問題と、子ども医療費助成充実についてお答えをさせていただきます。

まず、メディポリス指宿についての各般の質問をいただきましたが、ご存知のとおり、メディポリス指宿に至った経緯は、まず最初に、グリーンピアの廃止問題がありました。全国で13のグリーンピアがありまして、これが廃止ということになりました。グリーンピア指宿をどうするかということについては、当該地方自治体として非常に大きな問題でありました。そういうことで、地方自治体に譲る場合は、概ね3億円前後であろうという予想のもとで、最初は何とかしてこの施設を活かしたいということから始まった作業であります。残念ながら民間に公募をかけましたけれども、公募が成立しませんでした。そういうときに、それで

も何とかしたいということで、旧グリーンピア指宿を地方自治体が3億円で買えるとしたら、その後どう活用しようかということで県とも相談し、最初は一旦市で取得して10年間、3億円ですので1年間に3,000万ぐらいの家賃でお貸しして、それで10年後に無償譲渡というのはどうかというようなことから、新日本科学、あるいは京セラの稲盛さん等々、いろんな方に相談をして事業を進めたわけでありまして。新日本科学がそういう中で、市で3億で買ってくれたら3,000万ということでしたけれども、10年後に無償譲渡ということは、民間の契約の場合は成立しますけれども、地方自治体と一般企業、株式会社との場合は、10年後の議会での承認が必要ということでありまして。とすると、その10年間で新日本科学としてはいろんな事業展開をしようとした場合に、株主の理解が得られない、つまり、そこに投資をしても、それが10年後の議会で無償譲渡が成立するかしないかという不確定要素がある中で投資は非常に難しいということでありました。そういうことで、新日本科学としては直接買収という形になったわけでありまして。つまり、一番最初の計画どおりいきますれば、指宿市が3億円で購入をして、それを3,000万ずつ10年間で返していただくとしても、指宿市には1銭の固定資産税その他入ってこないわけでありまして。そういうことから、今回、その後いろいろな協議を経て、そして国から、確かに、議員がおっしゃるように200億以上かかった施設を6億5,000万で入札をしたわけですが、それを何とか天下国家のために役立てる施設にしたいということで、鹿児島大学、あるいは京セラの稲盛会長等々、いろんな方と相談をして、これを世界に光を発する医療施設にできないかということからスタートした事業であります。そういう観点から答弁をさせていただきますが、先ほど申し上げました全国13のグリーンピアの中で、典型的な例がグリーンピア恵那というのがあります。結局、ここは落札者がなくて、建物が取り壊されました。そして、その土地については恵那市に1億5,000万ほどで払い下げられ、現在、そこは市民広場となっております。その他、高知を除いた他の10の施設は、全て地方自治体が引き受けて、保養施設だとか、そういうものに活用しながら年間数億円の一般財源を投入しながら維持をしているわけでありまして。そういう中で、メディポリス指宿の場合は、旧グリーンピア指宿の建物の固定資産税についてこれを10年間免除しようと、土地だとか新規に投資した分には固定資産税をいただくわけでありまして。私も共産党の赤旗の新聞を見させていただきましてけれども、出の方だけを強調されています。入りの方についてもぜひ書いていただきたいと思うんですが、ちなみに、奨励金の額についてであります。平成20年度が3,930万円、平成21年度が3,796万9千円を支援しております。この2年間で支援額は7,726万9千円であります。一方、入ってきた固定資産税の方であります。平成20年度が5,161万3,500円、平成21年度が5,154万2,500円となっております。合計で1億315万6千円を納付していただいております。これを納付していただいたあと、その中から、旧グリーンピアの建物の部分を奨励として出すわけでありまして。比較をしますと2,600万円ほどが固定資産税として多く払っていただいているということでありまして。それから、平成

29年度までの10年間で試算しますと、議員からもありましたように、奨励金の総額は3億6,000万円と想定されます。一方で、入ってくる固定資産税は、現在整備中のがん粒子線治療研究センター等が完成し、新規分が更に増額となりますので、10年間に納めていただく固定資産税の総額は7億9,000万円と想定されます。したがって、最終的には、固定資産税額と差額は約4億3,000万円となる見込みであります。もちろん11年目以降は全ての固定資産税が入ってくる予定であります。

次に、奨励措置をやめる考えはないかということですが、先ほど来申しておりますように、がんの粒子線治療施設を中核とする高度先端医療施設など四つの柱からなるメディポリス指宿構想は、南九州から世界に向けて光を放つ医療ということの基本コンセプトに、最先端の医療健康の拠点を目指す施設として、指宿市の宝となる施設になるであろうと思われれますし、今後も奨励をすべき施設であると認識をいたしております。産官学連携のもと、国や県、並びに鹿児島大学、県医師会におきましても、それぞれ財政支援や知的支援等を行うことにしております。この立地によりまして、先ほども一部申し上げましたが、固定資産税額では差し引きで10年間で4億3,000万円ほどの増収となります。そのほか、そこに働く人たちの雇用が見込まれますし、現在でも平成20年度、21年度の個人住民税及び法人市民税の合計額は800万円であります。また、メディポリス指宿の工事に関わる関係者が本社から派遣され、関係者がおりますが、本社から派遣される技術者等を除きましても、現在、毎日120名ほどの人が作業に関わっておりますし、宿泊人員にしますと、延べ2千人ほどが指宿に宿泊して工事に関わっております。また、本体工事や外構工事において、市内の建設業者が受注をした額であります。この2年間で約6億2,000万円が発注をされております。加えて、高度先端医療施設であるがん粒子線治療研究センターが本市に整備されることになりまして、市民が地元で高度先端医療が受けられることになりまして、日常生活をしながら1日1時間程度で治療ができるようになります。また、入院にかかる負担もありませんし、指宿市民が一番恩恵を受けられることになろうかと思えます。以上のことから支援をするものであります。

それから、市民の健康への寄与を言うなら、各種検診などを無料にすることこそ必要ではないかということですが、各種がん検診等の実施に関しましては、昭和57年以降、老人保健法に基づく市町村事業として、平成10年度以降は、一般財源化され、法律に基づかない市町村独自事業として実施をされてきたところでございます。さらに、平成20年度以降は、健康増進法に基づく事業として市町村が実施しているところであります。検診にかかる負担金の徴収についてであります。健康増進法及び指宿市健康診査等費用徴収規則によりまして、検診費用の一部を受診者から徴収をいたしております。負担金の額であります。検診費用の約3割の負担をお願いをしているところであります。これは、老人保健法がスタートしたとき、約3割の目安がありましたし、この負担割合が現在も継続しているものであります。平成10年度以降は、国の補助金対象外の事業となっておりますので、負担金額について

は、各市町村で財政状況等地域の事情を考慮して、総合的に判断するものと認識をいたしております。

次に、市民生活や地元中小企業や産業などを応援することこそ必要ではないかということではありますが、おっしゃるとおりだと思います。市民生活や地元企業、産業の育成・支援ということは、非常に重要な政策であると認識をいたしておりますし、そのために企業誘致や産業振興に資する各種の支援制度を設けているところであります。メディポリス指宿のがん粒子線治療研究センターにつきましては、旧グリーンピア指宿の活用という観点から、産学官の連携のもと推進しているものであります。先ほども申し上げましたが、全国に13あった旧グリーンピア施設のうち、11の施設においては、地元の自治体が引き受けて、保養施設等に活用しているようでありますが、そのほとんどが一般財源から毎年多額の支援をしているところであります。もちろん、自治体の財産でありますので、固定資産税は入ってきておりません。残る一つの施設、これは土佐の横浪であります。これにつきましては、学校法人に一部譲渡されておりますが、これにつきましても、土地の固定資産税のみで建物については支援をしているところであります。このような中で、メディポリス指宿は、施設の有効活用をはじめ、新たな雇用の創出と、それらの人々が指宿に定住することが期待されるとともに、県内をはじめ、全国、海外から、患者及びその家族の滞在も見込まれます。その波及効果として、地元が活性化されることが期待されますし、併せて、税収の伸びも大きく期待されるところであります。このようなことから、市としましても国・県の財政支援と歩調をあわせて、産学官の連携のもとで、財団法人メディポリス医学研究財団に財政支援を行おうとするものであります。なお、8月末現在のメディポリス指宿全体の雇用者は107名となっております。がん粒子線治療が完成する2011年には、更に多くの雇用が見込まれることから、現下の厳しい雇用情勢の中では、非常にありがたいことであると考えております。全国的に雇用情勢が非常に厳しくなっております。各自治体はあらゆる手だてを講じて企業誘致に取り組んでおります。県内では、特に出水市が大変でありますが、撤退したパイオニア・NEC液晶テクノロジー出水工場跡地に、新規に企業誘致をするため、施設の固定資産税を企業が進出した翌年度から10年間、全額を課税免除とするという条例を本年6月に制定されております。総額では14億円を超える財政支援を打ち出しております。本市におきましても、何度も申し上げておりますように、もし活用されなかったら取り壊されたであろう旧グリーンピア指宿の建物部分について、固定資産税相当額を10年間奨励金として交付しようとするところであります。なお、新たに建設された施設、建物等につきましては、当然、新たな固定資産税が発生します。

次に、子どもの乳幼児医療費助成制度に係る県内の動向に対する本市の認識についてのご質問でございます。県はこれまでの乳幼児医療費助成制度を見直し、平成22年1月から内科診療、歯科診療の助成対象年齢をそれぞれ小学校就学前まで拡充したところであります。他

市の状況を見ますと、助成対象年齢については、垂水市が中学校3年生まで、出水市が小学校3年生まで拡大をしております。また、非課税世帯以外の無料枠につきましては、就学前までが、薩摩川内市、霧島市、曾於市、出水市が小学校3年生まで、南九州市が9歳までとなっているようです。それぞれの自治体が政策方針として、独自の乳幼児医療費助成制度の見直しを掲げ拡充していることは認識をいたしております。本市としましても、平成20年度から医科、歯科医療の対象者を就学前まで拡大するなど、限られた財源の中で取組をしてきたところでございます。この制度の充実、次代を担う子供たちを健やかに生み育てる環境を整備しようということにおいても、重要な施策の一つであると思っておりますが、このような社会保障に関することは、本来国において制度化するものと考えておりますし、現在、政府の方でも子ども手当など、新しい支援制度が検討されておりますので、今後も引き続き県市長会や九州市長会等を通じて、国や県に対して要望してまいりたいと、そのように考えております。

乳幼児医療費に係る自己負担金分についてのご質問でございます。県内18市における自己負担金の状況につきましては、来年度実施予定を含めると、無料、あるいは何らかの助成を実施・計画している市が増えてきているのは事実であります。議員ご指摘の自己負担金なし、つまり完全無料化を就学前まで実施した場合は、現在展開をしている次世代育成支援対策事業に加えて、更に3,700万円の財源確保が必要になる予定です。このような状況から、現状では非常に厳しいものと考えております。これまで子供を産み育てる環境づくりのために、次世代育成支援行動計画を実施していく中で、地域の特性を生かした数々の事業を行ってまいりました。これからも子供のために大切なことは何か、何をしてあげることが一番効果的なのか、限られた予算の中で考えていかなければならないと思っております。特に、少子化が急激に進んでおります。ここ10数年、子どもに対する子育て支援に対する各種の施策が展開をされておりますが、残念ながら出生率は年々減少しておるのが現状であります。また、このような支援制度がなくても、離島等においては、非常に出生率が高くなっていることもあります。したがって、少子化を防ぐために何が必要なのか、もっと基本的な議論も必要なのではないかと考えております。また、乳児医療費制度の助成等につきましては、先ほども申しましたが、基本的には、国や県が中心となって、子育て支援や少子化対策という観点から、制度の充実を図るべきではないかと考えております。

次に、小学校卒業まで対象者を広げる考えはないかという質問でございますが、本市では、平成20年度に助成対象年齢を就学前まで拡大したところでありまして、先ほど答弁いたしました完全無料化と同様、対象年齢を引き上げることに付きましても、厳しい状況だと考えております。本制度の充実につきましては、子育て支援や少子化対策の推進という観点からも、国や県に対して引き続き要望をしてまいりたいと考えております。以上です。

総務部長（秋元剛） 私の方から防災無線設置の必要性について、それから、微弱電波地域対

策についてをお答えをさせていただきたいと思います。

まず、防災無線の必要性をどのように認識をしているかということでございますが、指宿市地域防災計画では、防災行政無線及び地区放送施設を根幹的な通信系統として位置付けております。防災行政無線は、災害時に、迅速かつ確かな情報を、市民に伝える重要な通信手段として、大きな役割を担っているものと認識をいたしているところでございます。

それから、災害時等の緊急連絡は全市内に対してどれぐらいの時間で可能かということでございますが、新市の一体的な情報伝達手段として、平成18年に山川・開聞の既存のシステムに接続し、指宿庁舎から発信ができるよう合併操作卓の整備を行い、指宿庁舎から山川・開聞地域への同時放送、並びに指宿地域においては、市政事務嘱託員宅や防災関係職員宅等に戸別受信機による情報伝達ができる体制を整えてきたところであります。特に、指宿地域においては、市政事務嘱託員が戸別受信機で受信をし、地区放送施設を通じて、連絡することとなるため、防災にかかる放送例文のマニュアルを配布し、情報伝達の迅速化に努めているところであります。また、地区放送施設についても、屋外有線放送施設から、公民館長宅等で放送することができる地域情報伝達無線システムに切り替えている地区も多くなってまいりましたので、以前に比べますと、情報伝達に要する時間は、随分と改善をされてきているものと考えております。

次に、災害時等の緊急連絡の届かない地域はないかということでございますが、各地区、それぞれ県等の補助事業や指宿市広報用放送施設補助金等を活用し整備しておりますが、平成21年4月現在で、地区放送施設を整備していない地区は、14地区となっております。指宿校区では6地区、丹波校区では2地区、今和泉校区では6地区となっております。これらの放送施設のない地区に対する災害時の緊急連絡は、広報車や消防車両による広報のほか、自主防災組織や消防団員を通じての連絡が主となると考えております。避難勧告等で、緊急性が高く、住民への迅速な周知が必要な情報につきましては、「災害時における放送要請に関する協定」を県と放送関係機関と結んでいるわけでございますが、関係放送機関に対して、放送要請をしていくことになろうかと思っております。

次に、微弱電波地域の対策についてで、市としての基本的な対応についてでございますが、国は、2011年7月24日をもって地上アナログ放送を終了し、地上デジタル放送に完全移行することを定めております。そこで市では、地上デジタル放送に関する市民の皆さんの認知度を高めるため、広報いぶすき8月号に「あなたの家は大丈夫ですか？見られない地域があります」と題して、デジタル放送に関連する案内記事を2ページにわたり掲載をしたところがあります。その記事の中では、地上デジタル中継局の開局状況、地上デジタル放送を視聴する方法、地上デジタル放送に関する説明会の申込窓口などをお知らせをいたしました。さらに、地上デジタル放送に切り替わることにより、難視聴となる地域や世帯が発生すること、難視聴が発生した場合には市に連絡をしていただきたいこと、難視聴になった場合には、す

ぐに対応はできませんので、早めにデジタル放送対応受信機を購入していただきたいことなどを市民の皆さんにお知らせをいたしました。加えて、市では、難視聴が極力発生しないようにと、総務省九州総合通信局や、NHKなどの放送事業者に対し、指宿地域における中継局の整備等について、依頼や協議等を行ってきているところであります。

次に、市として把握している地域等についてでございますが、指宿市内で、地上デジタル放送に切り替わることによって廃止される中継局といたしましては、魚見岳にある指宿中継局があります。そのため、これまで指宿中継局からの電波を受信していた世帯や地域の皆さんは、紫原や鹿屋、額娃中継局などにアンテナの向きを変更し、地上デジタル放送を視聴することになります。国によりますと、指宿中継局を廃止することによって新たな難視聴が発生することはないとのことでございますが、これはあくまでもコンピューターのシミュレーションによるものでありまして、市としては、新たな難視聴が発生するおそれがあるのではないかと考えているところであります。また、これに加え、アナログ放送とデジタル放送の電波の違いにより、新たに難視聴となる地域や世帯も発生すると考えられますし、さらには、アナログ放送の時から難視聴となっていた地域や世帯もあるようでございます。そこで市では、先ほど申し上げましたが、広報いぶすき8月号の中で「デジタル放送を見られない地域や世帯が発生しますので、見られない場合は市に連絡をしてください」と、市民の皆さんに呼びかけております。その結果、市民の皆さんからは、これまで23件の情報が寄せられております。地域で申し上げますと、戸迫、瀧口、瀧山、宮、温湯、田良、五郎ヶ岡、愛宕下、前原、前園、町6区、それから西開間、上仙田となっております。

対象地域に対する具体的な対応についてでございますが、難視聴の連絡をいただいた23件につきましては、各世帯の現状を改めて認識し、現在もなお難視聴となっている場合には、国が設置をいたしましたテレビ受信者支援センター・デジサポ鹿児島に、受信状況の改善のための調査員を派遣するよう要請をしたいと考えております。また、市ではこの23件以外にも難視聴が発生するのではないかと危惧しておりますので、引き続き、広報紙を通じて、市民の皆さんに市への連絡を呼びかけてまいりたいと考えております。そして、今後寄せられた情報につきましても、デジサポ鹿児島に引き継ぎ、調査員の派遣を求めたいと考えているところであります。なお、デジタル受信機を所有していない世帯は、市が現段階で情報提供を呼びかけましても、自分の世帯が難視聴であるのか、それともそうではないのか、把握できない状況にあります。国によりますと、地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率は60%程度のことであります。難視聴が判明してから、対策を講じる場合には、ある程度の期間が必要になりますので、市では、市民の皆さんに、早めに受信機を購入していただくよう、引き続き呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

15 番議員（前之園正和） もう少し要約して短く答弁がいただけたらと思ったところでございます。まず、メディポリス指宿への財政支援の見直しの件についてですが、市長は、活用

をしなかったら壊されていたと、そのことから、新日本科学、メディポリス指宿ができたことによって税収も確保され、雇用も確保され、産業への影響もあったと、盛んに述べるわけですが、従来から、この件についてはですね、この誘致の必要性は市長なりに言うんですが、この10年間にわたる奨励措置が誘致の条件だったのかどうかということについては、条件ではなかったというふうにも言っているわけですね。ですから、条件であったのであれば、奨励をすることによって存続できたんだと、これだけ税収があるんだというのは、論理的には成り立つと思うんですが、誘致の条件ではなくてですね、いろいろ思いはあったかもしれませんが、新日本科学が旧グリーンピアを買って、メディポリスという法人ができて、その後に奨励措置を起こすわけですから、これはですね、全くその理由にならないというふうにも思うんですね。それから、出の方だけでなく入りの方もというふうにおっしゃいますけれども、今言ったように、10年間で3億6,000万の財政支援をすると、これは旧グリーンピアにかかる建物ですから、その他の分があるので更に4億3,000万、トータルでは7億9,000万あるんだと、そのうちの3億6,000万を奨励するんだというふうにおっしゃいますが、このことはですね、この3億6,000万を奨励するから、4億3,000万が入ってくるのではなくて、7億9,000万入ってくるのに3億6,000万はまけてやると、返してやるということにほかならないわけですね。これは1回目の質問の中でもそのことについては触れたはずですが、そこで、この固定資産税を徴収しないのではなくて、徴収したうえで完納したことを確認の上、対象建物に係る各年度の固定資産税相当分を10年間にわたって奨励すると、奨励措置として交付するという仕組みになっているわけですが、これは結果として、あるいは事実上、対象建物に係る固定資産税を免除するというにしかならないと私は思うんです。そこで、こういう手法と言いましょかね、市長は市長なりの必要性を述べられ、政策としてメディポリス指宿に行ったということになるわけです。そこで伺うわけですが、この固定資産税を免除するのではなくて、納めていただいて、その完納を条件として相当する分を奨励するという手続きなんですけど、これは政策的にやろうと思えばですよ、やるかどうかはともかく、そういう手法はほかでも取れないわけではないと、手法としてですね、いうことは確認できるんじゃないかと思うんですが、そのことはどうでしょうか。

市長（田原迫要） まず初めに、この奨励金がなくても進出したのではないかという質問ですが、これについては冒頭に申し上げましたように、まず、旧グリーンピア指宿を何とかして活用したいという思いでした。議員もご存知のとおり、国の方でも7億を超す取り壊し費用を予算計上して、当時自民政権でしたが、そこで議論された、承認をされてたわけでありまして。つまり、新日本科学が進出をしてくれないと、あの建物は取り壊される予定でありましたし、予算措置もできておりました。そういう中で、それだけは困るという思いからスタートしたのがこの事業の発端です。そして最初は、地方自治体が購入して、それを10年間お貸ししようと、つまり、3億で買って3,000万ずつ10年間、そして、何とか指宿に役立つ施設に

活用してほしいという作業から始まったわけでありまして。したがって、そういう中で、新日本科学としても、メディポリス指宿財団を立ち上げて、何とか天下国家のためになる光を放つ医療施設をということでスタートした事業であります。そういう中で、108億のプロジェクトですので、その中で、国・県がそれぞれ概ね50億相当、そして、市の方としてどれだけの援助ができるかということで、冒頭に言いましたように、それらの経緯から判断して、旧グリーンピアの建物が取り壊されたであろう建物部分について支援をしようということになります。

それから、納入をいただいた後、それを確認をして奨励金を出す制度にしております。これは、先ほど来申しておりますように、メディポリス指宿財団の掲げる治療施設、そういうものについて、その趣旨に鑑みて支援をするということになります。

15番議員（前之園正和） やろうと思えば同様の手法がとれるんじゃないかということについては答弁がなかったんですが、もういいです。誘致の条件ではなかったというふうに言っているわけですね、この奨励措置は。公式に議会で問うて議会で答えているわけです、誘致の条件でなかったというふうに言っているわけです。にも関わらず、依然としてこのことで来てもらわなきゃ困るということ、それ以上言いますとですね、誘致の条件じゃなかったと言いながら、公式にはですよ、行政としては、市長として個人的な裏取引を何か、あるいは約束というのがあったのではないかというふうに疑われてもやむを得ないということになってくるんじゃないですか。そのことについて答弁はいりません。

農業問題でですね、降灰対策事業に係る償却資産税をめぐって、合併前の山川・開聞については償却資産税の納付が条件でなかったということから、合併に伴って、事業導入後に、当初の話と違うんじゃないかということで問題になっているということは、いろいろ問題にしてきたわけですが、農業振興の立場からも、また、合併前の山川・開聞については、当初は償却資産税の納付が条件とならなかったという道義的な問題からも、メディポリス指宿に対する奨励措置と同様の手法による、何らかの救済措置は取れないのかということも繰り返し要求してきているんですが、この件についてはここでやりあうつもりはありませんので、時間もありませんので、改めて要求しておきたいと思います。

それから、がん検診についてですが、資料をいただいているわけなんです、これは部長にお伺いしますが、乳がん検診、子宮がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、がん検診四つあります。これの有料、無料の分があるんですが、有料者に自己負担額を掛けると、そういうトータルをすると、四つのがんに対する自己負担額の総額が出るわけですが、これは約400万になると思います。それから、目標とする受診率を達成した場合に、引き伸ばしてみますと、約700万になると思うんですが、この400万、700万のことについて確認だけさせていただきたいと思います。

健康福祉部長（田代秀敏） 昨年度の決算状況に基づく数値の確認ということでございました。

乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がんの受診者の負担額ということは、今おっしゃいましたように約396万、それから、私どもが目標としています受診率、それに引き直したときが、大体今おっしゃいましたように約680万程度、700万程度ということでございます。

15番議員（前之園正和） それでは、がん検診を無料化にすることこそ、早期発見・早期治療につながるんじゃないかというふうに思うわけですが、このがん検診を受けやすくすれば、受けやすくするということは、無料にすればという意味を含んでいるんですが、この早期発見・早期治療につながるというふうに思うわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部長（田代秀敏） 受診率の向上という意味合いになるのかなと思っております。私どもが、現在、各種がんの検診につきましては、早期発見・早期治療にあります。市民の健康増進、保持に各受診率の向上を図ることが市としての大きな責務であろうというふうに考えております。平成20年度からは、受診率の向上対策といたしまして、子宮がん検診と肺がん検診の日曜検診を施行しております。思うような結果は出ておりませんが、今後も続けてまいりたいというふうに思っております。無料化に関する検診率の向上ということでございましたけれども、現在、がん検診につきましては、70歳以上の高齢者や低所得者の自己負担額は無料になっておりますが、70歳以上と70歳未満で有料、無料に分かれますので、その中の市のデータという部分で見ますと、受診率を比較してもさほど大きな差は見えません。市内の今までの数値で見ますと無料化が、即、検診率の向上につながっているというふうには、単にそういうのは見えないところでございます。

15番議員（前之園正和） 無料にするなりですね、安くすればかかりやすくなるというのは一般常識で考えればそうだと思うんですね。各種がん検診の無料化について述べたわけですが、特定健診、健康診査、一般健康診査、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診なども含めて無料にしてもメディポリス指宿への奨励金の一部だけで財源は確保できる計算になります。このことについては、市民の健康増進のためには、メディポリス指宿への奨励措置でなくて、それは直ちに廃止をして、各種健診等の無料化をすべきだということを改めて要求しておきたいと思います。

それから、子ども医療費については、言われるとおり、指宿は20年度に6歳の誕生日までだったのを就学前までというふうにしたんですが、県が結局それに追いついてきたわけですので、市長自身がお認めになっているとおり、垂水市の中学校を卒業するまで無料というのを筆頭にですね、各市町村、どんどんどんどん充実をしてくれているというわけです。県のレベルと、県の基準と指宿の基準が一緒だということになれば、これは県下で最低レベルの指宿の状況だということは、これは否定できないわけです。事実であります。そして、本来国がやるべき制度だと、それは確かにそうです。しかしながら、国がやるべき制度だからと言って、ほかの自治体はどんどんやっていて、今県でも最低クラスと、この指宿市の現状で今の

ままでいいということなんでしょうか市長。

市長（田原迫要） これまでも子育て支援についていろいろな政策を展開しております。また、低所得者だとか、そういう人への配慮もしてきております。確かに、議員ご指摘のとおり、この子どもの医療費助成について、県下でマニフェストに掲げて選挙があり、そういう中で、いろんな施策が展開されていて、結果として、指宿市がまだ十分な水準にないというご指摘は真摯に受け止めますけれども、ただ、先ほども申し上げましたように、本来、この子育て支援の各種の政策というのは、少子化に歯止めをかけるということが目的だと思います。それからしますと、私は月3千円を上限に、3千円だけを負担していただいて、あとの医療費は行政、あるいは国も含めて一緒になって面倒をみるという制度でありますし、今の民主党政権でも、先ほど来申しておりますが、子ども手当だとか、新しいものも検討されております。つまり、国として基本的にこれにどう立ち向かうかと、地方自治体、それは非常に厳しい財政状況の中で、それぞれの自治体が工夫しながらやっていく、それは十分理解しております。そういう中で、指宿市も低いとは言え、それほどほかに劣るかということ、そうではないと私は思います。そういう中で、今後、その子育て支援の在り方の本質的な議論をしなければいけないのではないかと、先ほども申し上げたのはそういう意味であります。そういうことで、総合的に判断して、基本的には、国等で子育て支援、子ども手当を検討するのなら、こういうところまで踏み込んでいただければいいのではないかという思いであります。

15番議員（前之園正和） ちょっと調べてみましたら、医学生は小児科学講義の冒頭で、小児は単に成人の体を小さくしたものではない。異なる最も重要な点は、小児は、絶えず成長し発達していることであると教えられるのだそうです。頻度は小さいものの、中学生でも子ども特有の病気に罹患することもあるとのこと。そのようなことから、小児科の対象年齢は、日本では法律や健康保険上の規定はないものの、一般に新生児から中学生までとなっているとのこと。垂水市など中学校卒業までを対象にすることは、それなりの根拠があります。子どもの医療費の助成については、国の制度を待つということではなく、県内各自治体自らの施策として無料制度を広げているわけですので、指宿市としても自己負担なしの完全無料ということで、小学校を卒業するまで対象を広げ、併せて、自動償還払いも一歩前進ではあったんですが、窓口無料の現物支給に改めることも含めて、改めて要求をしておきたいと思います。

時間の関係がありますので、次に、微弱電波の難視聴地域のことについてですが、23件ほど連絡があったということです。地域名も示されました。魚見岳の局がなくなると、アナログに比べてですね、影響がいろいろあると思うんですが、実は、湯山地区は鹿児島島の紫原から見ると魚見岳の陰になるということから、難視聴を訴えている世帯がいくつもあります。このような面として難視聴と思われる地域においては、事情聴取と広報紙ですね、連絡くださいというだけではなくて、事情聴取と対応策の説明会を開催すべきだと思いますが、そ

の考えはないかどうかを伺います。

総務部長（秋元剛） 1回目でも申し上げましたが、指宿地域によっては、国の方で指宿中継局を廃止することによって新たな難視聴が発生をすることはないと、コンピューター上のシミュレーションでこのように言っているわけですが、実際的には、それぞれ難視聴が発生するのではないかと、そうしたものが今23件、私どもに意見が届いているわけですが、これらにつきましては、私どもも情報を確認をしまして、それが個別的なものなのか、あるいは面的な、あるいは集団的なものであるのかというのは確認をする必要があると思いますが、まずは、この情報をデジサポ鹿児島におつなぎをして、調査員を派遣した上でそれらの対応というのは考えてまいりたいと、このように思っております。

15番議員（前之園正和） 明らかに、魚見岳の陰になって面としてという地域があるわけですよね。そこら辺の電器屋さんに聞いても、魚見岳の陰であの辺は映らないよというのは常識になっているんです。そういった地域を受け身ではなくて、例えば、魚見岳の陰一帯についてはですね、いついつ皆さんの状況を知りたいということで、そういう会を持つ場を持つ考えはないかどうかということです。端的にお答えください。

総務部長（秋元剛） 先ほども申し上げましたように、指宿地域の難視聴があるという部分のご連絡につきましては、デジサポの方につなぎたいと思っておりますので、例えば、テレビが難視聴ということではありますが、それは面的なものであるのか、例えば、高性能のチューナーでありますとか、あるいはアンテナを変えることによって、それが改善をされるという場合等もございますので、まずは調査員等を派遣をしたその結果を基に判断をしてみたいと思っております。

15番議員（前之園正和） 積極的にそういう場は設けないということですか。

総務部長（秋元剛） 積極的に設けないのかというご質問でございますが、まずは、その調査員等による調査の結果を基にどうすべきかということを考えるのが先ではなからうかというふうに思っているところでございます。

15番議員（前之園正和） 湯山を一つの例に出しましたが、ほかにも地域的にあると思うんですね。そういったところは、面と思われるところについては、積極的にそういう聴取の場、皆さんの声を聞いて、国や放送局に要望を上げると、そのことをですね、申し上げると場というのを設定をして、開いていただくよう要求をしておきたいと思えます。

それから、防災無線のことについては、結局は、地区の放送施設に頼ると、旧指宿で言えばですね、ということなんですね。そして、放送施設がないのが14地区あるというわけですから、この14地区はどうするのかと、広報車や消防車、自主防災組織で回るといふふうに言います。その市政事務嘱託員が自宅で連絡を受けて、公民館に行くのに、災害時に行けるのかという問題もあるわけですね。大風の時に行けるのか。行けなかったら放送はできないじゃないですか。広報車だってそうです、消防車だってそうです。自主防災組織と言いますけれ

ども、果たして実際上ですよ、自主防災組織で、会長さんがいらっしゃって、その役員が何名かいると思います。その方が区内全部に連絡するというのは不可能じゃないですか。そういうもとの責任を果たせてると思いますよ。これは災害ということですから、あらゆることを想定しなければならない。そういう中で、災害時の時に、緊急連絡が地域に末端まで行かないということです。時間がどれくらいかかるか、随分改善されていたと答えるだけで、いくらかかるということは言えないんですね。ということは、連絡がいかないということじゃないですか。旧山川・開聞については、戸別の無線がいくとすれば、原則的には、放送すれば直ちに届くんでしょう。ところが、指宿については市政事務嘱託員には届いても、公民館に行けない、あるいは放送施設がない。緊急連絡が行かないじゃないですか。それは市の責任として、金があるとかないとかということで解決できないと思うんですが、市長どうでしょうか。

総務部長（秋元剛） 防災無線の設置と申しますか、これについては、災害時の緊急連絡手段として、非常に大事なものであろうというふうに思っております。これまで、本市におきましては、国の方で防災行政無線の周波数の使用期限というものが28年の5月の31日までとするというようなことがございましたが、これが当面定めのないこととするという方に方針が転換をされております。議員ご指摘のように、全面的に防災無線を設置をすることは非常に大切なことでありますが、防災無線ということであっても、非常にその災害の内容によっては有効ではない場合等もございます。と申しますのが、長野県の岡谷市でございますけれども、ここについて報告を受けた内容といたしましては、市内に111基の屋外子局と申しますか、これを設置をしてありましたけれども、豪雨災害の時には役に立たなかったということで、全世帯に戸別受信機を設置をしたというような報告もされております。したがって、電波の使用期限、これらも変更になっておりますので、これらも含めまして、戸別受信機の設置等も含めて今後検討してまいりたい、このように思っております。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

10番議員（前原六則） おはようございます。政府は11月月例経済報告でデフレ報告を行い、日銀は対策に10兆円規模の金融緩和策を行いました。経済の動向が気になるところです。農家においては消費が弱いせいか、キャベツ価格は400円代で、前年とするとかなりの低価格で推移しており、これから収穫が始まるソラマメ等の価格に影響が及ばないことを祈っております。では質問に入ります。

まず、広域農道についてお尋ねいたします。現在、喜入側は生見地区の一部を残して順調

に工事が進み完成部分の供用がなされておりますが、全線の建設事業計画に対しての進捗状況についてお聞きいたします。

次に、指宿市内区域の道路建設に関連して、工事中、あるいは未着工部分において水迫地区近隣の方々から耕作農道等の要望を聞いているところでありますが、どのような状況がお聞きいたします。

そして、この事業工事は、農水省事業はもちろんですが、一部国交省事業も絡んでおりますが、完成年度が23年度、つまり2年余りの期間しかないわけです。平成6年から15年余りたっている現在、民主党政権下での完成の見通しは大丈夫なのかお聞きいたします。

次に、政権交代での農業施設事情についてお尋ねいたします。農業振興において、新規就農者が農業を魅力ある職業として取り組むための環境づくりには、農村の生産基盤整備が非常に大切なことと思います。また、地方の経済活性化には、他市の労働分散による産業振興が必要だと思っておりますが、国交省において大幅な公共事業縮減が打ち出されています。このような中で、地域の土木、建設産業を守るためにも、指宿市においては農水省下のハード事業を取り入れ、強化すべきではないかと思っております。そこで、農村の生産基盤に関してどのようなハード事業に取り組んでいるかお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） お答させていただきます。まず、広域農道整備の現在までの進捗状況についてであります。現在、南九州市頰娃から開聞仙田、山川尾下牧場を通り、鹿児島市喜入まで約31.6 kmが広域農道事業であります。この事業は、既設利用も含めまして主に農林水産省区間と国土交通省区間とに分けられておりまして、それぞれ事業実施をしてきたところでございます。農水省区間で申しますと、延長にしまして約21.3 kmの計画でございます。平成6年度より着工いたしまして、平成20年度末現在で18.8 km完成をいたしておりまして、約88%の進捗率となっております。一方、国土交通省区間では、延長にしまして約9 kmの計画であります。平成15年度から着工いたしまして、平成20年度末4 kmが完成をいたしておりまして、約44%の進捗率となっております。したがって、これを全体を通して見ますと、22.8 kmが完成ですので、進捗率で言いますと、75%となっているところでございます。なお、平成21年度までの計画では25.1 kmが完成し、約83%の進捗率を予定しているところでございます。この事業の完成が平成23年度となっておりますので、計画年度内の完成、供用開始を目指して事業に取り組んでいるというところでございます。

次に、道路建設に関連した市民からの要望について、水迫地区で声を聞くがどのような状況かとうということでありましたが、広域農道の建設に当り、現場作業が進捗していきますと、取付道路の形状、勾配、ほ場乗入れ、流末排水の問題、要望等が出てまいります。そのような事態が生じた場合は、その都度直接お話を伺いながら、地元の関係者、鹿児島地域振興局と協議し、対応してきたところでございます。その中で、水迫地区の事例を申し上げ

ますと、流末排水の関係では、字山之頭南の既設排水路がオーバーする状況でしたが、関係者の話を直に伺いましたので、近日中にかさ上げ工事を実施するようしております。畑かんほ場関係では、同じく字山之頭南の取付道路勾配の勾配ラインにつきましては、三つの案の提案を行いまして関係者を交えて協議し、計画を修正したところでございます。また、里道関係では、字矢櫃の取付道路に関しましても、主な利用者である水迫集落の方々にお集りいただき、現地で実際の勾配を提示し協議の上、道路勾配の修正を決めたところでございます。これからも事業の進捗に併せまして、問題が生じた場合は、直接、または市政事務嘱託員等を通じて連絡をいただければ、要望に対応できるように努力をしてみたいと考えております。

次に、民主党政権に代わって広域農道整備事業計画の平成23年度完成に影響はないのかというご質問でございますが、平成21年11月11日に開催されました事業仕分けの第1ワーキンググループにおいて、農道整備事業は、一つとしては、単独の事業として行うという歴史的な意義が終わったのではないかと。二つ目は、一般道と区別する意義が薄く、必要があれば自治体自らが整備すべきなどの仕分け人の意見により、事業廃止とされました。鹿児島県では、平成22年度に広域・基幹・一般農道の継続が18地区、新規採択希望地区2地区、合計20地区の実施を計画しております。その中に、本市の広域農道も含まれているところでございます。継続区間については実施途中で事業廃止となりますと、農道の効用・効果が発揮されない上に、受益者や地域住民との約束、期待を裏切ることになりますし、地域の与えるマイナスの影響も大きいと考えられます。したがって、県とも協力しながら事業の必要性を国、つまり農林水産省であります。国に訴えて、農道整備事業を従来どおり農業農村整備事業として継続実施していくよう要望をしてみたいと考えているところでございます。

農業政策事情の二つ目の答弁につきましては、産業振興部長から答弁をいたさせます。

産業振興部長（井元清八郎） 現在、輸送体系の整備を目的とした県営広域農道整備事業南薩東部地区を実施し、また、農用地の保全、農業生産力の向上で県営シラス対策事業を新西方地区で、同じく県営経営体育成基盤整備事業を開聞地区で、そして生産基盤・環境基盤の整備を行う県営農村振興総合整備事業を山川地区で、また、降灰による農作物被害防止で降灰対策事業をそれぞれ実施しております。現在、国では食糧自給率の向上、食の安全・安心の確保等を施策としているところです。本市は南の食料供給基地として位置付けられております。このような中、本市で取り組んでいる土地改良事業等は重要な基盤整備事業の位置付けであることを国・県にご理解、ご協力を求めながら推進していきたいと考えているところでございます。

10番議員（前原六則） 今進めている広域農道の工事はほとんどが野山を切り開き、新たな道路を造っているわけですが、この水迫、臼山地区の区間において、特にですね、全体を見渡した感じではですね、生活道路と交差したり、関連するような道路の多い区間であります。

復元里道の取付けで、地元の関係者に勾配の提示があったと聞くんですが、地元関係者は、専門的な数字での勾配を聞いても理解ができないと思っているところでございます。そこで、宮ノ前畑かん区域から十石畑かん区域を結ぶ携帯電話電波塔付近の道路はどのぐらいの勾配になるのか。地元関係者に示した勾配は実際利用している周辺の道路でどのような場所があるのかお聞きいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 道路勾配に関しましては、通常%という単位で表現をしております。今回の水迫地区字矢櫃の取付道路に関しましても、集落の方々に説明を申し上げた勾配は18%の勾配で、協議の結果、14%に変更するという事で、現在修正中でございます。お尋ねの宮ノ前畑かん地区から十石畑かん地区へ通じる電話塔付近の道路の勾配は約13%となっております。また、水迫地区周辺では永嶺地区の県道からの道路の勾配が12%から17%で、平均で14%となっております。

10番議員（前原六則） 地元関係者にですね、修正して14%ぐらいというような勾配を考えているようですが、水迫、白山地区は、ご存知のとおり非常に高齢化が進んでいる地域でもあります。利用者の方々にとって永嶺地区の入口、この道路勾配は、非常にきついんじゃないかというようなことも考えております。これをもっとですね、勾配を和らげるように県に要望できないのか。しっかりした地区のですね、構成年齢を説明して、県の方に説明して、理解していただきですね、勾配に対して、宮ノ前、十石地区を結ぶこのような道路に少しでも近づけるような努力をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興部長（井元清八郎） 永嶺地区の道路につきましては、平均で14%という表現をしたところでございますが、実際は17%ほどの急な勾配の区間もあるところでございます。したがって、この里道の取付けは、永嶺地区の道路よりは緩い勾配の仕上がりになるのではなからうかと思っております。今後、県では設計作業を行うこととなりますが、その中で、少しでも緩い勾配になるような設計を配慮していただくよう相談をしてみたいと考えております。

10番議員（前原六則） そのようによろしく取り計らいのほどをお願いいたします。また、未着工広域農道部分である水迫遺跡の部分が、当初予定より遅れ、柴立水迫線の水迫集落入口取付工事が進まないため、現在の道路舗装の補修が継ぎはぎで凸凹して、住民の通行がかなり危険負担をかけているところですが、解消の目処はどのような状況かお聞きいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 広域農道の建設に伴い、水迫遺跡は平成11・12年度に発掘調査を実施しました。その結果、後期旧石器時代の竪穴建物跡、道跡、炉跡などが検出され、県文化財課をはじめ、関係機関との協議により、広域農道計画路線を迂回することで水迫遺跡を保存することとなり、同時に市道の付け替えも行う計画となりました。そこで市道付替工事に伴い、遺物包含層の確認を目的とした遺跡調査を現在実施しているところであります。今年度で完了する予定であります。また、計画の変更に伴い用地買収が生じ、このほど関係

者の同意をいただくことができましたので、国の予算付けの問題もありますが、本線同様市道付け替えの工事も来年度より着手できる予定でございます。ご指摘の舗装工事等につきましては、本線及び市道付替工事の進捗に併せて実施していく計画とのことですので、来年度より着手できるのではと考えています。また、着手までの間は市道であることから、土木課で道路点検や舗装補修等を行うなど、維持管理に努め通行の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

10番議員（前原六則） 土木課と調整しながらやって、その危険箇所においては補修などしていくということですが、来年度にですね、市道付替工事に着手するわけなんですけど、なるべく早く、1日でもですね、早く完成していただくように、県に要望していただきたいと思っております。また、高齢化に伴ってですね、高齢の方が電動カートを走行させているわけなんですけども、この水迫遺跡の危険な箇所についてはですね、電動カートが走行する幅だけでもですね、危険のないように、平坦な補修を土木課と協議しながらやっていきたいということを考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

次に、農業基盤整備について答弁していただいたわけですが、今後、指宿市の農村生産基盤等のハード事業をどのように整備していく計画なのかお聞きいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 現在実施中の県営事業を継続しながら、今後進めていかなければならない事業として、農地の保全、農業生産力の向上に向けたシラス対策事業と、土砂崩壊防止対策事業、そして生産基盤と環境基盤の整備を兼ねた農村振興総合整備事業、さらに、降灰被害から農作物を守る降灰対策事業等を計画しているところです。現在、それぞれの事業に向けて県と協議し、地域の要望、現況把握等の調査を行っています。これらの事業は、本市農業生産の向上等に資することから、これからも県の協力をいただきながら事業自立に向けた取組をしてまいりたいと考えております。

10番議員（前原六則） 今回、政権交代でですね、一つの目玉としてと言いますか、事業仕分けというのをやっております。農業整備事業補助や農村振興整備事業補助等が地方移管とされたわけですが、今後の対応についてどのように考えているかお聞きします。

産業振興部長（井元清八郎） 今回の事業仕分けの中で、本市に直接影響がある事業は農道整備事業の廃止で、今後、農林水産省の対応を待った上で県と協議をしてまいりたいと考えております。なお、これらの本市の生産基盤関連事業で計画しておりますシラス対策事業、土砂崩壊防止事業、農村振興総合整備事業等は、今回、事業仕分けの対象になっておらず、今のところ計画どおり進めていけるのではないかと考えているところでございます。

10番議員（前原六則） 影響はさほどないみたいなのですが、このシラス対策事業につきましてはですね、今後、新西方でやっている事業を見て、他地域がですね、非常に何と言いますか、要望が出てくるんじゃないかなろうかなというようなことも考えられますので、そのあたりはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。国政においては政権交

代により政策調整にまだまだ時間がかかるようで、予測し難い状況の中です。指宿市の施策取組に苦勞されていると思いますが、県としっかりした迅速な情報交換を行い、市民の経済活動、生産活動に支障が出ないように、担当課におきましてはよろしく願いいたします。要望いたします。

また、4期16年の長きにわたり、指宿市の発展にご尽力いただきました田原迫市長におきましては、合併など難しい市政のかじ取りで1市2町の融和をほぼ達成したことで、今回勇退を決意されたことと思います。田原迫市長と1期間ではございましたが、私も市民のことを思い、田原迫市長と意見を交わすことができましたことを光榮に思っております。田原迫市長におかれましては、残された在任期間を、健康で持ち前の見識を發揮して有終の美を飾ってほしいと思っております。ありがとうございました。これで質問を終わります。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 31分

再開 午前 11時 38分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

13番議員（吉村重則） こんにちは。私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守る立場から一般質問を行います。日本共産党は現在市民アンケートを行っており、市民から切実な声が寄せられております。寄せられた声を一部紹介いたしますと、わずかな年金、やっとなり納めたのに、年金はいろんな税金で取られている現状です。何のために働いてきたのか将来が不安です。また、指宿市と合併から住民税や保険税が高くなり、生活を圧迫している。年金を二人合わせて2か月で19万円もらっている。介護保険や長寿医療保険、二人で2か月で4万1千円以上引かれる。交際費や光熱費などいろいろ出費もある。どうして生活ができますか。農業は収穫しても安売りで、買うものは全部値上がりしたものばかりです。資材や肥料、農薬にしても食べ物も同じ、ガソリンが値上がりして何もかも上がり、それかと言って、農産物は低い値段で言葉も出ません。出るのはため息だけです。何かよい考えはないでしょうか。年金だけでは苦しい生活である。税金、国保税、その他の支出で食っていけない。毎日腹が減って元気がない。農業者は死ねと言っている。食っていけない、などなど切実な声が多くアンケートに寄せられております。このように市民の暮らしは収入は減り、支出は増え、生活は非常に切実な状況にあります。市政の在り方が問われているのではないのでしょうか。それでは質問いたします。

上水道について伺います。鰻区の水道の濁りについて、蛇口から濁った水が出るために、生活に支障を与えております。何が原因で、どのような対策が現在取られているのか。

2番目に、尾下区の上水道設置について伺います。尾下区は上水道が設置されておられません。この問題はこれまでも議会で取り上げておりますが、湧き水を飲料水に利用しているた

めに、最近でも大腸菌や一般細菌が検出されており、また、尾下区から上水道を設置してほしいという要望書も提出されております。安全な飲料水を提供するためにも、上水道を設置する考えはないか伺います。

浜兎ヶ水区への送水管の見直しについて伺います。浜兎ヶ水区で火災があった時に、区内の全部の防火水槽の水で消火して、ようやく消し止めております。この火災を消し止められなければ、大災害になったのではないのでしょうか。また、消火後、防火水槽に水を溜めるためにかなりの時間がかかり、区民の生活にもいろいろな問題が起きております。市長と語る会で消防団長の要望も寄せられていると思うが、どのような検討がなされているのか。一番の解決策は送水管を大きくすることですが、検討しているのかどうか伺います。

山川港について、高潮対策については湾内一部を除き対策が検討されておると聞いております。成川浜の北側の方はかさ上げをしているが、南側については対策がなされておられません。アンケートでも台風の時、岸壁から潮が上がって来ます。何回も床下浸水をしています。ぜひ高潮対策を早めにお願ひしますと寄せられています。高潮対策は検討されているのか質問いたします。

学校問題について、望ましい教育環境並びに教育施設の整備などについて、調査、検討し、次代を担う子供たちの育成を図るため指宿市学校整備計画検討委員会を設置しているが、どのような検討がなされているのか伺います。

次に、国保税について伺います。今年も7,000万値上げしていますが、9月議会でも私はこの問題を取り上げ、市民の農林水産業、中小零細企業は経営不振で深刻な状況であることを取り上げ、負担能力を超えているので値下げすべきであると要求いたしました。アンケートでも国保税が昨年より高くなり、生活に困っているなどなど、深刻な声が寄せられております。今年でさえも、市民の暮らしは深刻になっているのに、来年度も値上げをする計画かどうか伺います。

2番目に、減免制度について、条例では前年度の所得に対して減収であり、担税力についての調査はおかしいのではないかと。今年2月のひょう被害は、農産物や施設を含めて4億円以上の被害があり、その後の農産物の価格の低迷により、農家の所得は激減しております。本当に深刻な状況にあるのです。このような中でも、だれも申請をしないこと、今年6名の方が相談に来て、申請がなされていないのは何が問題なのか。使いやすい制度にすべきではないか伺います。

3番目に、市民の暮らしは深刻です。これまでアンケートの声を紹介してきましたが、今年紹介する声は助けを求めている訴えであります。その声は、国民年金が年々下がっていき、生活が苦しいばかりです。その上、税金が上がるばかりで、毎日が苦しい生活になり困っております。国民年金をもらえる歳になり、収入は全然なのです。助けてくださいと訴えているのです。このように収入は減っているのに負担だけは増えて、ぎりぎりの生活をしてお

り、負担能力を超えているのが現実です。値上げを中止して、値下げこそすべきではないか。値下げをする意思はないか伺います。

これで1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） お答えをさせていただきます。まず、上水道の各種の問題につきましては水道課長の方から答弁をいたさせます。

山川港の高潮対策についてであります。関係者に聞き取りを行いましたところ、一昨年の台風時には一部道路まで冠水をし、海岸近くの住宅では床下浸水があったようであります。山川の漁港は、ご存知のとおり、第3種漁港でありまして、県が管理をしております。県に問い合わせをいたしましたところ、この成川浜の付近は、漁船の係留用護岸になっていることや、物揚げ場に指定されており、高潮対策として数十cmの防潮壁をすることは、漁港の利用計画上難しい面があるようであります。なお、この付近は異常潮位時には浸水がある場合もあり、海岸近くの家では宅地のかさ上げやブロック塀で囲む等の対策をしているようであります。ただし、数軒の家では対策がなされていないため、床下浸水が起こる場合があるようです。先に申し上げましたとおり、山川漁港は第3種漁港でありますので、県の管理する漁港として、その漁港としての利用に支障のない範囲での対策はできないのか、県の関係機関とも検討、協議をしてみたいと思っております。

学校施設の検討の問題につきましては、教育長の方から答弁をいたさせます。

次に、国保税についてであります。まず、国民健康保険特別会計の合併後の運営状況につきまして説明をさせていただきます。合併後、国民健康保険につきましては、税率の一番低かった旧指宿市の税率にあわせまして平成18年、19年、20年と運営を行ってまいりました。また、平成18年度以降は基金から赤字分を繰り入れながら、国保の運営を行ってきたのが実情でございます。その結果、合併時4億6,000万ありました基金は年々減少して、20年度末では、1億円となり、このままでは基金が枯渇することが予想されたところでございます。これらの国保の実情を勘案いたしまして、平成21年度予算を試算しました時、1億4,000万円の財源不足が見込まれたところでございます。このことから、基金繰入に頼らない安定した国保運営のため、国保税の見直しについて国保運営協議会に諮りました。その結果、被保険者の負担が急激に増大することのないよう配慮して実施することの答申を受けたわけでございます。財源不足の1億4,000万円を7,000万円ずつ2か年計画で補う税率改正に取り組んだところでございます。平成22年度の国保税の税率改正についてであります。平成21年度の収支状況や基金の保有額の状況、さらには、今猛威をふるっております新型インフルエンザ対策等、これらを総合的に判断して検討していく必要があると考えております。

次に、減免制度の改善や拡充を行うべきではないかのご質問についてであります。本市の減免の実態といたしましては、今年度の4月から11月までの状況で申し上げますと、拘禁者に掛かる国民健康保険税の減免が1件ございまして、10万4,500円となっております。そ

のほか、窓口等において9件の減免に関する相談がありました。このような相談の場合には、相談者の減免理由や同一世帯員の生活状況を聞き取るなどして、状況に応じて徴収猶予や納期限の延長等の説明もしているところがございます。その結果、相談者の方々は納税の方向性を見い出されており、今のところ減免までは至っていない状況であります。議員からご質問のありました、減免制度の改善や拡充に関しましては、制度本来の趣旨としまして、徴収猶予や納期限の延長等によって納税が困難な方で、加えて担税力の移管に着目して減免を行うべきであろうと考えております。現段階におきましては、減免制度の改善や拡充については考えておりません。

収入がなく、国保税を支払えない世帯が多くなっているが、市民の生活のため国保税を値下げできないかという趣旨の質問でしたが、昨年3月時点での国保税の改正においては、医療費が年々3%ほど増加している状況でありますので、この増え続ける医療費を支払うために、平成21年、22年度の2か年間に掛けて国保税の引き上げを市民の皆様方をお願いをし、また、平成22年度分の税率改正については、平成21年度の医療費の動向や国の制度改正等を見極めて再検討をすとしたところがございます。その点における平成21年度の、つまり今年度ですが、今年度の国保財政の状況につきましては、まず、歳出面の医療費の動向であります。年明けの新型インフルエンザや季節性のインフルエンザ等の流行が心配されるところであります。しかしながら、今のところは試算どおりの範囲で進捗をしているというところがございます。続きまして、歳入面であります。平成20年度、幸いにもインフルエンザ等の流行もなく、決算では剰余金が1億8,967万円となり、うち1億5,000万円を基金に積み立てたところあります。残りの3,967万円につきましては、次年度に繰り越したところがございます。また、平成22年度の国保の収支状況についてであります。1月上旬、国から後期高齢者支援金や介護納付金等の各種拠出金の単価改正が示されまして、それに伴う国庫補助金等の額も算定できることから、1月の末ごろには試算ができるのではないかと考えております。さらに、所得の少ない世帯につきましては、国保税の7割、5割、2割を軽減する対策を講じているところがございますが、医療費も年々増加してきておりますので、今後、平成21年度の収支状況や基金保有額の状況、新型インフルエンザ対策等、総合的に判断しまして、平成22年度の国保税の税率を決定してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

教育長（田中民也） 学校施設整備計画検討委員会の検討内容についてのお尋ねでございますが、子供たちを取り巻く環境は、いじめや不登校をはじめ、親子の殺傷事件のように子供の心の問題が問われる事件等が急増し、厳しさを増しております。また、地域社会や家庭の教育力の低下に伴い、学校で学び、家庭ではぐくみ、地域で育てるという教育機能が陰りを見せております。これからの時代に求められている子供像は、知・徳・体の調和のとれた自己実現を目指す人間であり、また、公共の精神を尊び、日本の伝統文化を基盤として国際社会

を生きる人間であります。このような子供たちを育てるための学校は、どのようにあるべきか、今指宿の新しい学校づくりが求められております。このためには、地域総掛かりで、新しい時代に対応した教育環境を作ることが極めて大切であります。本市の教育環境の現状がありますが、一つには、小・中学校の児童・生徒数の減少であります。平成元年に7,100人であった児童・生徒数が、現在では3,400人に減少し、その結果、100人以下の学校が6校になっております。このうち小学校で完全複式学校が1校、さらに、一部複式学級が見込まれる学校もあるなど、小規模校化が更に進んでおります。児童・生徒数が少ないことは、きめ細かな学習指導が展開できるなどのメリットもございますけれども、集団活動が十分でなかったり、子供同士の切磋琢磨の機会が少ないなどの課題も危惧されております。また、学校施設も昭和30年代から40年代に建設されたものが多く、施設の老朽化が進んでおり、年次的に改修工事を行っているものの、思うような整理が進まず、子供たちの安全・安心を確保するとともに、快適な教育の場を提供するための耐震化や、改修・改築が大きな課題になっております。これらの課題に対応し、将来の指宿を担う志し高い子供を育てる教育環境の在り方について検討するため、地域住民や保護者等で構成する学校施設整備計画検討委員会を組織し、これまで6回の委員会が開かれたところであります。検討内容については、先進地の視察や学校施設の実態調査、児童・生徒の推移、教育環境の現状と課題、学校施設の整備と財政状況、耐震化などについて検討されているところであります。委員からの意見といたしましては、大規模改修や耐震補強工事を行っても、耐用年数が改善されなければ無駄ではないかとか、小規模校では相当の管理費が掛かり、財政的に維持するのが大変になると思うが、統廃合も考慮する時期ではないかとか、また、財政等様々な問題を抱えている中で、指宿における適正規模を具体的に審議する時期に来ていると思うなどの意見が出されております。また、市内の教職員の方にアンケートを取りましたところ、その意見におきましても、望ましい学校規模は小学校では、1学級の児童数は21人から25人、1学年2学級、総学級12学級、中学校では、27人から30人、1学年3学級、総学級で9学級が理想であるというアンケート結果も出されております。これらの意見を参考にして、望ましい学校づくりを目指して、検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時07分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

水道課長（大道武雄） それでは、水道事業関連のご質問について回答をさせていただきます。

まず、鰻地区の水道の濁りについてですが、山川地域は昭和42年頃布設された鑄鉄管が多く、この地区にも口径75mmから100mmの鑄鉄管が布設されております。この管種は内面被覆が施されていないため、経年経過とともに錆が発生し、口径狭小と赤錆の原因となって

おります。このような事態が全国的に多発したため、鑄鉄管協会が内面被覆の鑄鉄管を開発し、昭和47年に水道協会が認定をしております。耐用年数も経過しており、将来の水道事業のあるべき姿として、今年度10か年計画を立て作成中ですので、この期間に山川地域の鑄鉄管の布設替を順次進めていくように計画してまいります。なお、健康被害についてですが、鉄分の1日最大摂取量は40mgで、過剰摂取しても排泄されます。これまでも濁り除去のため消火栓を用いて管の洗浄を行ってきましてけれども、事業実施までは定期的にこの作業を行い、濁りが出ないように努めてまいります。

次に、尾下地区の上水道設置についてですが、当該地区には現在、39世帯63人の方が居住されております。昨年は湯水期があったことから、同年12月議会において給水施設に関するご質問をいただいたところで、その際、取水の方法として鎌ヶ迫配水池から送水した場合や、池田湖から取水した場合の事業比較など、その概要について説明をさせていただきました。何れにいたしましても、上水道設置には多額の事業費を必要とし、また、地区においても水道料金のほかに給水負担金など新たな負担が生じることになります。今後も湯水等が発生するようであれば、前回申し上げましたとおり、水道事業の長期的な計画の中で改善策を検討する必要があると思われまます。ただ、現状では貯水タンクから溢れるほどの豊富な水量があることから、今後、その動向を見させていただくとともに、地域の方々とも十分協議してまいりたいと思っております。

次に、浜兎ヶ水地区への送水管の見直しについてのお尋ねですが、当該地区へは松ヶ迫配水池から口径75mmや100mmの送水管を通じて配水しております。通常の使用状態では水圧、水量ともに問題はございませんが、いったん火災が発生しますと、一刻も早い消火活動や延焼等を防止するため、多数の消防車両が終結し、短時間に多量の水を使用することになります。そのようなことから、消火活動中の水圧の低下は避けられないものと思われまます。今後、防災活動に支障を及ぼすことがないように、年次的、計画的に管種の見直しや口径を大きくするなど、改良に努めてまいりたいと思っております。

13番議員（吉村重則） 鰻区の水の濁り、これは山川全域に鑄鉄管が昭和42年に設置された管が埋設されていると。10年間で全域について取り替えるという計画なんですか。

水道課長（大道武雄） 現在、平成30年度を目標とした水道ビジョンを作成中でございます。今後は、このビジョンを基に、計画的な事業運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

13番議員（吉村重則） 鰻区から濁りについて要望があったわけですね。山川全域にこういう鑄鉄管が埋設されているということであれば、ほかの地区からのこういう苦情とか、そういうのがあるんですか。

水道課長（大道武雄） この濁りについてですが、山川地域の鑄鉄管として残延長が15kmぐらいあると見込んでおります。そういうようなことから、今までもこの濁りについて、我々

も苦情を受けたことはございます。

13番議員（吉村重則） 濁りについて、今、消火栓ですか、を使っているいろいろ対策を練っているようですが、是非、濁りが蛇口から出ない方向での対策を要求しておきます。

尾下区の上水道については、長期計画の中で検討はするということが答弁されたわけですが、現時点でも大腸菌とか、一般細菌が検出されているわけですよね。これの対策として、早急に何らかの検討をすべきじゃないのかと思うんですが、その辺ではどのように考えておりますか。

市民生活部長（新村光司） 尾下地区の飲料水につきましては、各個人が湧水地から引き込んでいる世帯と、公民館近くのタンクから引き込んでいる世帯があるわけございまして、本年8月5日に6か所につきまして10項目の水質検査をしましたところ、2か所から大腸菌が検出されておりますが、その他の項目については、全て基準値以下ということでございます。滅菌装置の整備につきましては、約20世帯が引き込んでいる公民館近くのタンクには設置が可能であると思っております。各個人で引き込んでいる世帯につきましては、個人で設置しているタンクに各自で次亜塩素酸ナトリウムを入れていただくか、現在行っている煮沸してから飲むか、このどちらかになるかと思っております。また、公民館近くのタンクに滅菌装置の整備をした場合の費用は、100万円ぐらいかかるようでございます。このような施設整備の補助金としましては、地区または組合等が飲料水を確保するため、市が行う給水の方法によらない水道施設の整備を行ったときに対しまして、その工事費の3分の1以内の補助を行うこととされているところでありますが、残りの3分の2につきましては、尾下地区の方で負担していただくということになります。

13番議員（吉村重則） 尾下地区の住民の年齢からいった場合に、高齢化率はかなりあるわけですよね。ほとんどが年金生活者という面を考えれば、今もう介護保険とか後期高齢の医療保険、国保税、かなり負担が大きくなっているわけですよ。もう区の方で持てと言われても、本当に限界が来ているということを考えれば、安全な水を提供するという立場から考えれば、市の責任でやるべきではないかと思うんですが、どのようにその辺は考えてないですか。

市民生活部長（新村光司） 滅菌装置の整備等につきましては、昨年の12月市議会定例会でもご質問がありましたが、施設整備につきましては、旧指宿市において過去に3件の水道施設補助金を交付した経緯があります。これまでに簡易水道の施設整備を市が行ったことはなく、この3件の補助事業についても地区・組合が3分の2の負担をし、整備してきております。つきましては、尾下地区の簡易水道のみを市で整備することはできないと考えているところでございます。

13番議員（吉村重則） もう時間の関係がありますので、もう本当言って限界集落に近いと、集落の住民に対しても、ちゃんとした安全な水を提供するという面からすれば、市の責任で

滅菌装置をすることを要求しておきます。

浜児ケ水区の送水管の問題なんですけど、浜児ケ水区で火災があった時に、本当言ってぎりぎり、全部の消化槽タンクの水ぎりぎりまで消火したんだと。これはもうちょっと大きければ、もう本当、大災害になったんじゃないかと言われているわけですよ。市長と語る会の中でも、消防団長さんが要望しているんですよ、送水管についても。消火槽ですね、これについても要求があったと思うんですがどうなってますか。

副市長（鶴窪吉英） 浜児ケ水区の防火水槽の要求につきまして、要望と言いますか、要望につきましては、2か所の要望が上がってきているというふうに思っております。1か所は、浜児ケ水区から徳光の方にかけての清水川に橋が架かっておりますが、あの近辺に1か所できないか。それからもう1か所は、浜児ケ水の方に信号機がございますけれども、あれから大山寄りの方にできないかというような要望であったかと思っております。現在、計画的に防火水槽については整備を行っておりますけれども、この浜児ケ水だけの防火水槽ではなくて、それぞれ各地域からも要望が上がっておりますので、その緊急性であるとか、あるいは地域の水利の基準等に照らし合わせた中で、順次優先度を決めた中で整備を図っていくと、そういうふうに考えているところでございます。

1 3 番議員（吉村重則） 防火水槽については、ほかの地区と緊急性を考えながら検討をしていくと。それであれば、一番の解決策としては送水管ですよ、水道の送水管が大きくなれば水量は結構入るわけですので、この送水管についての計画はどのような計画がされているんですか。

水道課長（大道武雄） 今議員のご指摘のことについては、我々も重々お聞きしております。そういったことで、大元の送水管については、口径を大きくする方が一番効果的であろうということで、近々に改良をする予定にはしております。

1 3 番議員（吉村重則） 防火水槽なり送水管も含めて、早急な対応を要求いたします。

山川港についての高潮対策なんですけど、漁船の駐留とか、荷揚げのために対策が簡単にはできないと。今後、鹿児島県と検討を重ねて、対策についても検討をするということでしたけど、一番床下浸水がきているところは、真正面のところなんですよ。玄関前にある植木なんかも全部潮で流されて行っていると。膝ぐらまで潮が上がるとも言われてるんですよ。そういうことで、個人ではもう限界に来ているような状態なんですよ。そういうことを考えれば、早急な対策を県の方に要望するなりして、対策をしてほしいんですが、その辺はどのように考えてますか。

産業振興部長（井元清八郎） 先ほど答弁をいたしましたとおり、山川漁港は第3種の県管理の漁港でございますので、これらについてこういった形でできるのか、県と協議してまいりたいと思います。

1 3 番議員（吉村重則） 次に、学校問題について、今、検討委員会で検討がなされていると

ということなのですが、例えば、利永小学校で例として話をしますと、完全な複式学級ですよ、そういう中で、合併する前は、自治公民館体制の中で行政からの自治公民館に補助があって、区として人づくり、まちづくりということで、いろんな文化についてもいろんな取組がなされているわけですよ。今、条例公民館になって、自治公民館そのものに対して行政の方から支援がほとんどないという中で、自治公民館の方では、地域の文化を守るために小学生も含めていろんな取組がなされているんですよ。それを運動会で発表ちゅうか、やったりして、運動会と、区民と運動会は、小学校の運動会と一緒に取り組んでいるというような状況なんですよ。ですから、統廃合によって、もし小学校がなくなればそういう地域の文化もなくなっていくし、活性化もなくなっていくんだということが区民の中で懸念されているんですよ。ですから、そういう面から考えれば、確かに、各区のPTA代表とか、いろんな人が検討委員会には入っているんですけど、地域のそういう文化を守ったりとか、地域の活性化という面言えば、ごく一部の人ではなくして、本当に区民、区長を先頭に、いろんな集落長さんなんかもあるわけですので、そういう人方の話も聞きながら統廃合とか、今後の検討については、地域のそういう文化を守り、活性化という面から検討をしてもらいたいんですが、その辺ではどのように考えてるんですか。

教育長（田中民也） 学校整備にあたりましては、とりわけ市民の皆様方、当然、地域住民保護者の方々の意見を踏まえて計画を立てることが極めて大切であるということは十分認識しているところでございます。そのために、今回も地域の代表の方々、保護者の代表、また、学校学識経験者等からなります、23人の委員からなります検討委員会を立ち上げているところでございます。今、議員ご指摘のようなこと等、具体的な整備の推進等にあたりましても、やはり、学校の持つ地域の意義ということも十分考慮に入れながら、保護者や地域の方々と協議を重ねることは当然のことと思っております。

13番議員（吉村重則） 災害避難所として学校も指定されてると思うんですよ。そういう面から見れば、公民館なんかについて、区の方で耐震化ができるかと言ったら、簡単にはできないわけなんですよ。避難所としての役割を果たすためにも、体育館なり、そういう施設を耐震化をして、ちゃんと避難所として設けていくべきだと思うんですが、その辺ではどのように考えているのか。

教育長（田中民也） 個別にその避難所としてどうするかとか、その問題も大切なことでございますけれども、仮に、学校の整備、統廃合等に向けました具体的な話が進むといたしましたあと、その後の施設についての利活用という問題で、今ご指摘のような避難所というような問題も出てくるかと思えますけど、その時点になって総合的に検討をしていく必要があると思います。

13番議員（吉村重則） 統廃合が前提ではなくして、災害はいつ起きるか分からないわけですよ。そういう面からすれば、統廃合をするから今後の利活用についてという方向ではな

くして、もう現在においても、そういう対策、避難所としての対策が必要だと思うんですが、その辺ではどのように考えているのか。

教育部長（屋代和雄） 議員が言われるように耐震化工事、これは必要であるというふうに思っているわけでございます。今、指宿市内の校舎、屋体、耐震診断中でございますが、そのIS値の数値によって工事を進めたいというふうに考えております。耐震補強工事、これは早急に実施をし、地域民、子供たちが安全な学校施設の中で、安心して学校生活を過ごすということは言うまでもないところでございます。ただ、地方財政がひっ迫している現状の中で、効率的に予算を執行することも考え合わせねばならないというふうにも考えているところでございます。

13番議員（吉村重則） 次に、国保税の問題に移ります。来年度も値上げをする計画かということに対して、21年度の収支とか、制度の見直しとか、そういうのも含めて、今後検討をしていくという答弁だったわけですけど、今年値上げをしたことによって、去年の倍になったとかいうアンケートにも答えが返ってきてるんですよ。アンケートの中で、ほとんどの方が値上げをされたらもう生活ができないという回答が返って来てるんですよ。そういう面から考えれば、一般会計の方から繰入れて、値上げを、値下げまでいかななくても、とりあえず値上げだけは中止するというような方向では市長考えはないですか。

健康福祉部長（田代秀敏） 国保特会の方への一般会計からの繰入れをし、国保税の値上げをしないと、そういう方法ではできないのかというようなことだったと思いますが、国民健康保険制度というものにつきましては、病気や怪我に備えて加入者の皆さんが普段から保険税を負担し、いざという時の医療費補助に充て、みんなの医療費の負担を軽くしようという助け合いの精神から成り立っていると理解しております。国保制度の趣旨を考えた場合、国保加入者以外の市民の方々が納められた市税等を国保会計の方へ繰入れるということは、安定的な国保運営を図るためにも必要に応じて基金から繰入れをすることが基本的な考え方であろうと思っております。急激な高齢化の進展の中で、年々医療費も増加し、国保運営も厳しい状況にあるのは事実でございます。今後、国・県からの補助制度の充実につきまして、県の都市国保協議会や九州都市国保協議会を通じ、また、国・県に対して要望してまいります。また、これらの国・県への要望を通じまして、国保運営の安定化を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

13番議員（吉村重則） 国の方の負担金が減らされてきた昭和58年ですか、40%近く負担してたものが、最近では半減近く、半減になってるのかな、半減近くになっていると思うんですよ。そのために国保会計の方がかなり赤字になってきていると。しかし、さっきアンケートの声を紹介をしたわけですけど、国保税を払うのに精一杯で、病院にも行けないというような現実が出ているわけですよ。国保会計だけで考えれば、国保会計で運営すれば、それで一番いいんだという答弁なんですけど、市民の実態はどうかと言ったら、収入は激減して

くる、年金は減らされてくる、生活ができない状態になってるんですよ。医療費がどんどん上がるから国保費はどんどん上がりますよと、腹が減って食えないと、力が出ないというアンケートの声もあるんですよ。そういう現実を見た時に、それでも医療費が上がっていけば国保を上げていくという考えなんですか。

健康福祉部長（田代秀敏） 国民健康保険制度、制度のものについて先ほど答弁させていただきましたけど、基本的には、加入者の皆さんのご負担で会計を成り立たせていくというのが基本の制度であろうと思います。自治体はそういう部分について保険者として経営をしていくということになるかと思っています。

それから、昭和58年以前、国からの補助の制度、これが40%ぐらいだったと思いますけれども、その後、34%現在になっているかと思っておりますが、そういうことで、各市町村の保険者という部分については、非常に苦しい中での経営を強いられているということがございます。そういうことがありまして、先ほどの答弁にもありましたけれども、私どもの国民健康保険の九州の都市の研究協議会、それから、国保、先ほど、この前の新聞の中でも出たんですけども、全国市長会等で国に対するそういう要望等という部分の決議をいたしております。今後も国・県へのそういうような要望というのは続けていきたいというふうに考えております。

13番議員（吉村重則） 地方自治の趣旨ですね、住民の暮らしを守ると、国政が悪いことをしたらその防波堤になって、地方自治は市民の暮らしを守るんだと、これが地方自治の趣旨だと思うんですよ。今、本当言って、ほとんどの方が、農業にしてもしかり、中小零細企業、また、解雇されて生活に苦しんでいるんですよ。そういう中で、市独自で国保会計の方に繰入れをしている自治体もあるわけなんですよ。ですから、こういう制度だから、医療費が掛かるから仕方はないと、だからどんどん値上げをしていきましょうよということではだめなんですよ。市民の暮らしを守るという立場から考えれば、国保税については来年度は引き上げないという表明はできないですか。

健康福祉部長（田代秀敏） 来年度の国保税の値下げという部分につきまして、これにつきましては、今年の3月の議会におきまして21年度、22年度にわたって、2か年度にわたって7,000万、7,000万、1億4,000万というんですかね、これを想定して国保税の見直しを行いますという形で答弁したと思っております。来年度につきましても、21年3月議会のその考え方について、その基本の路線、基本的な考え方は変わっておりません。また、今後、私どもがインフルエンザの季節性のインフルエンザの流行、また、新型インフルエンザが次のまたピークを迎えると、そういう状況があり、簡単に来年度の部分についての値下げ云々というのじゃなくて、当初、私どもが21年3月に説明したとおり、その考え方を中心に国保税の見直しについては図っていくべきものだというふうに思っています。

13番議員（吉村重則） 今後、収支とか、いろいろ検討をして、基本的には値上げの方向だけ

ど、来年度の値上げについては検討をしていくと、検討の中に、市民のこういう困窮状態ですよね。生活が苦しい状態なんかも検討としてなされるか、それとも、国保会計国保事業としての方だけの考え方で検討するのかどうか、その辺を答弁してください。

健康福祉部長（田代秀敏） 国民健康保険の制度という部分については、入りがあり出があるということになります。例えば、歳入、歳出の部分をどうつくっていくかということでございますけれども、3月議会で説明したとおり、基金も底をつき、そして医療費が毎年3%ずつ上昇していると、そういう状況がございます。そして今、議員の方は個々の加入者の皆さんのその困窮の状況というのを加味するのかということでしたけれども、国民健康保険の制度の中で、個々の加入者の困窮の度合いという部分については、会費の中では、保険税の中での加味という部分については特にございません。ただ、所得に応じてのそういう制度の部分はございますけれども、例えば、この困窮の度合いでどうということにはならないというふうに思っております。税金の中での申告の時期における、その所得の度合いという部分についての制度はあろうかと思っております。

13番議員（吉村重則） 困窮の度合いについては、検討されないと。国保会計事業の中だけで検討していくという答弁だったわけですけど、本当言って、限界が来ているという面で考えれば、今の市民の生活実態、年金は減らされ、収入は減っている、こういう実態を検討の課題として要求しておきます。

続いて、減免制度についてなんですが、指宿市国民健康保険税条例の減免、国民健康保険税の減免の26条の2項の中で、書類の件についても書かれているわけですよ。納税義務者の住所及び指名、年度納期別及び税額、減額を受けようとする理由について、書類として提出するようになっているわけなんです。条例の中では担税力とか、そういうことは何も書かれてない。この規則の中でも、災害における前年度の所得の10分の3以上ということは書かれているわけなんです。ですから、前年度、20年度の税申告と、今年の農業売上との関係で、3割以上減になったら減免制度をしますよということが減免制度として条例されているわけなんです。こういう中で、今年2月26日のひょう被害、施設も含めて4億円相当だということが発表されたわけですよ。農産物だけで言っても2億からの被害を被っているわけですよ。だったら10分の3以上になる農家はほとんどいないというとらえ方でよろしいんですか。2億からの被害を受けながら、だれも申請、聞きに来ても申請を出されない。また、ほとんどの人が申請してないということは、2億以上被害を被っても、農家それぞれしたときに、10分の3以上になる人はほとんどいないという見方をとられているんですか。

市民生活部長（新村光司） 今年のひょう被害による災害が発生した場合における、発生したことによりまして農家の所得が減少しているというようなことで、10分の3以上の減収になれば減免も受けられるんじゃないかといったような質問でございますけれども、災害が発生した場合における、災害被害者に対する減免措置につきましては、市民税に関しましては指

宿市税条例に、それから、国民健康保険税に関しましては指宿市国民健康保険税条例に、介護保険料に関しましては指宿市介護保険条例に、それからまた、後期高齢者医療保険料に関しましては後期高齢者医療に関する条例に、それぞれ定めているところでもあります。減免を行うにあたりましては、個々の被害の状況や納税者の担税力の如何に着目して判断することになりますので、一時的な農作物の被害についてだけで判断せず、1年間の全ての農作物の収入見込額の合計額を見て判断することになるかと思えます。なお、災害に関する減免の場合は、災害を受けた日以後1年以内に納期到来する分の税額につき対象になりますが、減免申請の手続きが遅れる場合もありますので、市税等減免取扱い要領の中で納付済みの税額についても還付できるよう措置しているところでもあります。このような場合、まずは納税相談をしていただきまして、到底納税が困難と、そういうことで認められる場合には減免申請のもと、担税力の調査も行いまして、私ども減免の判断を行うことにしているところでもございます。

- 13番議員（吉村重則） かなりの被害がありながら、減免を受けてない、また、相談に来てもほとんどの人が受けてない、申請をしてないということを見れば、減免制度そのものはあっても、全然使われてないと。この減免制度そのものを使いやすいものにすべきであり、災害を受けた場合には、それなりの申請ができる取組をぜひ取り組んでいってもらいたいと要求いたします。

また、今度の議会にイモゾウムシ等防除条例ですね、これは提案される中で、これについては、条例が制定されたら地区民を寄せて、ちゃんと説明会もしますという答弁も受けるわけなんです。ですから、同じ条例でありながら、何でそういう被害を被った時に、そういう地区の説明会、どこがどのように違うのか教えてください。

市長（田原迫要） イモゾウムシの対策条例と同レベルで論じるのが適切かどうか分かりません。国民健康保険税等の減免については以前からある条例ですし、それを適用しているわけでありまして。先ほど来からの議論を聞きながら思うことではありますが、当然のことではあります。国民が生きていく上で最低限の保障は憲法で保障されてますし、そのために生活保護だとか、いろんな対策があります。そしてまた、病気とかそういうものに対応して国民皆保険と、仕事を持って努めている人はそれなりに社会保険等があるわけではあります。一般の農業、漁業、あるいは自営業の方、あるいは年金をもらっている高齢者の方が病気になった時困らないようにということで、この国民健康保険制度が成立し、その中で、基本的には、国民健康保険の中で運営していくのが理想であります。しかしながらなかなかそういうわけにはいきません。今申し上げましたとおり国民の中で仕事を持ってない、持ってないというか、会社に勤めてない、いわゆる自営業の方とか、そういう方が中心に構成されるのが国民健康保険でありますので、なかなかその単独での運用等は難しいと思えます。そういう中で、国が37%補助を出し、しかも所得の低い人に対しましては7割、5割、2割の軽減をする。そし

て、今議員からありましたように何かの災害に遭った時には、それはそれで対応していくと。ただし、国民皆保険の精神ですので、収入だけでなくその人の担税力、つまり税金を負担する能力はほかにはないのか、あるいは同居の家族でそれを補ってくれる人はいらっしゃるのか、そういうことを調査した上で、それがいい場合には減免をするわけでありまして。また、2月にひょう被害が確かにありました。議員が言うように4億とおっしゃいましたが、それに対して緊急の融資制度とか、そういうもので対応いたしましたけれども、農家をされる方は常に天候との戦いでありまして。2月のひょう被害で大きな痛手を受けました。しかしそのあと、ほかの例えばオクラだとか、あるいは野菜類とか、そういうもので挽回して1年間頑張っていくわけでありまして。条例に言われる当該作物というのは、1年間その農作者が作る農作物のことでありまして、そういうことで、国民健康保険の制度については、いろんな意味で、みんなで助け合いながらやっていくという性質のもとでやっています。確かに、私も税金にしても何にしてもそうでありましてけれども、安い方がいいというのは十分分かりますし、そうしたいのも山々であります。しかしながら、基本的には、地方自治運営の経費は国民の皆さんの税金で運用するわけですので、やはり、みんなの中でそれを助け合っていく、その中で運営していかなければいけないという実情があります。そういう意味で、市の職員も一生懸命この国民健康保険特別会計の健全化に向けて今取り組んでいるということでありまして、次年度予定では7,000万を計画はしてはいますが、今のところインフルエンザ対策その他については一般財源から出しては行きましたし、何とかその状況を見ながら、できれば少しでも値上げが低い方がいいだろうということで、今一生懸命検討を重ねて、そして、今年度の剰余金についてはほぼ1億5,000万ですが、基金会計に繰入れしようとしたところでございます。以上です。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時49分
再開	午後	1時58分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

17番議員（新川床金春） こんにちは。17番新川床。通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、道路整備についてお伺いします。広域農道が現在整備されてますが、山川成川から小川地区へ通じる市道整備が現在されておりません。合併前の山川町では、広域農道整備は計画されているが、そのような整備はなかったということでした。開聞町ではですね、上野地区から国道に通じる市道整備もなかったわけですが、19年度に開聞支所では、上野地区のJA出張所跡地から広域農道にかけて3か年計画で今事業を進めてもらっております。広域農道は、鹿児島喜入から指宿市、南九州市、枕崎市まで整備計画で、平成23年度には完

成予定と伺っています。先ほどの同僚議員の質問でも、市長は23年度を目標にしているということでしたが、本当に完成するのかどうか疑問に思うことがあります。あと2年間でどのくらいの予算が必要なのかをお伺いいたします。

広域農道から山川成川、小川地区に通じる市道整備は、指宿市発展のために絶対に必要な路線であると思います。新指宿市として市道整備計画はどうなっているのかお伺いいたします。

里道、農道整備についてお伺いします。指宿市内の里道、農道を見て回ると、アスファルトがはげて、歩行者がつまづきやすくなっているところや、セメント舗装、アスファルト舗装の整備ができてないところが見受けられますが、受益者等からの整備等の要望があると思われませんが、どのような対応をしているのかをお伺いいたします。

2番目の尾下牧場についてお伺いします。9月の一般質問で、同僚議員が尾下牧場は大変いいところだということをして市長に訴えていました。議会終了後、同僚議員数名で鷲尾岳展望台や尾下牧場の視察に行ってきた。尾下牧場からの景観は、東シナ海、開聞岳、池田湖、鰻池、佐多岬などが眼下に見られ、大変素晴らしいところであることが分かりました。現在は雑木林に覆われて利用ができない状況ですが、敷地内に広域農道が事業計画され、西側4町歩の一部は広域農道として現在整備中であり。広域農道整備が完成すると、残りの40町歩の敷地は道路沿いになり、これまで眠っていた指宿の素晴らしい財産を利活用することができますが、広域農道整備計画に併せて尾下牧場の整備をし、市民の憩いの場とする考えはないのかをお伺いいたします。

3番目の指定管理者の選定についてお伺いします。選定基準として、平成18年度第4回定例会の質問で、市長は指定管理の導入の最大の目的として、一つ目は、事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること、二つ目は、事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理業務に係る経費の縮減が図れるものと言っております。三つ目に、事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること、四つ目に、前3号に掲げるもののほかに、市長等がそれが公の施設の設置目的を達するために必要と認めたこととありました。極論すれば、公の施設の公用が最大限に発揮されること、同時に経費が安く済むことが一番だと言っておられました。また、片方では、地域の中で、ボランティア組織のNPO法人、NGO法人が育ってほしい、地元の人たちが積極的に関わってくださることがありがたいとも答弁しておりましたが、その時の私に対する答弁では、指定管理者制度が導入されると心配なことは、一般企業が受けてとなって、人材派遣会社やビルメンテナンス会社などが非常に有利なのではないかと危惧していると答弁もしておりました。今回の指定管理者選定基準も、前回の基準と同じだと思います。公の施設の効用が最大限に発揮されること、同時に経費が安く済むことの二つを主要事項にして選定しているのかをお伺いいたします。

期間についてお伺いします。指宿市の指定管理者の指定期間はこれまで3年間を指定してきました。今回の指定管理者の応札業者が1社しかなかったのが指宿図書館、山川図書館と指宿市民会館の2件です。指宿図書館、山川図書館だけが22年度からの指定管理の指定期間が5年になっていますが、教育部長からは説明いただきましたが、指宿図書館、山川図書館だけがなぜ特別扱いされるのか、疑念を抱いていますので再度伺います。指宿図書館、山川図書館だけがなぜ5年としなければならないか、特別な理由について説明をしてください。よろしくお願ひします。

地元業者についてお伺いします。一般企業が受けてとなって地元の方が参入できなかったら困るというようなことも言うておられましたが、今回の指定管理者の応札でヘルシーランド、山川砂むし温泉保養所には市内業者が多数応募してましたが、市内業者に対してどのような配慮をなされたのかお伺ひいたします。

4番目の職員定数についてお伺いします。職員の削減が緊急アクションプランの当初計画で進んでいるが、市民へのサービスは低下していないのかということでお伺いします。

市民から合併してサービスが低下したと苦情をいただきますが、私が見るところでは職員の方は一生懸命しています。サービスが低下していると思っているのかをお伺いします。

サービスが低下しているのであれば、主な要因は何だととらえているのかお伺ひいたします。

次に、職員の再任用の状況についてお伺いします。合併して4年が経過しますが、多くの職員が定年退職や早期退職しております。過去3年間の退職者数と採用人数はどれだけあるのかお伺ひいたします。

以上で、1回目を終わります。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。まず、広域農道についてですが、あと2年だが、残りの費用がどのくらいかということでありましたが、先ほどの議員の質問にもお答えしましたけれども、全体では75%の進捗状況です。ただ、農水省区間は80数%の達成率ですが、まだ国土交通省区間は44%でしたかな、そのくらいの達成状況で、残りの費用がどのくらいかということですが、事業計画では21年度分の事業費も含んでますけども、農水省区間で32億円、国交省区間で10億5,000万円程度が必要であろうと予想されます。そういう中で、広域農道から山川成川、小川地区へ通じる市道整備の状況についてご質問いただきましたが、現在、広域農道の整備を行っておりますが、山川の成川、小川地区からのアクセスとしましては、市道森松鰻線と谷川丸尾線から溝口線、丸尾線等を経由して大山鷲尾岳線にて連絡ができます。ただ、この道路を普通車程度であれば支障なく離合可能で通行できるのでありますが、カーブが多いことや、道路勾配が急であることから、もっと円滑で安全な通行ができるようバイパスの道路を農道整備事業で対応できないか、これまで県の地域振興局にお願いをしてきたところでございます。県の方で平成20年度に調査を実施してくれました。しかし

ながら、調査結果であります。調査内容は国庫補助事業採択基準であります費用対効果の算定を行ってもらったわけでありまして、これは農道築造の工事費等の経費に対してどの程度の効果があるかを算定するものであります。地形的な状況から工事費が非常に大きな額になりますので、費用対効果がそれほど上がりませんでした。したがって、農林水産省の補助事業としては基準に満たないという結果が残念ながら出たところでございます。しかしながら、広域農道を有効活用する上からも、山川の成川、小川地区からのアクセス道路の整備は、非常に重要であると思われまいます。今後、現道の局部改良による整備手法等を含めて、調査・研究をしてみたいと思っております。

里道とか農道の整備について、受益者から整備等の要望があると思われるが、どのような対応をしているのかということでありまして、里道には、集落内の生活用道路として、また、農用地域等にある農業用道路としての機能を有しているものがあります。また、同様の道路として、畑かん内にはほ場への進入道路等がございます。これらの道路は、受益者が限定されておりますので、その維持管理や整備等につきましては、相応のご負担をいただきながら実施しているというところでございます。整備の手法につきましては、指宿市認定外道路整備要綱や、指宿市認定外道路整備事業補助金交付規則に基づいて、生コンや採石等の原材料支給制度や整備費用の50%を補助する制度で対応をしているところでございます。

次に、尾下牧場の活用について質問をいただきました。市民の憩いの広場としての観光地的な活用も含めてお答えしたいと思っておりますが、尾下牧場は、昭和42年度から昭和56年度にかけて、国庫補助事業によりまして草地造成を実施し、牧場として利用してきました。昭和50年ごろから、鰻池に淡水赤潮が発生し、昭和51年11月に鰻池汚染対策会議が開かれ、赤潮発生の原因の一つに放牧場からの排水も汚染源の一つになっているのではないかと意見が出されまして、放牧利用が困難となり、昭和62年度に牧場を閉鎖し、現在は一部の畜産農家が採草地として利用をしているところでございます。また、平成6年から平成14年にかけて、県及び旧山川町が、採草地の一部約1haに130本の桜を植栽しております。現在の管理状況は、入口から管理舎までの道路及び管理舎を年2回職員で草払いを行ったりしております。現在、東部広域農道工事が指宿地域及び山川地域から進んでおりまして、本年度牧場内の工事が始まっているところでございます。なお、今後の利用計画につきましては、広域農道の整備状況等を見ながら活用方法を検討する必要があるのではないかと思います。全国的には、自然公園や里山、牧場などを活用した観光地が多数存在をしております。近隣でも生駒高原や高千穂牧場、高峠のような花畑や牧場を観光地として活用をされているところでございます。尾下牧場につきましても、菜の花やコスモスなどを植栽し、市民の公園として整備されれば、場所的にも新たな観光地としての魅力を秘めていますので、観光客も当然のこととして多数市民も来訪することが予想されます。現在、牧場の一部に、先ほど申しましたように桜の木130本、その他カシ、クヌギ、マテバシイ等の植栽を県の協力もいただきながら

ら行ってきているところでございます。今後の活用につきましては、広域農道の整備状況等を見ながら、どのような活用方法があるのか、そしてまた財政状況等を勘案し、なるべく経費のかからないような方向で、総合的に判断していかなければならないと考えているところでございます。

次に、指定管理者の選定についてであります。その選定基準等についてご質問をいただきました。指定管理者候補者の選定の基準につきましては、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条に規定してございます。まず、一つ目でありまして、事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。二つ目は、事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。三つ目でありまして、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。そして四つ目でありまして、先ほど述べた三つの項目以外に、市長等が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めることとなっております。具体的な評価項目につきましては、今申し上げました四つの選定基準に基づきまして、施設の性格や機能等を考慮しながら、施設利用者の安全確保策、自主事業の実施、サービス向上策への取組み、経営基盤の安定性、地域経済への波及効果等、施設ごとに12から13の項目について、選定委員会で慎重に検討していただいているところでございます。したがって、経費の節減も大きな要因とはなりませんけれども、自主事業の実施やサービス向上策への取組等、あらゆることを総合的に判断し、市として最終的に指定管理者の候補者を決定しているところでございます。

続きまして、なぜ図書館だけが5年なのかというような質問であります。指定管理者の指定期間については、総論的に申し上げますと、指定管理者制度導入に係る指針の中で、指定管理者を指定する期間は、指定管理者の業務が施設の維持管理を中心とした業務となる場合は、原則3年間とする。ただし、人的サービスや事業企画など、事業実施の成果を検証するために、一定の期間を要するというような特別な理由がある場合は5年程度、または相当期間となる場合もあり得るとしております。その中で、図書館業務についてであります。学校図書館や公民館をはじめ、ボランティアグループの育成等、地域に根ざした活動が図書館業務には求められております。そのためには、それぞれの施設や団体等をつなぐネットワークの構築や相互の信頼関係を築くため、長期的な視野に立った運営方針及びそのための人材育成が必要になります。また、これまでの3年間を通じて、現指定管理者である「本と人をつなぐそらまめの会」が努力した結果、利用者の評価も高く、それに伴い来館者数も伸びていること等に鑑み、指定管理期間を図書館については5年間としたところでございます。

次に、指定管理者制度を実施する上で、NPOなど地元育成が望ましいと答弁をしたが、地元業者への配慮はどうだったのか。特に、ヘルシーランドの選定についてどうだったのかということでありました。平成22年度から、次期ヘルシーランドの指定管理者候補には、市

内から四つの団体，市外から二つの団体，計6団体から応募がありました。その6団体から提出されました事業計画書及び収支予算書等を基に，指定管理者候補者選定委員会において，条例に基づき，住民の平等な利用の確保や住民サービスの向上，管理業務に係る費用の縮減を図ること等，計12項目にわたり，様々な視点から審査を行い，次期指定管理者候補を選定していただきました。地元業者への配慮ではありますが，市では，地方自治体として各種施策を展開する中で，地場産業育成を基本とする地元業者優先というものは，重要な視点として位置付けております。そのため，選定基準の中でも，地域経済への波及効果という項目を設け，地元業者へ一定の配慮を行っているところでございます。一方，地方自治法第2条第14項では，地方自治体の事務執行にあたっては，最少の経費で最大の効果を上げることが求められています。このことから，過度な地元業者優先を行うことで，競争性が失われ，高価格での経費になったりサービスが低下する等，市民の公共の利益が阻害されることがないように努めることも必要であろうと考えております。したがって，このような総合的な見地から，指定管理者候補者選定委員会での結論を尊重し，次期ヘルシーランドの指定管理者候補者を，株式会社セイカスポーツセンターに決定したところでございます。

職員定数等につきましては，総務部長の方から答弁をいたさせます。

総務部長（秋元剛） 職員定数について，職員の計画が当初より進んでいるが，市民へのサービスの低下についてということで，職員は一生懸命やっているようだけれども，市民へのサービス低下があるのではないかと，あるとすれば，その原因は何かというような趣旨のご質問であったかと思いますが，本市では，厳しい財政状況を改善するため，平成19年3月に，有識者と市民で構成する行政改革推進委員会の答申を受け，指宿市行政改革大綱の策定を行いました。大綱に基づき，行政改革の具体的な実施計画である集中改革プランを策定をし，これまで事務事業の見直しや指定管理者制度の導入，更には組織機構の見直しを行いながら，職員の削減を進めております。一方，市民サービスの維持，向上及び既存の行政課題にも適切に対応でき，かつ，地方分権の推進や権限移譲などにより発生する，新たな行政課題にも対応できる，簡素で効率的な組織体制の構築にも努力しているところであります。特に，支所の市民サービスの維持向上につきましては，平成21年4月より，課，係の枠にとらわれず，一人の職員が複数の窓口業務を積極的に補完し合う，総合窓口サービスチームを設置するなど，地域窓口サービスの充実を図り，市民サービスの低下につながらないように対応してきているところであります。しかしながら，職員の絶対数が減少している中では，例えば，出張等で担当職員が不在の時に，市民からの問い合わせ等において十分な対応ができず，結果として，一部不便をおかけしている場合もあろうと思っております。このような厳しい状況ではございますが，今後も極力，市民サービスの低下を招かないよう，組織の枠にとらわれることなく，積極的な協力体制を取りながら，持続可能な行政運営を進めるためにも，職員数の縮減に向けた取組に努めてまいりたいと考えております。

次が、職員の再任用の状況についてということで、3年間の退職者数と再任用数についてということであろうと思いますが、再任用制度は、本格的な高齢者社会を迎える中、公的年金の支給開始年齢が引き上げられることを踏まえ、定年退職後についても雇用と年金との連携を図るとともに、長年培った能力や経験を有効に発揮できるように定められたもので、退職後も、引き続き働く意欲と能力を有する職員について、再度、選考採用することができる制度であります。本市では、合併後の新市におきまして、指宿市職員の再任用に関する条例を制定をし、平成20年度中に要綱を策定し、本年4月から制度の本格運用を行ってきております。合併直後から、これまでの定年退職並びに勸奨退職者の数につきましては、平成18年3月退職が15名、平成19年3月退職が24名、平成20年3月退職が23名、平成21年3月退職が14名となっており、合計で76名となっているところでございます。なお、再任用制度の本格的な運用をするにあたり、本年2月に、制度の対象となる職員退職者43名に対し再任用の希望を募ったところでございますが、このうちの4名から申請がなされ、1名を再任用職員として採用をしているところであります。

17番議員（新川床金春） 2回目の質問に入ります。広域農道の整備でですね、市長が後42億5,000万残っているということですけど、後2年しかないんですけど、できるのですかどうなのかを伺います。

市長（田原迫要） 先ほど申しました金額は21年度分も含んでおりますので、3年分ということになりますが、21年度はもう順調に進捗しております。22年度及び23年度分については、民主党政権に代わって、先ほども答弁しましたけれども、広域農道等については、不確かな部分もありますので、確かなことは言えませんが、もう先ほども申し上げましたが、全体で77%が完成している道路でありますし、ここで中止になったり、あるいは先送りになったりしますと、これまでの努力が水の泡になりますので、何としても民主党政権にもお願いをし、そしてまた県も一緒になって推進をしていきたいと、そのように思っています。

17番議員（新川床金春） 広域農道から山川成川、小川の方が今後頑張っていきたいということの答弁でしたけど、これまでにですね、要望はなかったのかどうかお願いします。

市長（田原迫要） 要望がなかったというか、山川の大山地区と申しますか、ちょうどJAいぶすきのルミエールのあるあたりの農道ですか、随分に農道整備が進んで、非常に走りやすくもなってますし、菜の花マラソン等のコースでも活用されてます。問題は、この東部広域農道が全線開通いたしますと、ある意味では、国道226号について、今、平川道路を一生懸命10数年陳情してきておりますが、ある意味では、国道226号のバイパス機能を果たせるのではないかと期待があります。したがって、この東部広域農道を活用するためには、開闢地区は、そのまま仙田上野から広域農道を活用できますが、それ以外の地域は、広域農道を活用するよりも、通常は226号を活用した方が速いのかなと。したがって、この東部広域農道をより活性化するには、大山、小川地区等の連携軸を築いていく方がいいのではないかと。

そうすることによって、鰻地区についての動線も整備できるのではないかということから、どちらかという、行政が中心になって、今まで県に働きかけてきたものでございます。ただ、残念ながらと言いますか、ピーバイシーが思うような数字が出ませんでした。それは、あの地域がちょうど非常にこの何と言いますか、山谷が結構激しい地域ですので、橋だとかいろんなものを含めて、多額の工事費が必要ということで、ピーバイシーがちょっと予測よりも低くなってしまいました。そういうことで、先ほど申し上げましたように、今後は、今の市道の拡幅だとか、そういうものも含めて、より安い費用でできないのかということを検討していきたいと申し上げたわけです。ともかく、この東部広域農道がより有効に活用されるには、今言った連携軸ができれば、山川地区、つまり開聞山麓一帯の畑作地帯との連携軸ができることになりしますので、非常に、この東部広域農道の価値が上がるのではないかと。そういうことから、この取付道路については作業を進めてきたところでございます。

17番議員（新川床金春） 合併して4年が過ぎようとしていますので、後期5年間計画にですね、広域農道の完成がそこに見えてますので、取り入れられないのかお伺いします。

市長（田原迫要） 合併後4年を経過して、4年目途中ですが、そういう中で、地域の連携も随分進んでまいりましたし、そういう中で、地域全体の、つまり指宿市として、県との、鹿児島市との連携軸という中で、総合的に、これからの基本的な市道を含め、県道、国道、これとの連携軸というのについては、更に見直しをしていく必要があると思いますし、地域の発展のために道路整備というのは不可欠だと思いますので、今後、それらの連携軸についても更に検討していかねばならないと思うところであります。

17番議員（新川床金春） 次に、里道、農道整備についてお伺いします。先ほども言いましたように、市内を回るとですね、舗装されていない里道、農道がたくさん見受けられます。担当課に行って相談しますと、予算がないんですよと、思うように市民の声にこたえられないと担当者は悩んでおります。農道的機能のある里道等の整備についてですね、どのくらいの要望があり、どのように対応しているのか実績をお伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 平成19年度実績から申し上げますと、平成19年度は生コン支給が8件で46m<sup>3</sup>、砕石支給が1件で1.5m<sup>3</sup>、平成20年度は生コン支給が11件で65m<sup>3</sup>、砕石支給が4件で15.5m<sup>3</sup>となっております。全て原材料支給によるもので受益者の皆さんで作業をしていただいている状況でございます。

17番議員（新川床金春） 今、実績報告いただきましたけれども、要望は単年度で全て処理できているのかお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 要望につきましては、受益者等が、営農形態の変更等により農業機械の大型化や排水対策等の必要が生じるなど、1年を通して随時的に要望がある状況もあることから、全て当初予算で処理することが難しく、補正予算や次年度予算での対応をすることもあります。また、材料支給が多いところは、その緊急性、他の地域との公平性等を

考慮しながら、年次的に対応することもございます。

17番議員（新川床金春） 市長がこれまでですね、何回も結の精神で、助け合いの精神でということですね、地域づくりをしていただきたいと言っておりますが、多くの地区民や受益者ですね、みんな作業に参加して、自分たちの地域を住みやすいところにしてやっております。農政課の方の予算は100万前後だということで、受益者に応じられてないということが分かりました。そこで伺いますけど、10月に政務調査に行った太田市ではですね、市税の1%の予算をですね、市民がボランティアで行うまちづくり事業に当てていました。1%と言いますと、指宿市だと4,000万になるとと思いますが、そこまでは言いませんけど、各地区の人や受益者ですね、里道整備をする時などはですね、機械借上げ料や材料支給などできないものか伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 農道、里道等の整備につきましては、指宿市認定外道路整備要綱や指宿市認定外道路整備事業補助金交付規則に基づき、生コンや砕石等の原材料支給制度や整備費用の50%を補助する制度で対応をいたしているところでございます。

17番議員（新川床金春） 財政力が悪く、予算編成が大変だということは十分理解しております。市民が要望している住みやすい地域づくりを推進するためにですね、無駄がないか、事業の内容の見直しをしてですね、市民や受益者の力を借りながら、少ない予算で市民の要望にこたえる考えはないのかをお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） これらにつきましては、要望を全ていつの時点で掌握というわけにはまいりませんので、緊急性、公平性等、それと災害との絡みも出てきますので、それらを十分勘案した上で整備を進めてまいりたいと思います。

17番議員（新川床金春） 22年度当初予算のですね、見直しをするとですね、無駄なのが国ではありますので、指宿市にもあるかもしれませんので、見直しをしてですね、市民の要望にこたえていただきたいと要望しておきます。

次に、尾下牧場について、市長がですね、前向きな回答をいただいたんですが、鰻池のですね、水質汚染が発生して尾下牧場が閉鎖されたことは、私も伺っております。尾下牧場に行ってみればですね、これをどうにかしないといけないなと思うことでした。市長は尾下牧場に行ったことがありますか、お伺いします。

市長（田原迫要） 何回もお伺いしています。というのは、指宿も篤姫、大河ドラマの篤姫決定等で道路整備等をしました。ただ、その中で、どうしても植物がほしいというようなことがあって、尾下牧場に、ヘルシーランドを整備する時にソテツを移植したりしてくれてましたので、それらを見に行ったんですが、残念ながらソテツには若干地質が合わなかったのかどうか、使えるようなものがなくて残念だったんですが、そういうこと、それからもう一つは、何年前か、あそこで植樹祭を、先ほど県と一緒に130本の桜をという話をしましたが、以前、旧山川町の時代ですが、尾下牧場を、今後、地域の憩いの場にできないかとい

うようなことで、あそこで植樹祭を、確か、中村町長さんの時代でしたので、随分以前になりますが、それ以来、非常に素晴らしい景色のところだという認識は持っております。ただ、残念ながらあの地は、水道施設等がありません。そういうことで、今後、広域農道があそこを通っていきますので、これらの完成と併せて尾下牧場の利活用について、是非、皆さんで検討いただき、素晴らしいものに仕上げていってくればありがたいなと思うところであります。

17番議員（新川床金春） 尾下牧場をどうかできないかなということで、同僚と話をする中でですね、畜産基盤再編総合整備事業というのがあるということで、補助率が72%からあるということでした。この事業が使えると、花の植栽をしながら、年1回飼料作物を植えることで、その事業の対象になるとも聞いてますけど、この事業は使えないのかお伺いいたします。

産業振興部長（井元清八郎） 畜産基盤再編総合整備事業をとということでございますけれども、国が50%、県が22.5%、受益者が27.5%でございます。仮に、あそこを採草地としてすることになりますと、費用的に10a当たりかなりの金額を要しますので、採草地として利用するのでありますならば、むしろ下の方の、もし遊休農地があったら、そちらの方が経費的には受益者負担の27.5%を考えますと、かなり難しい面もございますし、また、あそこ起伏が激しいですので、工事費も多額になるということもございます。全体的には15ha以上ないとだめということもございますし、併せて、これらについて生産農家、あるいは畜産農家を含めまして、採草地が不足していると、どうしても何とかしてくれという要望は現在もいただいております。それから、両方に、池田湖と鰻池という非常に貴重な水源を抱えておりまして、先の旧山川町時代に赤潮の発生したのは、そこら辺の放牧場をしていた排水の問題も指摘されておりますので、かなり細密な調査・研究をした上でないと、なかなか厳しいものがあるのではないかと、現時点では思っております。

17番議員（新川床金春） 同僚議員が話をする中でですね、花の植栽をし、市民が花とふれあった後にですね、緑肥としてですね、利用したらいいんじゃないかと。要するに、今までは堆肥をまいていて、それが肥料となっていたんですけど、花を緑肥とすることがですね、鰻池の水質保全にはどうにかなるんじゃないかということもありましたので、40町歩ですね、広大な敷地が寝ているわけですので、これを生かさないわけにはいかないと思います。先ほども市長が自然公園ということをおっしゃいましたが、本当にあそこがこのような事業を取り入れながらですね、少しずつ整備されていきますと、市民の憩いの場となりまして、市民の健康増進のためにもつながり、強いては、医療費の抑制にもつながると思います。市長が考えていきたいということでしたけども、担当部長にもですね、何かいい事業はないか、今後、調査・研究する考えはないか、再度お伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 産業振興の方から見ますと、その受益者の27.5%というのがご

ざいますので、これは県の地域振興公社等の事業になってきますので、全くその採草地在不足していて、どうしても畜産農家に供給しなければならないというような、その畜産農家の方が山川地域は多いですので、そういう要望が多数あるようであれば、検討の余地はあるかと思えますけれども、先ほども申し上げましたように、現時点では、今の試算では10a当たり約100万円くらい掛かるのではないかと。そうしますと、22万5千円10a当たり掛かるとなりますと、むしろもう平地の方で借りて採草をした方が経営にとってはいいのかなと、そういう思いがいたしております。

17番議員（新川床金春） 分かりました。ただ、採草地はですね、足りてないという話も聞いております。ただ、どこかないかなと探してますけど、どこもないよねと。なぜそれを言うかというんですね、飼料が高くなってまして、その飼料高ですね、高騰によって生産を圧迫してるということですね、この土地をですね、観光資源として、健康増進の施設として、農業振興の施設としてと、三つの観点で整備することが、産業振興、飼料高騰で悩んでいる畜産業者のためにもなるんじゃないかなという観点から質問しましたので、今後検討していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

次に、3番目の指定管理者についてお伺いしますが、先ほどいろいろ説明を受けましたが、指定管理者の選定基準には経費が安くなることが上げられていました。今回のヘルシーランドの入札ではですね、800万ほど減額になっております。ほかの施設のですね、入札状況は前年と比べてどうなのかお伺いします。

総務部長（秋元剛） 今回、指定管理者の候補選定の部分について、指定管理料等は前回とどういうふうになっているかということですが、まず、ヘルシーランドでございますけれども、ヘルシーランドにつきましては、前回は3年間で7,500万程度、今回が5,000万ということで、約2,400万程度減額となっております。それから、山川砂むし保養施設でございますが、これにつきましては、指定管理料というよりはむしろ市の方に納付をしていただく納付金でございますけれども、これにつきましては、前回は480万ほど、今回が300万ということで、184万5千円ほど市の方に入ってくるのが少なくなると、こういうことでございます。それから、指宿図書館、山川図書館でございますが、これは前回は3年、今回が5年ということでございますので、単年度比較で申し上げますと、1年度当たり97万3千円増加しております。それから、指宿市民会館でございますが、前回は3年間で4,200万円ほど、今回が3年間で4,600万円ほどでございますので、121万8千円ほど指定管理料の方が増えていると、こういうことでございます。

17番議員（新川床金春） 通常だと安くなるのがあたりまえだと思うんですけど、この図書館と市民会館は何が原因で高くなったのかお伺いします。

教育部長（屋代和雄） 市民会館の増額要因といたしまして、空調用の灯油の費用を、今までは市の予算で支払っておったんですが、それを指定管理者の方に移管をしたと、これが大き

なものなのかなというふうに認識をしております。図書館の主な増因要因でございますが、これは指定管理者の方のNPO法人のそらまめの会の方が、3年目を迎えて課税業者となったということで、消費税の支払いが生まれてきたことによるものというふうに考えているところでございます。

17番議員（新川床金春） はい、分かりました。そしたら、山川砂むし温泉保養所の納付額が減ったのは何が主な原因なのかをお伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 総合的に判断をするわけですが、山川砂むしの現状で、非常に従事者がたびたびやめているという状況があり、その原因が賃金、働く職員の賃金にもあったのではないかと推察をいたしまして、それと職場改善につながるということであるならば、その指定管理者の納付金の制限価格を一応設けまして、総合的に指定管理者の候補になったところが一番高い金額ということでございました。最低納付金額といたしましては135万3千円を1年間で設けさせていただいたところでございます。

17番議員（新川床金春） ただいま最低納付金額が131万と、5万ですかね、今回の指定を受けたところの納額は幾らなのかお伺いします。

産業振興部長（井元清八郎） 300万円でございます。

17番議員（新川床金春） 年間300万ということによろしいんですね。

産業振興部長（井元清八郎） 3年間で300万でございます。

17番議員（新川床金春） 3か所がですね、指定管理料が上がったり納額が下がったりしている中でですね、選定委員会の中では何か指摘はなかったのかをお伺いします。

総務部長（秋元剛） 指宿市指定管理者選定委員会のことではございますが、これにつきましては、企業等の経営状況や会計状況を判断できる方ということ、それから、民間企業の経営やサービス等に知識経験を有する者、それから、公の施設利用者である市民代表ということ、それから、行政側の委員ということで4名を合わせまして9名で、出されました申請書でありますとか、提案書の内容等を検討をしているわけではございますけれども、今回の山川砂むし保養施設、これにつきましては、基準価格というものを定めてございます。納付金として、市の方が基準価格を設定をしたのが135万3千円ということで設定してございますので、これよりも非常に高い額ということでございましたので、選定委員会の中では高い評価をしているということでございます。

17番議員（新川床金春） 次に、地元業者についてということで、県内の主だった温泉保養施設やスポーツ施設を県内の大手3社が独占でしているということをお伺いしたことがあります。その3社が受けると、次は地元の業者はどこも入れない状況になってしまっているということですけど、そういうことは今回選定の前に知っていたと思いますよね。その指定管理者の選定委員会に提出する書類の中で何社という、市内の施設をしているのは、皆さん選定委員会は分かっていたと思いますけど、地元企業をですね、4社いました、その中でできなかつ

た、どこが足りなかったか分かっていたら教えていただきたいと思います。

総務部長（秋元剛） 私も選定委員会の一人でございますので、選定委員会の内容でお話をいたしますと、今議員が申し上げましたように、他の施設で独占をしていると、このことについては評価の対象にはなっていないということで、条例等の中で定める四つの基準、これに付随するところの審査項目、これにつきまして、委員の中では審査をいたしたということでございます。

17番議員（新川床金春） 四つの施設がですね、今後もうまく運営されるように今後とも見守っていただきたいと要望しておきます。

次に、職員定数についてお伺いします。支所では職員数が減ったことですね、窓口業務をしたいけど、仕事があって動けないとかというような状況があるやに聞いてますけども、そういうことを聞いたことがあるかどうかお伺いします。

総務部長（秋元剛） 厳しい財政状況等を踏まえまして、できるだけ経常経費を抑えていくと。その中の中心的なものは、やはり人件費であろうということで、職員を縮減をして、そうした中で、本庁の方に大きな業務、政策的な業務を集約をしていくわけでございますので、支所の方としては非常に人員が少なくなると。一方、住民の方々につきましては、それまでとどういうふうにそれぞれの庁舎の中で業務が完結をするものというふうに思っておられるわけでございますので、それらの間に幾つかトラブルがあったということについては聞いております。

17番議員（新川床金春） たくさんの方がですね、退職し、知識を豊富に持っている方がいますよね。その方々をですね、各支所の窓口とかですね、その相談できるポストに付けて、市民がわざわざバスに乗って来たり、高齢者だと車を運転できなかつたりしますよね、そういう方が出てきた時に対応できるような体制はできないものかということのを常々思っているんですけども、そういう時に、再任用者を使ってする考えはないのか。できないんだったら、今後の支所の職員の配置はどうしていくのかお伺いします。

総務部長（秋元剛） 支所の方に地域の方々がお越しになって、そこで不快な思いをすると、このことにつきましては、その窓口での対応という部分であろうと思います。本来、その支所の中で従前どおり事務が完結をするということについては、だんだん薄まっていつているわけでございますので、もし住民の方からお尋ねがあったとすれば、その課内の中で相互に対応策を考える、あるいは支所の方で分からないということであれば、本庁の方に電話で確認をしてこういことですので、このようにしていただけませんかという接遇の中で、改善をできる部分ではないかというふうに思っております。したがって、これまでもそれらの改善を行うために総合窓口サービスチームというのを、それぞれの庁舎で実施しておりますし、議員ご案内のとおり、今回この再任用の職員、これを充てるというのもまた一つの考え方であろうと思いますが、再任用の職員につきましても、財政状況の厳しい本市におき

ましては、職員、再任用職員、臨時職員含めまして、総じて人件費を縮減する必要があるかと思っております。ただ、この再任用職員につきましては、これまでの経験、知識、見識というのは、職員の私が言うのもなんですが、非常に豊かなものを持っているであろうと思っておりますので、支所に限らず適切な場所で活用することができないか、総合的に判断をしてみたいと思います。

17番議員（新川床金春） ちょっとお願いがありまして、通告はしてないんですけども、一言。山川地区にですね、不快害虫が発生したということを知っております。この害虫は絶滅することはできません。この害虫について、何回も今まで一般質問をさせてもらいましたけど、これはもう抑制するだけなんですよね。ですから、県と南九州市と連携を取りながら、蔓延防止に取り組んでいただきたいということをお願いします。

最後にですね、田原迫市長に4期16年間、指宿市政発展のためにご尽力いただきましたことに対しまして感謝申し上げます。ご苦労さまでした。今後も指宿市政発展のためにご指導ご鞭撻くださいますようお願いいたします。以上で終わります。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

18番議員（高田チヨ子） こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。

政権交代の波に乗り、民主党政権が発足しましたが、なかなかまとまらない内閣、総理もリーダーシップが取れずにいる様子です。国政も厳しいものがあります。指宿市では、合併して早、丸4年を迎えようとしています。私も初めて議員になり、無我夢中での毎日でした。少しでも市民の幸せのためにお役に立ちたい、生活を守りたいとの思いであった、そういう思いをしていたのは、私だけではないと思います。本日は、その意味からも通告にしたがって一般質問をいたします。

まずはじめに、安心・安全な生活のために子ども手当について伺います。現在、児童手当が支給されていますが、民主党政権になり、子ども手当が中学生まで2万6千円支給されるとマニフェストにうたっていました。これは現在、財源の問題により1万3千円の支給になりそうです。いろんな問題がからんできていますが、まだまだ国の方がはっきりと決まらない状況で、困っているのではないかと思います。そのため、市民の方から児童手当をもらっているけれども、どうなるのか心配ですとの声が上がってきておりますので、この児童手当の支給についてはどうなるのかということをお伺いいたします。

次に、公明党の働きにより乳がん、子宮頸がんに対しての無料クーポン券が発行されましたが、これについての現況をお伺いいたします。

3番目に、指宿市民会館前の街灯について伺います。市民会館で行われるイベント等に参加すると、入口が暗くて分かりづらいのですが、市民会館の街灯は今の現状でよいと思いませんか伺います。

以上で、1回目の質問といたします。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。

まず、子ども手当についてどうなるのかというようなご質問でございますが、子ども手当につきましては、先の総選挙において民主党がマニフェストの中で子ども手当の創設及び支給を掲げたところであります。今のところ、子ども手当に関する具体的な制度内容等について、国や県からの情報は受けておりませんので、詳細な内容については、確認ができないところでございます。また、児童手当につきましては、通常どおり今年度は来年2月に定期支給を行うこととしております。今後、新政権においては、多くの子育て支援策が盛り込まれておりますので、これらの動向にも注視しながら、対応してまいりたいと思っております。なお、本市の11月1日現在の児童手当対象児童であります、3,934人となっているところでございます。

次に、乳がん、子宮頸がんに対する無料クーポン券の状況についてであります。国における女性特有のがん検診に対する支援事業が、今年の6月から開始をされています。これは、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳や、無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持・増進を図ることを目的としたものであります。指宿市におきましては、子宮頸がん検診につきましては、市内延べ24会場での集団検診でしか受診の機会がありませんでしたので、今回の事業に関しましては、指宿医師会と協議し、市内2医療機関での個別検診を実施することで事業の推進を図っているところでございます。また、乳がん検診は、これまでと同様、個別検診を実施してきた市内の3医療機関に依頼をしております。子宮頸がんの検診の対象者は、今年4月1日現在で、21歳、26歳、31歳、36歳、41歳の女性が対象で、1,136名であります。昨年度の同年齢層の受診者数は87名でした。今年の10月末の実績では、既に114名の方が受診をしております。また、乳がん検診の対象者は、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳の女性が対象で、1,544名であります。昨年度の同年齢層の受診者数は131名でした。今年度は同じく10月末の実績では、既に213名の方が受診をしており、両がん検診とも昨年度の受診実績と比較して、受診率の向上が見られており、がん検診に対する意識の高まりを確認できているところでございます。

街灯の件につきましては、教育部長の方から答弁をいたさせます。

教育部長（屋代和雄） 市民会館前の街灯についてのご質問でございますが、駐車場の部分について説明を申し上げますが、市民会館の駐車場の照明については、市民会館の外壁等に10基と、事務室の屋上に駐車場に向けて2基の投光機が設置をされているところでございます。

また、外壁等についている外灯につきましては、自動センサーで暗くなれば自動的に点灯をしますし、2基ある投光機は市民会館でイベントや会合等があった場合に点灯いたしますので、市民会館の敷地内の駐車場については、現在の照明で対応できているのではないかとこのように考えているところでございます。

もう一つ参考に申し上げます、総合体育館、指宿市の体育館玄関の外灯の方も、毎日夕方から夜10時30分まで、駐車場の方に向けて、これも点灯しておりますので、これらについても現在のところは対応できているというふうに考えているところであります。

18番議員（高田チヨ子） それでは、子ども手当の方からお伺いいたします。まだ、子ども手当の方は国の方がはっきりしないということですので、現在の指宿市でお答えできる部分だけでいいと思うんですけども、子ども手当が来年支給になったとして、中学生までのお子様をお持ちのご家庭の方はとても喜ばれると思います。ただ、中学生までのお子様をお持ちでない家庭の方たちは、扶養控除とか、配偶者控除とか、住民税のこととか、いろんなことが持ち上がってきておりますが、その税金が上がってくるのではないかとこのことが、今私たち女性の間では非常に話題に上っております。そのことについて、答えられるところであればいいのでお答えいただければありがたいかなと思っております。

市民生活部長（新村光司） 子ども手当の財源として出されています扶養控除、配偶者控除はどうなる予定かといったお尋ねでございますが、扶養控除の一般分0歳から15歳と、23歳から69歳及び配偶者控除は、所得から差し引かれる控除で、所得税、住民税の増減に影響があります。扶養控除の一般分及び配偶者控除につきましては、税制改正により決定されますが、現在、政府税制調査会で見直しの作業が行われているところです。扶養控除及び配偶者控除が廃止となった場合は、実質増税となりますが、扶養控除と配偶者控除を所得税で廃止した場合の増収は約1.4兆円となります。また、住民税と所得税の扶養控除を両方とも廃止した場合の増収も1.4兆円となることから、扶養控除の住民税と所得税の廃止論が濃く、配偶者控除につきましては先送りとなる見通しでございます。いずれにしましても、子ども手当を創設した場合の財源確保としての要素がありますので、12月中旬に提出される税制改正大綱に盛り込まれるものと思っているところでございます。

18番議員（高田チヨ子） 子ども手当のことは決まり次第ということですので、以上で終わりたいと思います。

乳がん、子宮頸がんに対する無料クーポン券を発行したということで、受診率が上がったという今ご報告を受けました。本当にうれしいことだなと思っております。それでも私たちの、私の友人が言うことなんですけれども、指宿では女性の医師がいない。だから乳がん検診を受けたいけれども、指宿で受けるのが恥ずかしいというのが実情です。それで何とかこの恥ずかしくないように、女性がその乳がん検診や子宮がん検診、子宮頸がんの検診をもっともっと受けやすくするためには、どうしたらいいのかという、そこいら辺の受診しやすいための

指宿市としての施策をどう考えていらっしゃるかお伺いいたします。

健康福祉部長（田代秀敏） 女性特有のがん検診ということで、議員がおっしゃるようにそれに対する対応のしかたということでございます。先ほど申し上げましたように、子宮頸がんについては市内は2医療機関、乳がんについては3医療機関ということで、今対応してございますけれども、市民の皆様からそのようなご意見等がありまして、市民の皆様からの申し出によりまして、現在、私どもといたしましては、市外の医療機関での受診を希望する場合、女性の医師等がおられる、そういう機関でございますけれども、私ども指宿市と委託契約の締結ができますれば、市外の医療機関でも受診が可能というふうにしてございます。現在、鹿児島市内の7医療機関で受診可能となっており、また、あと一つ医療機関との間で協議中であるということでございます。

18番議員（高田チヨ子） それでは、女性が恥ずかしがらずに受けられるように対策をよろしくお伺いいたします。

市民会館の街灯なんですけれども、駐車場のことはよく分かりました。でも、確かに中に入ったら明るいですけれども、入り口が全く電器がないんです。私たち毎月のように市民会館を使わせてもらってるんですけれども、行く時にいつも、指宿市民会館の看板を見て、ここが指宿市民会館だということで入るんですけれども、車の方はそれで入れます。でも、自転車で来る方とかは非常に危ない、見えないという苦情があります。それで、あそこの指宿市民会館のあの道路ですね、白水館からずっとこう、あそこの八間道路の休暇村に行くまでの道路、あそこが真っ暗なんです。あそこに何とか外灯をつけてほしいということなんですけれども、その点に関してはどうでしょうか。

教育部長（屋代和雄） 今議員が言われたのは、防犯灯になるのではないかというふうに考えているのですが、防犯灯は幹線道路の1区間及び通学路に設置することを基本としているわけでございます。また、設置の基準といたしましては、道路照明灯などの光源、光の源から概ね70mから100mにわたり、照明がない場所や設置間隔が基準を満たさなくても曲がり角や建物の陰などの暗い場所について、実態を調査をし判断するというようにしているわけでございます。県道下里湊宮ヶ浜線における市民会館周辺の防犯灯は5基あるわけでございますが、電線引き込みの関係で電柱を設置している魚見岳側を中心とした配置になっているわけでございます。そのために市民会館側は暗くなっているというような状況ではないかというふうに思っております。先日、調査をいたしておりますが、そのうちの1基が点灯しておりませんでしたので、この点についてこのような状況になったのではないかとということで、これはすぐ対処していきたいというふうに考えているところであります。

18番議員（高田チヨ子） たまになんですけれども、若者たちが指宿市民会館のホールの、あそこの空いているスペースのロビーじゃなくて、あそこは何ですかね、広場のところで、ダンスをしたりとかしてる方が、たまにいらっしゃいます。市民会館の少しの照明の中で練

習をしてるんですけれども、危ないなあって、何回か声をかけたことがあります。大丈夫ですかと言ったら、大丈夫大丈夫って、若い子たちなもんですから、もう元気一杯練習をしてるんですけれども、もし怪我でもしたら大変だなんて、そういうふうに思います。ですので、あそこは何とか、もっと今の状況よりも明るい市民会館にしてほしいと思いますけれどもどうでしょうか。

教育部長（屋代和雄） 今言われました防犯灯の設置も含めまして、今以上の手当が必要かどうかということで、今点灯してない1基があると言いましたので、その1基を修理をし、あそこの市民会館につきましては、指定管理者制度の中でお任せしているところもございますので、その指定管理者の方と相談をしながら、言われるようなことについて対処ができないかということで検討したいというふうに考えます。

18番議員（高田チヨ子） はい、ありがとうございます。それでは最後に今朝の新聞にちょっと載ってました。朝家を出る皆さんにちょっとした提案、今日一日で赤い色のものを幾つ見つけられるでしょうか。ポスト、赤い文字の看板、赤い花、赤い帽子、世の中はこんなに赤いものがあふれていたのかと驚くほど、不思議に赤い色が目に飛び込んで来るだろう。もちろん急に赤いものが増えたわけではない。意識した対象に敏感になり、目にとまるようになっただけ、これをカラーバスと言う。見ているようで見逃しているものは案外多いものだ。ましてや肉眼ではとらえられない人間の内面についてはなおさらのこと。その人ならではの個性がきちんと見えているか。短所を指摘する前に積極的に長所を見つけ出そうとしているか。人を育てる立場にあるならば、より心に深く刻むべきであろう。どの時代にも優れた人材は必ずいる。問題は人材を見つける側にある。人材を育てる側にある。人材育成とは自分の目、境涯が試されることでもある。心の目をじっとこらして見よう。色とりどりの人材の花園が広がっていることにきっと気がつくはずだという言葉がありました。本当に私たちは一人一人を大事にして、一人一人を立派な人材に育てていく、そういう使命があるのではないかなって、そういうふうに思います。本当に大事に大事に、この指宿市発展を願いながら頑張っていけないといけないなって、そういうふうに思います。本当にこの4年間、一生懸命頑張ってきたさせていただきますけれども、早いものだなと思います。皆さま、本当にありがとうございました。以上で終わります。

議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時39分

議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、岩崎亥三郎議員。

11番議員（岩崎亥三郎） 通告をしてあります3件につきまして順次質問をまいります。教育問題に関しましては、1点目だけ質問をいたしまして、その流れの中で順次後で質問を

続けたいと思います。

合併後初の任期、最後の質問者となります。新生指宿市として4年間で過ぎようとしております。この1期4年間、正に財政の問題が大きな比重を占めていたわけでありまして。何をやるにもまずこのことを重視してからでないと、前には進めないようであります。このような状況の中で、本市の学校施設の整備問題も今期いろいろな課題がありました。耐用年数の過ぎた校舎、耐震機能の落ちる校舎、体育館としてその機能が十分に果たせないことから起きたあってはならない事故、丹波小学校の建て替えの問題等々、それらを整理して順序立てて解決するとして、学校施設整備計画検討委員会が立ち上げられました。その結果が今週末とまとされておりましたけれども、耐震調査の関係でそれが2月ごろとお聞きしました。学校施設の整備、この面での教育委員会ははじめ、市当局の取組は概ね評価するものであります。施設整備計画の検討委員会でありまして、その計画は順調に立ち上がるのかどうか、まずその辺をお伺いをいたします。

次に、出張所についてであります。通告は出張所となっておりますが、正確には分室についてであります。訂正をお願いいたします。当局にはその旨申し上げてあります。今和泉、池田両分室は、行政改革の一環で廃止される方向にあるようです。それがまずいつごろになるのかということをお伺いしたいわけでありまして。分室にあっては事務量の多寡はあるわけでありましてけれども、これだけ高齢化が進んでいく状況の中では、地域にあって非常に大切な役割を果たしていると言ってもいいと私は考えます。地域の安心を支える機能もその一つだろうと思います。そのような分室の持っている良い面を廃止の方向だとすれば、これからの行政の中でどのように生かしていくのか。何らかの方法を考えて地域の安心・安全を支えるシステムを構築できないものかお尋ねをいたします。

次に、池田湖についてであります。イッシー公園から馬頭観音まで湖岸側の松林の下の雑木、雑草はきれいに刈られています。松林を挟んで池田湖がきれいに見えるようになりました。湖岸道路として本当に素晴らしい景観を観光客に、あるいは我々に与えることになりました。この事業を計画し、実行したのは県であります。どのような経過でこのようになったのか、私には分かりませんが、良いことをしてくれたと私は思っております。今後、この景観の維持については、市はどのように考えているのか、まずお伺いをいたします。以上です。

市長（田原迫要） 答弁をさせていただきます。2番目の分室についてのご質問ですが、今和泉、池田の分室につきましては、合併当初は、出張所として当面現行のままとし、新市においてその在り方について検討を行うという合併協定書に基づき設置しているところであります。しかしながら、厳しい財政状況を改善するため、各種証明書発行業務は確保しつつ、民間委託の可能性や経費縮減の方策等を検討した結果、平成18年1月1日の合併時点では、職員が2名、嘱託員2名の計4名の体制でした。18年4月1日には職員を1名として嘱託員3名体制へ移行しました。また、19年4月1日からは嘱託員だけの4名体制へ変更したところであります。さら

に、20年4月の組織機構の見直しにより、出張所から分室扱いとし、同年10月には、さらなる見直しとして、嘱託員4名体制から3名体制へ移行しているところでございます。そのほか、池田分室を池田校区の公民館内へ移設し、施設の維持管理経費を縮減する等の運営手法の見直しも実施してきたところであります。したがって、当分の間は現行のままとしながらも、その運営手法について住民の利便性確保や行政コストの軽減等を総合的に検討しながら、今後も運営してまいる必要があると考えております。ご存知のとおり、池田の分室、旧出張所ですが、あるいは今和泉もそうではありますが、以前、指宿市が50数年前に合併した時、合併する以前はそれぞれの自治体の本拠として活動したところでありますし、ここを通じて地域の皆さんが各種証明書等、住民票等を取っておりますので、そのサービス体制は何としてでも維持していく必要があるのではないかと、そのように考えているところでございます。

次に、池田湖の雑木等が整備されて、これについて今後どのようにしていくのかという趣旨の質問でした。池田湖は2級河川でありまして、新川水系池田湖として位置付けられております。したがって、県の管理となっておりますことから、今回、県の方で緊急雇用創出事業によりまして、池田湖の環境整備を図ろうということで、池田湖遊園地から開聞方面へ雑木の伐採や草払いを行っていただいたところであります。池田湖は、議員からもありましたとおり、市の中央部に位置する九州最大の湖でもありますし、また、美しい自然景観を有する指宿の重要な観光拠点でもございます。また、指宿はもとより周辺地域の水資源の確保、あるいは広域畑かんの水資源活用等、非常に重大な意味を持ってますし、四季を通じて色とりどりの花が咲き、特に、県道沿いの大規模な菜の花畑は多くの観光客や市民にも親しまれ、指宿の名所となっているところでございます。湖岸の一部には市が保有する土地や個人の所有地が存在しておりますが、池田湖は今申し上げましたとおり、非常に大切な資源でありますから、地元の方々や関係機関と連携を取りながら、今後、適切な維持管理に努めていかなければならないと考えているところでございます。以上です。

教育長（田中民也） 学校施設整備計画は順調に立ち上がるかのお尋ねでございますけれども、これまで6回の検討委員会と1回の小委員会を行いました。これまで先進地視察や市立学校施設の実態調査、児童・生徒数の推移、耐震化を含めた学校施設の整備に関する事、望ましい学校規模に関する事などにつきまして、熱心な検討がなされております。当初、今年の11月ごろには検討委員会の答申が得られるものと考えておりましたけれども、国からの臨時交付金等を活用し、対象建物全ての耐震診断が可能となり、業務を委託したところでございます。診断結果につきましては、大地震による倒壊等の危険性があると思われる優先度ランク3までの結果が、年度内には概ね出さそう予定となっております。その後、学校施設整備計画検討委員会からの答申を受け、教育委員会で整備計画を策定することになります。厳しい財政状況ではありますが、故郷の未来を担う子供たちの育成は、米百俵の精神が必要と考えておりますので、今後、子供たちにとって望ましい教育環境の整備計画の策定に努めてまい

りたいと考えております。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 教育問題の方からいきますが、まず、施設整備計画についてであります。2月の段階を目処にということのお話がありました。それに向けて作成に努めるといことで、方向性がその中で出されてくるのかなというふうに思いますが、その中でですね、整備優先順位の決定についての判断は、先ほどもちょっと耐震構造の話もありましたけれども、どのような基準が想定されるのかですね。規模の、学校規模の大小を問わずにそのことは決められるのか。また、先ほど教育長の方からもありましたが、財源の問題もありましょう。それからまた大事な部分はですね、市長の改選期でもあります。学校の設置責任というのは市長にもあるわけで、それらを踏まえすと、その計画というものも、ただ教育委員会が出せばいいというものではなく、いろんな検討をされて、その結果出てくるものではないのかなというふうに思いますが、そこらあたりがですね、その方向性を出した後、どのような形で具体的に示されてくるのか、そこらあたりが分かりましたらお示しいただきたいというふうに思います。

教育長（田中民也） 最初のところでご質問だったかと思えますけども、どのような基準をもって、どのような視点をもって検討をなされているかというようなお尋ねだったと思えますけれども、一つには、児童・生徒の推移、将来の子供たちの児童減の見込んだ整備ということ視野に入れる必要があるだろうと思います。二つ目には、現在の学校施設の現状把握と申しますか、このような視点に立つ必要があるだろうと。最初の部分につきましては、将来の10年後には児童・生徒数減は確実に見込まれるわけですので、現時点から将来を見越した対応をどうすればいいのかという視点が最初に申し上げた視点でございまして、後の現状の施設の状況ということは、現状の施設を安全・安心等を含めまして、対応しないというわけいきませんので、その視点がもう一つでございます。それから、適正規模、適正配置についての視点があるかと思えます。そのほか、財政状況を費用対効果と申しますか、その視点に立つ必要があるだろうというようなことを基準にしながら、当然、その中では、地域の住民の方々の、つまり、学校の果たす地域の意義ということも視点に入れながら検討をしていく必要があるだろうと、このように思っています。その結果として、整備計画検討委員会の方で、そのような視点での答申をいただけるものと期待しているところでございます。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 今、整備計画についての考えるべき視点ということで、教育長の方からお答えがあったわけですが、当然、この問題は学校の将来についてつながってくる部分だろうというふうに思います。そういう部分で、2点目にお伺いしたいわけですがけれども、少子化の進行によりまして児童数の減少が進んでおります。同じ指宿市内でも、その減少の幅には非常に差があるようでありまして、減少率が大きな学校、そしてさして影響が少ない学校等があるようでございます。ここに以前、ずっと5年ぐらい前の話になりますが、予測として聞いた話では、県内でも31%複式学級があるというような話を聞いたわけですが、そ

うということからしますと、それはもう5年ぐらい前の話ですので、今はもっと複式学級がある学校というのは増えているんだろうというふうに思います。そういう中で、予測として、池田小学校は5年後に児童数が4割ぐらい減るという話を聞いております。今朝ほど話がありました利永小学校は、5年後、さして児童数の見込は変化はないと、横ばいという状況のことも聞いております。そういうようなことからですね、全体的には減少の傾向にあるようではありますが、その児童・生徒数の減少が及ぼす影響についてどのようなことが考えられるのか。先生方の配置数がどうなるってくるのか。あるいは専門の教諭の数がどうなるってくるのか。そのことで子供たちに影響が出てくるのではないのかということが思われますので、その点についてどのようなふうに考えられるのかお伺いをいたします。

教育長（田中民也） 児童・生徒数の減少に伴うもろもろの影響についてのお尋ねかと思えますけれども、当然、児童・生徒につまましての教育面での視点といたしましては、小規模校にはメリットはございます。具体的なきめ細かな学習指導が展開できるとか、家族的な雰囲気の中で学校生活が送れるとか、そういうような面がございまして、適正規模の中での学習でないために、子供たちの情操面、それから集団活動等々におきまして、非常に子供たちにそれだけの学習効果が期待できない面もあるところでございます。また、条件整備的な面での教職員の問題ですけれども、具体的な例といたしまして、6クラスの学校におきまして標準法によりますと6人の教員でございまして、6人の教員に、今、鹿児島県教育委員会は、フリープランということで一人の教員を加配しております。これが5クラスに落ちますと、完全に一人のフリープラン、つまりこれは、教務主任には専科を当てておりますけど、この教員が配置できないわけでございます。つまり、教務主任も学級担任も兼任するという、非常にいびつなと申しますか、一人の教職員に多忙な校務分掌が与えられるというような教職員の面ではそういう問題がございまして、小学校でありまして、今、議員、池田小の例をお上げになりましたけど、小学校におきまして、専門性ということは問われるわけでございます。つまり、音楽であろうと美術であろうと国語であろうと、それぞれの小学校におきまして専門の教科の職員が配置されることが必要でございますけど、これが複式となりますと限定的になってくると。ましてや校務分掌におきまして、一人の職員がたくさんの校務分掌を抱えてくるというような問題もございまして、そのほか、今、子供と教職員の問題にいきましても、地域の保護者、地域に及ぼす影響ということも十分考えられると思いません。その面では、地域におきましては、私が申し上げるまでもなく、伝統行事とか、そういうようなものが、非常に継承が難しくなるとか、子供たちが少ないために十分なその伝統芸能や校区行事等が達成できないということは、説明を待つまでもないところでございます。そしてやはり、何と言いましても地域の活性化と申しますか、教育的な面からの地域の盛り上がり、そういうものが一つには、例えば、PTA活動でありまして、規模が小さくなると、それだけの子供たち、保護者の活性化ということが期待できないというような面もある

ところでございます。今、私のところで影響はどういうのがあるかというお尋ねでございますけど、子供、教職員、地域、学校の施設と教職員の定数等を含めまして、そのようなところに大きな影響が出るんじゃないかと思っているところでございます。

- 1 1 番議員（岩崎亥三郎） 小規模化と申し上げますか、児童数が減ることによって、いろんな方面に地域に、あるいは親の方というような形の中で影響があると、影響が想定されるというお話がございました。しかし、その中であっても、小規模校の良さを生かす取り組みということも、これまた重要な部分であるだろうと思います。規模が小さな学校だから、学力、体力、あるいは生きる力等が特別に劣るということはないというふうに私は考えますが、むしろ環境面、あるいは大規模項に優る面も先ほどお話がありましたけれども、多々あるだろうというふうに思います。また、利点と言われる面もたくさんあるわけでございますので、そのような学校の良さを生かしながら、児童数を確保する方策については、どのような考えを持っているのでしょうか。県下でも、あるいは全国でもこの取組に関しましては、様々なことが行われております。本市の考え方はどうなのかということであります。特認校とよく言われますが、そういうことについての考えについてはどのように考えられるか。鹿児島県下でも始良町の北山小学校あたりが、名前が出てきたりするわけでありますが、それらを参考にしますと、指宿もぼちぼち考えてもいいのかなというような思いもするわけでありますが、そこらあたりについてはいかが考えますか。

教育長（田中民也） この問題を児童・生徒の小規模校における確保と申しますか、そのような対策というのを考える必要があるんじゃないかというようなご質問でございましたけれども、このことにつきます前に、ちょっと一言、この子供たちの学校を転入・転学する時の考え方につきまして、ちょっと申し上げたいと思いますけれども、学校教育法の施行規則32条の第1項におきましては、保護者がまず所管する居住する教育委員会から、就学すべき学校に対して指定する前に保護者の意向をあらかじめ捉え、つまり学校を選択制というのがございます。今、議員がおっしゃいました特認校につきましては、この選択制の一つであろうかと思えます。もう一つは、学校教育法施行規則のこれは第8条に基づいて、そこに居住する地域において教育委員会があなたの就学すべき学校はここですよという指定をする、この二つがあるかと思えます。今、子供たちが少なくなってきたときの小規模校の良さを、何か活かした形で取組となりました時に、一つには、この学校選択制、学校教育法の施行規則32条の第1項による、この特認校制度を設けているのが、議員ご指摘のように薩摩川内市、それから始良町、霧島市、喜界町、こういうところで取組がなされているところでございます。私は、この制度を考えていきます時に、一番目には、何と言いましても、学級減になるから、または複式学級があるので、この特認制を設けるんだというのは、これは目的が最初じゃないと思います。つまり、複式学級という小規模校におきましては、ほとんどが山間部の資源豊かなところにございますし、街から大分離れたようなところで、今申し上げた県下

の状況でございます。その豊かな自然を活かして、そして温かい家庭的な雰囲気の中で、特に、始良町の北山などは健康の森などの施設を使ったり、そして小規模校の良さを生かした特認制度を設け、子供たちをほかの学校からその制度を受け入れている。結果として、私は複式学級が開設され、そして学校がある程度適正化に近付くというのが特認性の、私は求めるべきことだとは思いますが、しかし、県下においてそのような取組がなされていることは十分承知しております。ただ、現時点におきましての対応かと思えますけれども、先ほども申し上げましたように、これからの児童・生徒数は10年の間に大変激減いたします。現在の対処療法的な考え方だとは申し上げませんが、その視点だけじゃなくて、将来の10年後を見越した時に、今からその時のばたばたしないように、もっと激減するわけでございますので、その対策を講じる必要があると、そういうようなことで、私も市教育委員会といたしましては、先ほどからお話になっておりますように、建設検討委員会を設けて、そこで適正規模につきまして、今後の将来的な激減を見越した形での話し合いをさせていただいているところでございます。以上でございます。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 特認校につきましては、現時点での応急的な対処法ではないかというような指摘もございました。私もある意味、長期的な部分にいたしますと、それはそういう流れの中にあるんだろうというふうに思いますが、これはまた後ほど質問したいというふうに思いますが、適正規模という言葉はですね、前から質問のお答えの中で出てきます。このことについてお聞きしますが、学校の再編問題や様々な場面で、適正規模という言葉をお聞きします。この言葉にどのような意味があるのか。この数に満たないと何かしら適正さを欠くというように受け取られるわけで、これに満たない学校は少しおかしいんじゃないかと言われているような気がするわけですが、そういうことなのかどうなのかお尋ねをしたい。絶対的なものでないというふうに私は思うんですが、そこらあたりについてお尋ねしたいと思えます。

教育長（田中民也） 議員ご指摘のように、絶対的と申しますか、確かに、そのようなことはないと思えますけれども、学習効果を上げるという点でおきまして、どのような規模の子供集団があれば、非常に学力や情操面、体力面において効果が上がるかという視点に限った時に、適正規模を常に申し上げているところでございます。ご承知のとおり、学校教育法の施行規則第41条におきましては、小学校の学級数は12学級から18学級と、中学校はこれに準拠するというふうになっておりますけど、これはその地域地域の学校によりまして12から18で済まないところもあるわけでございます。これに限らず特別の事情があるときは、これに限らないと但し書きまで付いておりますことから、私どもは指宿市の適正規模についても今語っているところでございます。議員ご指摘のように、その適正規模に絶対的というようなことはないわけですが、指宿市の場合の実態やいろんなことで子供たちの学習効果を上げていくには、どの程度の学級集団、それから、学校の全体の総クラスが必要か、そういうも

のとらえておるところでございます。その面では、一部柔軟的にとらえていく必要があるかと、このように考えております。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 学習効果を上げる面で適正規模というのが必要であろうということ、あるいは全体的な運営の中で学校の配置の中で、考慮される言葉だろうというふうなことだろうと思いますが、そうなりますと、学校の統廃合ということについてつながっていくのかなというふうに考えますので、以下、そのことについてお聞きしていきます。

具体的にですね、この学校の統廃合ということがあるわけではないのですが、私の地元池田ですが、池田はこのまま子供が減っていけば、将来は学校が地域からなくなるのではないかと、先の心配をする声もあります。当然だろうというふうに思います。今朝ほどもそのような質問があったわけですが、それが笑話で済めばよいのでありますが、現実的には、そうなるのかもしれないという心配が心の隅であるわけでありまして。今回話題にしています施設整備検討委員会の中でも、再編を想定した整備計画はどう考えるのかというような投げかけもあったやに聞いております。まず、地域的に見た学校というものをどのようにとらえているのかということでありまして、これにつきましても、先ほどから文化的な部分、あるいは地域のまとまりをとということでのお話もありましたけれども、池田地域でもですね、小学校の運動会を含めて、学校行事であるイッシー祭り等でですね、地域とのかかわりが、学校を中心として非常に深いものがあるというふうに私は思っています。地区のまとまりをつけるという意味でも、学校の果たす役割も非常に大きいと思います。よく言われることではありますが、学校という施設が精神的な支えになっているのだろうと考えます。そのようなことから、地域的側面から考えるときに、学校再編というものが与える影響について、教育委員会としてどのように考えておられるのか、そのことを伺いいたします。

教育長（田中民也） 今、個別の池田小の問題が出ておるところでございますけど、この場で私が池田小の今後の対応につきまして述べるのはいかがかと思っておりますので、そこはご了解いただきたいと思います。小規模校が市内におきましても2校、現在、池田小もご指摘のとおり複式が見込まれると、ほかに1校完全複式の学校がございます。確かに、議員ご指摘のように、学校の果たす役割は、地域における大変ないろんな意義付けができるかと思っております。ただ、私は学校を考えるときに、まず第一に、子供を育て、子供を教育する場であるということをご第一に考えたいです。いかに子供たちを育てていくか、その環境はどうあればよいかというのを第一に考えたい。そして、議員がおっしゃいますように、当然、学校は地域の住民の付託にこたえるというのが学校の目的でございますので、当然、地域の方々、保護者の方々の意向というのがその裏付けとしてなくては、子供の教育もできないわけでございますので、当然、地域へ学校の果たす役割というものもございますけれども、何分にも第一は子供たちをどう育てるかを考えていきたい。学校再編としてどう考えるかというようなことでございますけど、私が今、整備計画検討委員会で鋭意検討がなされておりますので、この場に

おきまして、私の立場からこういうふうにしていきますという答弁がこの場でふさわしいか、非常に迷っているところでございます。個人的な見解になっていきますので、深入りした再編の仕方ということにつきましてはご了解をいただきたいと。議員のご指摘のことにつきましては、建設整備計画検討委員会におきまして十分お伝えをするということにご了解いただきたいと思えます。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） まず、地域的な部分でも大事に考えなければいけないけれども、第一義的に、子供を中心にして考えていきたいんだというような話がありました。その中に学校の配置というものも検討されていく課題だろうというようなお答えかと思えます。次の質問で、子供、あるいは父母の側面から見たときに、この学校再編というのはどうなんだろうということでお聞きするつもりでありましたけれども、教育長の方、あまりまだその立ち入ったところでお答えしたくないというようなこともありますので、ここは飛ばしていきたいというふうに思うんですが、ただ、再編されて、学校がちょっと距離が遠くなったりしますと、その部分での親の責任や不安というのは、すごく大きなものになっていくんだろうなというふうに考えます。そういう部分を考えますと、次の財源の問題にも入っていくわけですが、教育委員会だけではない部分でしろ、全体的な流れの中でこれは考えていかなければならないのかなというふうに思えます。そこでですね、財源という部分からちょっと聞いていきたくんですが、施設整備を考えるとときに、財源をどう確保していくかの視点も大切になるのではないのでしょうか。整備計画を立ち上げて、それが財源の裏付けがないと計画は計画で終わってしまうということになっていくわけですので、よく言われる、最少の経費で最大の効果をということからすると、公立のよい方法ということで、再編というような、いろんな話が出てくる可能性もあるのではないのか。もちろん、効率だけではない、児童数の問題や、もろもろ重なると思えますが、重点的な施設整備と学校の今後、大きく関わりのある問題だというふうに考えますが、このことを関連付けて考えなければいけないと、財源の問題と、これは先ほどからお答えもあるわけですが、そのことを改めてですね、教育委員会として、その計画と財源というものの関わり、そこらあたりをどのように考えておられるのかということでお聞きします。

教育長（田中民也） 申し上げるまでもなく、今、整備計画を立てております視点が、先ほども言いましたように、財政的な状況の非常に厳しい状況の中で、費用対効果ということをも十分考えていく必要があるということでございます。同じ子供たちが3,4人、うちの指宿市ではその学校はございませんけれども、21人が一番少ない学級でございますけれども、その子供たちに投資する施設は、どこの学校も公正・公平に今準備なり、または整備を行っているところでございます。これがその子供の児童数が回復するということは、今後推移を見ますとないわけでございます。ずっとその数でどこの学校も公正・公平に毎年この整備をしていくとなりました時に、果たして、これからのこの厳しい財政状況の中で、そのような整備

の仕方がいいのかどうか、それを検討いただいているところでございます。財政との関わりの中での整備計画というのは、当然、大きな重点を占めているところでございます。

- 1 1 番議員（岩崎亥三郎） 教育委員会としてのお考えはこういう形だろうということで理解しますが、となりますと、どうしてもやはりですね、財政の部分から少し聞きたいなど。そういう施設計画が立ち上がってくるわけですが、そこらあたりとの計画と財源との関係、そこらあたりで、財政当局として、そこらあたりについては尊重してもらいたいという部分があるわけですが、そこらあたりについてのお考えを聞かせてください。

総務部長（秋元剛） 今、学校整理についての、その財政的な裏付けをというお話でございですが、議員も冒頭に申しておられましたように、実際、経営と財源の確保というのは非常に大きな課題でございます。平成22年度の予算編成におきましても、一般財源の確保ができないという状況の中で、各部の中に予算の一般財源の配分を行い、その中で事務事業の見直しを行う中で予算編成を行おうと、今しているところでございます。今後、学校のこの統廃合の問題について、どのように学校がなっていくのか分かりませんが、その時点で、今後、その経費というものが、今の段階では私どもとしては予測はできない状況であろうというふうに思います。その整備計画が示される中で、財源というのも今後考えていかなければならないというふうに思います。したがって、現在のところで、その財源について裏立てができるというようなお話というのは、残念ながら申し上げられる状況にないというふうに思っております。

- 1 1 番議員（岩崎亥三郎） その決意がありやしやという形で聞きたかったわけですが、実態が非常に厳しいわけでありますので、なかなか言えない部分ではあるだろうということは理解いたします。

次にですね、高校の再編という話が県下でもあちこち聞かれるわけであります。また、このごろ聞きなれない新しい校名を聞いたり見たりします。現在、市内には県立・市立合わせて3校、隣の南九州市顚娃に1校あるわけで、地域内にこの4校があるわけですが、県教委からの直接、間接でもかまいませんが、この4校についての再編の話があるのかないのか、現時点です、あるのかないのか、これはお尋ねをいたします。

総務部長（秋元剛） 再編の話があるのかないのかというご質問でございますので、端的にお答えをしたいと思います。指宿市内には、指宿高等学校、山川高校、指宿商業高校、3校、近くには、顚娃高等学校がございします。そうした中で、県教育委員会の方としては、1学年4学級から8学級になるよう学校規模の適正化を図りたいとしているところでございますが、こうした中で、この基準と申します、これにあたるのが山川高校1学年2学級という状況でございますけれども、ただいまの時点では県からの再編の話はいただいてはおりません。

- 1 1 番議員（岩崎亥三郎） 分かりました。この問題、最後になります。地域振興、あるいは地域を守るということからすると、学校というものは、どうしても地域にあってほしいと

いうふうに私は考えます。子供のことを考えなければいけない、あるいは親のことを考えなければいけないという、そういう気持ちも分かりますが、もちろん、子供たちが減っていくことも、社会的な流れであります。効率を言うことも、やがて判断をする時が来るかもしれない。しかしそれまで、行政がどれだけの対応をするのかが大切であります。例え特認校という形を取ってもですね、抜本的な解決にはならないだろうということは理解をするわけがありますが、地域の皆様が一体となって地域を守る取組をし、若者の定着を図ることしか、基本的にはないのかもしれませんが。また、それを行政として応援をしていく、このことが揃わないとだめだというふうに私は考えます。このことについてはどのように考えるかということなんですが、若者の定着先、産業の振興ということでの行政の対応が強く求められるのではないかとということでお尋ねをいたします。この部分に関しましては、設置責任者としての市長の考えを聞きたいわけでありまして。地域にあっての学校、あるいは全体的な流れの中で、今後、この問題についてはどのように考えておられるのかですね、お話を聞きたいと思っております。

市長（田原迫要） 先ほど来、この学校施設整備について、質問、答弁を聞きながら、いろいろなことを思うことでありました。非常に重要な事項だと思っておりますし、素晴らしい議論を今されていたように私は感じました。若干話変わるかも分かりませんが、イギリスのラスキンという人が、政治だとか地方自治とか経済の究極の目的は、地域の将来を担う志の高い子供たちを育てることだと、私もそう思っています。したがって、地方自治体の究極の目的は何かと言ったら、次世代の子供たちを故郷の将来を担う子供たちをどう育てるか、ここにかかっていると思います。そういう目で私自身も旧指宿市時代から含めて16年、子供たちの健全育成ということについては、厳しい財政状況の中で可能な限り取り組んできたつもりであります。それぞれの学校の50周年、80周年、100周年という節目節目に、つまり、どうしても今ある指宿のほとんど全ての学校がそうであります。大体30年度の後半から高度成長期の40年代に造られた建物です。ある意味では、ほとんど全ての学校が手を加えなければいけません。これを全部やると260億掛かるという試算も教育委員会を出してくれました。そういう中で、旧指宿市では、学校の節目節目に、例えば、西中の体育館だとか、池田小学校の大規模改造、柳田小学校の大規模改造、指宿小学校、商業高校の校舎、南中の大規模改造、そして魚見小学校、そして丹波小学校が計画中に合併という経過をたどりまして。合併をして、ほかの施設も全部回りました。ご存知のとおり、指宿に小学校12、中学校が五つ、17あります。17のうち100名以下の生徒数の学校が六つ、魚見と今和泉が101名ですので、おおむね、この八つの学校が全部合わせても100名以下と、つまり1学年が10名そこそこ、利永小学校にいたっては21名です。一方で、そういう中で、じゃあどうするかということで、二つの方法でこれまで教育委員会も一緒になって努力してもらいました。一つは、何としても子供たちを立派に育てるためには地域ぐるみでやらなきゃいけない。どうしても子供たちの育成

にとって一番大切なことは指導者だと、私は思います。その指導者を私たちはともすれば学校だけに任せていましたけれども、地域の皆さんにご協力いただいて、新郷中教育だとか、あるいはオーストラリアのホームステイだとか、読書推進活動とか、おかげさまで、今言ったように小規模校がいっぱいある中で、指宿の子供たちの学力は県内トップクラスになりました。読書熱も非常に高まっております。これはとってもいいことだと思いますし、だから、今のままでいいじゃないかという考え方もあろうと思いますが、先ほど申しましたように、ほとんど全ての学校に、これから手を加えていかなければいけません。一方で合併をして、幸いにも合併特例債というのが活用できます。私は、教育施設の整備に思うんでありますが、文部科学省に私はずっと申し上げているんですが、本当に教育施設に対する補助が少ないし、厳しい基準があります。したがって、一般の公立の小・中学校は、全天候型の体育館だとか、あるいは年中泳げるプールだとか、冷暖房完備の教室とか造れません。結果として、都会の方ではどうなっているかという、指宿でもそうではありますが、富裕層の子供たちはみんな私立に行ってしまう。東京では中学生の半分以上が私立だそうであります。今、東京は小学校、幼稚園のお受験で大変であります。そして、結果として、政治の世界もスポーツの世界も、ほとんど私立の人たちが活躍をしています。ところが指宿の子供たちはほぼ100%公立の小・中学校で育っていきます。この施設整備をどうしたらいいかと、本当は全部いっぺんにやりたいんです、ところが財源でなかなかそうはいかない。そういうことから、最初の発想が丹波小のPFIでした。PFIなら10年かかって、順番に造らなければいけないのを短期間で一遍に造って、その返済は10年でできる。先に送れる。私は、市の借金の中でも、こういう教育施設の投資については、米百俵ではありませんけれども、後世代に残しても理解を得られる借金だと私は思っています。しかも合併特例債を使えるこれからの6年間、統廃合をすることによって合併特例債も活用できます。一方で、学校が地域の守り神であることも十分分かりますし、私の甥や姪も池田小学校に5名お世話になっていきます。とっても素敵な学校で大好きであります。しかしながら、今多くの人たちが、さっき言いましたように、富裕層は私立を目指す、あるいは地域の中心校にどんどん入ってくる。そうすると周辺がますます貧しくなっていきます。少なくなっていきます。これではいけないという思いから、できれば、例えば、開聞地区だとか、山川地区だとか、池田と今和泉とかというような形で、一緒にすることによって、合併特例債も活用できるし、しかも、それをどういう形でやるかは別にして、そうすることによって志の高い子供たちが育っていけばなという思いであります。そういうことで、この学校施設整備委員会に思いを託して、今、議論をしていただいているわけです。確かに、それぞれの地域に学校があってほしいという気持ちは十分分かりますし、私自身も今言ったような思いがあります。そういう思いを重ねながら、じゃあ、基本的にどうしたらいいのか。昔は一つの家族に5人から6人の子供がいました。今は1学年でそういう学校もあります。そういう学校で一番大切なのは指導者です。したがって、これにつ

きまして、今後、今、国の方で教育基本法が見直されましたけれども、いわゆる教育の在り方について抜本的な見直しを、今しなければいけないと私は思っています。総理大臣にはなれませんが、私が総理大臣になったら、学校施設の改善には国が7割ぐらい補助を出しても、私は将来の投資としていいのではないのかと思っておりますが、そういう中で、指宿でこれをしていくには、もっと大きな目で見ながら施設を整備して、整備するなら立派なものを造ってあげて、そして、そこで子供を鍛えていくことが大切なのではないかなと。できれば、それを新しい形で、どういう形で整備すれば、例えば、順番というと非常に時間がかかります。今言いましたように、全体を整備するには大規模改造だけでも130億ぐらいかかりますので大変ですけれども、それをどういう形で実現できるか、それらを模索していきながら、この学校施設整備委員会が出された結論を基にして、これから順次それらが整備していき、そして、指宿の子供たちが指宿で育まれるような、そういう地域であって、しかも地域のみんながそれを盛り上げていくと、そういうことが大切なのではないかと、余分なことまで申し上げましたけれども、そのように思っております。以上です。

11番議員（岩崎亥三郎） 今、これから行われます市長選の大きな一つの話になるのかなと、私は思います。検討委員会のこれからのまとめにですね、期待したいというふうに思います。

次に、分室の件についてお伺いをいたします。当面の間、今和泉、池田の分室は維持されていきたいと、維持されていくというようなお話がございました。私はですね、これからだんだん高齢化が進んでいきますので、開聞出張所、山川出張所あるわけですが、支所はあるわけですが、それ以外にですね、今後、池田、今和泉こういう分室の形でですね、いろんな高齢化が進んでいく地域の中で、そういう証明書の発行とかですね、そういうことが代替できる、そういうシステムというのができないのかなというような意味で聞いたわけでありました。地域のコミュニティーに係の職員を付けるというような形のお話もあります。それからまた、地域に住んでいる職員が朝、いろんな証明書もらいに行けない年寄りの方からのお話を聞いて、それを仕事場に行って取って夕方届けると、御用聞き的な分ですが、そういうようなやり方もあるというような話も聞いたことがございます。これからですね、役所が身近に感じられる、そのことがだんだん高齢化が進んでいく地域にとって非常に大切な部分だろうと私は考えております。小学校区に1か所ぐらいは、校区の公民館主事がおられる、そのところを場所を活用しながらですね、そういうシステム、組織というものが構築できないのかなと、これはこれからのお話ですが、そのことに関してどのようにお考えなのかお伺いいたします。

総務部長（秋元剛） 確かに、今和泉、池田の分室、これにつきましては、地域のよりどころとなっておりますし、また、高齢化によってなかなか遠くまで出かけていくというのが、非常に難しくなってくるというようなこともあろうかと思えます。市長の答弁では、分室は当

面現行のまましたいというようなお話がございました。議員がただいまご提案いただきましたように、職員の活用でありますとか、そのほかに市政事務嘱託員の活用、あるいは地域の皆さんでの助け合いというのもあるのではないかと。今、将来に向けてこういったシステムで活用したいというのは持ち合わせておりませんが、今後、そういったことも含めて、経常経費、これを削減する中で、その地域の中で行政システムをどのように構築していくのかということについては、真摯に検討していかなければならないと、このように考えております。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 経費が取れない形の中で、考えていきたい、もちろん、そのことを私も願うわけでありますので、是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、池田湖の関係についてであります。今後、適正な維持管理に努めていきたいというようなお答えがございました。話題になっているところは、ここは市有地だろうというふうに私は思ひます。先日、公民館長さん方を中心にしたしまして、地域のボランティアの方を含めましてですね、草刈り作業をしておりました。市の職員も参加してくれたとのことでありました。そのような機運と言ひますか、ムードがですね、きれいになったからここをどうかせんないかんというようなことで、地域にあるわけですね。地元の方がそういう気持ちを持っておられるということですね。公民館長さんを含め、そういう機運があるわけですので、私はこれをですね、積極的に生かしていく方策が市当局としても求められるのかなというふうに思ひます。池田湖の湖岸周辺にはですね、ここだけでなく、市有地としてまだ大分広い面積ありますね、池田湖、いわゆるイッシー公園の南側、それからポート発着場のあたり、ポート発着場は県でしょうか。そういう部分につきましてもですね、夏場になりますと芦や葦が繁茂しますし、また冬になると、それが枯れて見苦しくなるという状況にもあります。湖の浄化ということから考えますと、その水草の果たしている役割というのは大きいわけでしょうけれども、それがやっぱり過ぎますと、いろんな景観とか、いろんな部分でどうかなと思う部分もあります。そこらあたりについても総合的にですね、適切な維持管理というものが必要になってくるのかなというふうに思ひますが、そこらあたりについてお考えを聞かせてください。

総務部長（秋元剛） 池田湖の伐採の件でございますが、これにつきましては、伐採をした地域には市の普通財産として2万6,840㎡ございます。相当な面積でございます。今回、県が緊急雇用創出事業を活用してこれを整備をしていただいたということで、非常にありがたいというふうに思ひているところであります。県についても緊急雇用創出事業を活用したということでございますので、今後、県において持続的に、これが協力をしていただけるということは、非常に難しいのではないかとこのように思ひております。

市の中では、農道でありますとか市道でありますとか、あるいは公園の管理でありますとか、こうした池田湖の景観の整備でありますとか、様々整備をしていかなければならない部分がかなりございます。言葉では、今後、維持管理に努めてまいりますというようなことは

申し上げますが、なかなか行政が行政だけでこれを進めていくというのは、非常に難しい時代になっていくのではないかというふうに思っております。第1次指宿市総合振興計画、この中の、市民と行政が協働で作る活気溢れるまちという基本目標がございますが、これらの中でも、これまでのような行政主導型のサービスを提供することは、非常に困難であると。したがって、今後については、行政だけではなく、様々な主体が協働して公共サービスを担う仕組みを構築していかなければならないということで記述がされております。正にそのとおりでありますし、全庁的に、これらについて地域の皆様方とどのような形の中で、今後、こういう事業ができていくのかというのは、検討をしていかなければならないというふうに思っております。

1 1 番議員（岩崎亥三郎） 今、お答えをいただいた共生・協働というようにお話がございましたけれども、地元にですね、そういう何と言うんですか、意志と言うんですか、そういう気持のある方々がいらっしゃるということですよ。だから、そういう方々とお互いに連携を取りながらやっていくというぐらいの方向性は言ってほしいなというふうに思います。そのことはもうここで申し上げておきたいと思えます。

それからですね、この今話題になっています、この部分ですが、県道の改修が非常に遅れているんです、これはもう以前からずっと起きている問題でありまして、地区を含めてですね、開闢方面の方々、あるいは道路をよく利用する人たちの強い、改修は願いであるわけがあります。危険な場所でもあります。地権者の同意が得られないとのことではありますが、せっかくきれいになった湖岸と、歩道もない、狭いというようなことからするとですね、観光道路としてマッチしないのではないのか。県道の部分でありますので、市がどうのこうのは言えない部分でありましょうけれども、近くの集落からはですね、約4km以上小学校までありますが、そこを通う子供もいるわけです。安全上のことにもですね、配慮を願いたいと、そうふうな思いもありますのでですね、市もこの部分についてはですね、県と一緒に、積極的な協力、対応をお願いしたいと、この部分は県道の関係でありますので、質問とはいたしません。

最後に、このボランティアの方々が先日作業されて、言われていたことはですね、松林の中に大きな石があると、石が散在していると、そのことで作業をするにも非常にしずらいんだというような話がありました。そういうことからしますとですね、そういう石をある程度処理していただくと、作業がしやすいということがあります。それから1点ですね、伐採をしてきれいになったところにですね、当初はすごいごみだったんですよ。空き缶を含めてですね、いろんなごみがすごい量ありました。そのことまで含めて処理をしてくださいということで契約したみたいですが、あれがまた藪の状況に戻りますと、またそういう流れがあるのかなというふうに思います。環境整備という面も含めてですね、その石の件を、当座ですね、市の方でどうにかできないのか、これを最後にお聞きしておきます。

産業振興部長（井元清八郎） 県の所有地，市の所有地，混在いたしておりますけれども，観光の面から産業の振興の面からいきますと，非常に大事なところでございますので，関係機関と連携を図りながら，その処理について鋭意検討をさせていただきたいと思ひます。

議長（新宮領進） これにて，一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

12月14日及び15日は本会議の日でありましたが，一般質問の終結により休会といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，12月14日及び15日は休会とすることに決定いたしました。

#### 散 会

議長（新宮領進） 以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午後 4時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 松 下 喜久雄

議 員 濱 崎 里 志

## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成21年12月18日午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第94号 指宿市民会館の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第95号 指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第96号 ヘルシ - ランドの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第97号 山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第98号 指宿市イモゾウムシ等防除条例の制定について
- 日程第7 議案第99号 平成21年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第8 議案第100号 平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第101号 平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第102号 平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第103号 平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第104号 平成21年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 閉会中の継続審査について（請願第1号，陳情第1号・第2号）
- 日程第14 議案第105号 指宿市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第15 議員派遣の件

---

### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番議員 | 下柳田 賢 次 | 2 番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 4 番議員 | 竹 山 隆 志 | 5 番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 6 番議員 | 濱 崎 里 志 | 7 番議員 | 前 田 猛   |
| 8 番議員 | 横 山 豊   | 9 番議員 | 下川床 泉   |

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 10番議員 | 前原六則  | 11番議員 | 岩崎亥三郎 |
| 12番議員 | 福永徳郎  | 13番議員 | 吉村重則  |
| 14番議員 | 高橋三樹  | 15番議員 | 前之園正和 |
| 16番議員 | 大保三郎  | 17番議員 | 新川床金春 |
| 18番議員 | 高田チヨ子 | 19番議員 | 物袋昭弘  |
| 20番議員 | 田中健一  | 21番議員 | 木原繁昭  |
| 22番議員 | 新宮領進  | 23番議員 | 小田口郁雄 |
| 24番議員 | 六反園弘  | 25番議員 | 森時徳   |
| 26番議員 | 新村隆男  |       |       |

---

1. 欠席議員  
なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 田原迫要  | 副市長    | 鶴窪吉英  |
| 教育長    | 田中民也  | 総務部長   | 秋元剛   |
| 市民生活部長 | 新村光司  | 健康福祉部長 | 田代秀敏  |
| 産業振興部長 | 井元清八郎 | 建設部長   | 吉永哲郎  |
| 教育部長   | 屋代和雄  | 山川支所長  | 岩崎三千夫 |
| 開聞支所長  | 吉井敏和  | 総務課長   | 渡瀬貴久  |
| 企画課長   | 高野重夫  | 財政課長   | 富永信一  |
| 市民協働課長 | 上村公德  | 長寿介護課長 | 迫田福幸  |
| 農政課長   | 浜田淳   | 建設監理課長 | 石口一行  |
| 水道課長   | 大道武雄  |        |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 増元順一 | 次長兼議事係長 | 福山一幸 |
| 主幹兼調査管理係長 | 上田薫  | 議事係主査   | 宮崎勝広 |
| 議事係主査     | 濱上和也 |         |      |

開 議

午前10時10分 開議

議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において前田猛議員及び横山豊議員を指名いたします。

#### 議案第94号及び議案第95号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第94号、指宿市民会館の指定管理者の指定について及び日程第3、議案第95号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（松下喜久雄） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第94号、指宿市民会館の指定管理者の指定について及び議案第95号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定についての2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第94号について、市民会館の施設管理は特殊だと思います。ここは指定期間が3年で、図書館は5年ですが、3年にした根拠は何ですかとの質疑に対し、行革本部会議でいろいろ議論をしていただいた結果、施設の維持管理が主たる業務の場合は3年にしたらということから、今回、市民会館は3年間にさせていただきましたとの答弁でした。3年前の指定管理料と、今回の指定管理料の差はどのくらいあって、上がった根拠は何ですかとの質疑に対し、前回の指定管理料が1,457万3千円で、今回は1,553万5千円ですので、約100万円ほど上がっています。20年度実績と22年の予算と比較して、給料、手当、福利厚生費がマイナス60万2,561円となっています。需用費は71万1,681円の増で、主なものは冷暖房の灯油代が上がっています。役務費は7万9,300円の増、使用料及び賃借料は930円の増、委託料は94万76円の増で、主なものは管理棟の空調機器の点検を新規に32万円、非常用自家発電の点検委託が25万1千円の増、負担金補助及び交付金が2千円の増、租税公課が3万2,600円増となってい

ますとの答弁でした。選定結果の得点が前回と8ポイント下がっているのですが、その理由はとの質疑に対し、第1回目が82点で、今回が74点ということで下がっていますが、この結果については、教育委員会の点数ということではなく、選定委員会の中でこの点数になったということですよとの答弁でした。22年度は一人の事務職員の給料・手当等が331万4千円となっていますが、給料や手当が幾らなのか把握されているのですかととの質疑に対し、人件費等の積算については、一人一人の給料や期末手当、それらが全部出ていますので、それで把握できていますとの答弁でした。

意見として、少しでも安くできるようにしていくのが指定管理者を指定した理由だと言っていますので、決算時に精査していただきたいというものがありません。

次に、議案第95号について、公立図書館については、日本図書館協会も実態把握をしているようですが、当初からすれば、指定管理者制度の導入というところもありますけれども、なじまないということから直営という方針を固めているところが多いと思います。全体的な動向について何か考えがありますかととの質疑に対し、2005年から2007年度に導入された九州管内の図書館は、指宿を含めて6市です。2008年度に導入されたのが、佐伯市・小林市・えびの市の三つが増えて、2009年度は西之表市の図書館にNPO法人が入ってきて、若干ではあります、NPOの方が手掛けられるところも多くなってきているのではと感じているところですよとの答弁でした。いずれ直営に戻すということは、選択肢の中に入っているのですかととの質疑に対し、今のところ白紙ですので、ここで答えできないところですよとの答弁でした。職員が7名ですが、組織はどうなっていますかととの質疑に対し、指宿図書館に職員が4名で、うち司書の資格者が3名と、司書資格を持つパート3名です。また、山川図書館に職員が3名で、うち司書の資格者が2名と、パート2名となっています。館長は、指宿と山川図書館の兼務となっていますが、指宿図書館の4名の中に館長は入っていますとの答弁でした。現時点において、理事長・理事の中に議員とか市職員はいないのですかととの質疑に対し、今の時点では、そういう方はいませんとの答弁でした。職員手当が40万6,060円上がった理由は何ととの質疑に対し、職能手当・資格手当という形で、司書資格を持った方、教諭資格を持った方、危険物取扱者資格を持った方々に手当を出しているですよとの答弁でした。

意見として、全国的に見て、図書館の管理運営は、指定管理者制度の導入以後も、指定管理者制度になじまないという見地から、指定管理者制度を導入しないという結論を出しているところが多数あると認識しています。長期的視野に立った管理運営を可能とするために、今回は3年ではなく5年の契約期間ということですが、これを保証するためには、市直営でやるのが一番だと思います。直営に戻すことを決意し、そのための必要な準備をすべきだと思いますというものがありません。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第94号及び議案第95号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号及び議案第95号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第96号～議案第98号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(新宮領進) 次は、日程第4、議案第96号、ヘルシーランドの指定管理者の指定についてから、日程第6、議案第98号、指宿市イモゾウムシ等防除条例の制定についてまでの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業経済委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長(大保三郎) おはようございます。産業経済委員会に付託されました議案第96号、ヘルシーランドの指定管理者の指定について及び議案第97号、山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について並びに議案第98号、指宿市イモゾウムシ等防除条例の制定についての3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査をいたしました結果、議案第96号から議案第98号までの3議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第96号について、指定管理が変わることによって、待遇が悪くなってきていると話を聞くのですがとの質疑に対し、指定しようとしているセイカスポーツは、約150万円程度増額になっており、雇用されている人も良いのではないかと思いますとの答弁でした。指定管理者の条件として、雇用に関してを条件とすることはできないのですかととの質疑に対

し、雇用に関しては、できるだけ継続して雇用してくださいとお願いはしていますとの答弁でした。待遇についても、悪くならない方向で条件は付けられないのですかとこの質疑に対し、現在の指定管理者よりも高い金額を提示しており、これ以上申し上げることはないかと思えますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第97号について、砂むしの場合は、台風などによる自然災害がほかの施設と比べて起きやすいと思いますが、定期的なパイプの掃除や台風対策、あるいは保険などを考えて指定管理の契約をしたのですかとこの質疑に対し、指定条件の中には入っていませんが、ヤマモトプレジャーの社長が建設に携わり、施設を十分熟知していることも配慮があったと思えますとの答弁でした。自然災害で大きな被害を受けた場合は、どういう責任になるのですかとこの質疑に対し、50万円以下であっても、行政としてやらなければならない部分や、緊急性を持ってやらなければならない部分は、管理者と相談をすることになりますとの答弁でした。砂むしに入る人が増えてきていると思いますが、これまでの3年間でどのような変化があったのですかとこの質疑に対し、平成19年度が4万996人、平成20年度が3万6,874人で、今年度は10月末現在で、昨年に比べて約114.7%になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第98号について、第13条で罰金を科せられるとありますが、生産者に対する説明をどのように考えているのですかとこの質疑に対し、生産者だけではなく、エリア内の住民の方々に、各地区の公民館とか集荷場などを利用して、説明会等をしたり、また、チラシとか放送などによって周知を図っていこうと思っていますとの答弁でした。第3条で推進員を置くということですが、推進員の人数は市全体で何名ですかとの質疑に対し、2名以内を予定していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第96号から議案第98号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号から議案第98号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

議案第99号（委員長報告、質疑、討論、表決）

議長（新宮領進） 次は、日程第7、議案第99号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（前田猛） おはようございます。総務委員会に分割付託になりました議案第99号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月30日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

診査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について、警報システムはどこに設置するのですかとの質疑に対し、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国民に伝達するため、気象庁または内閣官房から人工衛星を通じて送信し、都道府県及び市区町村に整備しようとする地震設備及び自動起動機により、防災行政無線を起動させ、同報系のスピーカー及び各公民館長に配布してある戸別受信機を通じて情報を伝達しようとするもので、今回整備しようとする受信設備、自動起動装置は、指宿庁舎内に設置することになりますとの答弁でした。ジェイアラートを防災無線と共用して使用していく方向ということですが、防災無線が聞こえていない箇所や未整備なところについては、どのように考えているのですかとの質疑に対し、屋外のラッパによるスピーカーでは、家の戸締り等をしていると聞こえづらいという面もあり、戸別受信機を設置していくことが一番望ましい姿であろうと思えますが、戸別受信機が数万円しますので、ラジオで防災行政無線を聞くことができないか、しかもそれが5千円程度で購入できないかと実験を行っていますとの答弁でした。住宅用火災警報器は、23年度までに新築と既存の家も付けるという義務付けになっているようですが、1個当たり幾らするのですかとの質疑に対し、スーパーや電気店でも販売していますが、高価なものからいろいろありますけれども、概ね、4、5千円で販売されているようですとの答弁でした。住宅火災警報器啓発用ののぼり旗は、どのような内容のものを何本ぐらい用意するのですかとの質疑に対し、住宅火災警報器を平成23年5月までに設置いたしましようという内容で、100本ほどを購入して、各分団の車庫前に設置していく考えです。なお、県の地域火災予防活動推進事業補助金20万円については、山川地区を中心に啓発していき、22年度で

再度要望して、開聞地域、指宿地域まで拡大をしていくという考え方でとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、企画課所管分について、農林業センサスを22年2月までに実施したいということですが、これまでの進捗率はその質疑に対し、農林業センサスは2月1日を基準日として統計調査が実施されますが、調査件数は、見込みで6,015戸、指導員数6名、調査員178名で準備をしています。県から調査員証などが送られてきている段階で、12月半ばから1月に、調査員に対して説明会を行い、調査するという形になりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について、窓あき封筒の広告募集はどのような形で民間に出していたのですかとその質疑に対し、平成21年2月号の広報紙で広告代理店等の募集をし、3月11日までの申し込み締め切りに応募者がなかったという状況でした。この窓あき封筒は、対応していただける方がいらっしゃらなかったのですが、角2とか長3型の封筒については、平成20年度に申し込みのあった北九州の広告代理店に連絡を取り、納入をしていただけたということになっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議会事務局所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、選挙管理委員会事務局、監査事務局につきましては、人事院勧告に伴う給料、職員手当等のみ補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（松下喜久雄） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第99号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第8号）についての、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、小学校費の需用費23万円は指導書ということでしたが、学年ごとに何冊ということになるのですか、担任に1冊ずつとなるのですかとその質疑に対し、クラス担任が持っていた方がいいだろうということから、学級数分と、算数と理科が入って

いますので、その分の増額ですとの答弁でした。中学校費の学校教育振興費は、九州大会以上を例年12月に補正ということでしたが、小学校はなかったのですかととの質疑に対し、部活動への補助ということになりますので、中学校の分になります。小学校の大会出場補助については、市民スポーツ課にスポーツ少年団がありますので、そちらで対応することになりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について、焼却炉の煙道取替補修工事は緊急性を要するものだと思うので、経済危機対策臨時交付金がなくても、何らかの財源措置をして補修をしなければならぬ性格のものじゃないかと思うのですがとの質疑に対し、経済危機対策臨時交付金は、経済対策に活用するのが筋かなと思っていますが、緊急にしなければならない事態が発生したということから、この対策金を充てたということです。これだけのお金が業者に流れることで、事業の活性化と見ていただければと思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、税務課及び収納管理課所管分については、関連がありますので同時に審査を行いました。

繰越明許費の滞納整理システム導入事業は、人的な労力がかなり削減できるという意味も含めてのシステムということですかとの質疑に対し、家族によって、高齢者もあり介護もありというようなことで、3システムを全部扱わなければ、家族全体の納税額も出てこないということもありますので、一元化されると、一つ一つの時間は短縮されると思っていますとの答弁でした。1社しかなかった理由は、業者事態が取り組むのが難しい事業ということなのかとの質疑に対し、プロポーザル方式で作業を始め、選定した5社に10月21日に提案依頼をしたのですが、稼働を来年の4月1日としていましたので、各業者独自に構築した滞納システムに仕様書の内容も付け加えたシステムを作らなければならず、業者を12月には決定する予定だったのですけれども、その後の3か月では無理なので、辞退する業者があり、プロポーザル方式の競争性もなくなるということから、良い物を入れていただくには、期間を延ばした方がいいということで、繰越しのお願いをしましたとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について、新しい日本脳炎ワクチンができて、危険性もなくということでしたけれども、新しいワクチンは、被害もなく、良いのができましたという周知はどのようにしたのですかととの質疑に対し、積極的な干渉はしていませんが、保護者が病院等に行くと、別なワクチン投与の時に、新しいワクチンが入って、同意書もいらず、前回のワクチンと比べて信ぴょう性があるとドクターなどから聞いて、接種者が多いということだそうですとの答弁でした。この種の事業は、国・県の補助はないのですかととの質疑に対し、日本脳炎・MRワクチンは一般財源ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について、さつき園の利用者の状況はとの質疑に対し、10月1日

現在ですが、指宿市が15名、南九州市の旧穎娃町が9名の計24名ですとの答弁でした。旧穎娃町の方の利用料が減額されたのですがとの質疑に対し、南九州市の負担分が49万8千円減ったのは、報酬改定が平均5.1%増額されたことに伴い、国保連合会から入ってくる給付費が上がった関係で、総体予算の中に入ってくる分が増えたために、指宿市・南九州市の負担する額が少なくなったことによる減額分になりますとの答弁でした。生活保護費が6,655万4千円増額になっているのですが、何名くらい増なのですかとの質疑に対し、21年4月から10月までの7か月間で既に22世帯、31人の増になっているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について、介護基盤緊急整備事業費2,625万円の使い道はとの質疑に対し、2,625万円は県補助で、施設名がグループホームすももで、設置主体は有限会社小園の1か所です。介護基盤緊急整備等臨時特例交付金という基金で、21年度の県内の状況は、地域密着型施設が15か所で10市町村です。その内訳は、小規模多機能型居宅介護事業所が7か所で、定員29名以下で、また、特別養護老人ホームが3か所、認知症高齢者グループホーム、本市と同じものが5か所の合計15か所予定されているようですとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（大保三郎） 産業経済委員会に分割付託になりました議案第99号、平成21年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について、この加工場は、年間どのくらいソラマメペースト加工をやっているのですかととの質疑に対し、現在は200kg程度のペーストを製造したということですよとの答弁でした。裏ごし機を導入して、いいものを作ろうという計画ですが、今後、どのくらいの量を計画しているのですかととの質疑に対し、歩留まりが約25%ということで、1,000kgを見込んでおり、4,000kgという材料が必要ですよとの答弁でした。畜産関係の臭い消

しとして、LOVEいぶすき微生物活性剤を取り組むということですが、これまでの試験成果はとの質疑に対し、これまで畜産係や環境政策課でも取り組んでいるのですが、試験的に畜産農家に使ってもらったところ、臭いもある程度軽減され、今後、規模を大きくして取り組んでいきたいという要望を受けていますとの答弁でした。LOVEいぶすきは、夏場は自然の温度で発酵しますが、冬場は電熱器か何かを使って発酵する計画ですかとの質疑に対し、温度調整が必要で、保温をするときがありますので、今回そういう機具も購入しようと思っ  
ているところですよとの答弁でした。松くい虫の被害が大変多いということですが、開聞地域では被害が見当たらないのですが、どの辺が拡大しているのですかととの質疑に対し、指宿地域では、魚見岳や休暇村一帯。山川地域では、尾下や辻ヶ岳、ヘルシービレッジや国道沿いの焼酎工場。開聞地域は、開聞岳の東側、川尻漁港方面や多宝仏塔に被害が出ていますとの答弁でした。被害が多いところには、民間施設、集落、漁協などがあり、航空防除が十二分にできないからなのですかとの質疑に対し、住宅の関係もありますし、農産物はポジティブリストの飛散防止の関係があり、山の際まで散布するというのが、なかなかできない状況にありますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について、トラクターは観光農園などで使うと思いますが、どの辺まで使用するのですかととの質疑に対し、一番遠い所は池田湖湖畔で、一番広い所はCOCCOはしむれ界限になりますとの答弁でした。トラクターの管理はどこでされるのですか。また、リースとか、あるいは農家から借りることは考えられなかったのですかととの質疑に対し、トラクターはまちづくり公社に貸し出すことになり、まちづくり公社の育苗ほ、管理棟のあるところで管理をしています。平成20年度実績が374時間の年間61日稼働で、ほとんど毎日のように走っている状況ですので、リースよりは直接購入して、貸し出した方がよいと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について、国の活性化対策で藻場育成がありますが、各漁業組合、又は県に委託するのですかととの質疑に対し、指宿漁協が中心になった保全会と山川町漁協を中心にした保全会を作り、県の地域協議会に事業に対する負担金を市が納めると、地域協議会から保全会に、それぞれ事業費として交付されますとの答弁でした。保全会は市内に何団体あるのですかととの質疑に対し、指宿漁協を中心にしたところが1か所と、山川町漁協を中心にしたところが1か所の2か所ですよとの答弁でした。開聞にはないのですかととの質疑に対し、開聞は、湾や瀬の関係で応募はなかったということですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、農業委員会所管分については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、建設水道委員長の報告を求めます。

建設水道委員長(高橋三樹) 皆さん、おはようございます。建設水道委員会へ分割付託されました議案第99号、平成21年度指宿市一般会計補正予算(第8号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、土木課所管分について、指宿港海岸堤防等老朽化対策緊急事業の区間は、シーサイドの下から国民休暇村の区域なのですか、また、今回は調査のみの予算なのですかとの質疑に対し、調査場所は、砂むしの所から指宿港までの間で、護岸が既に60年程度になっていきますので、高潮、台風等の防護になるのかという調査です。国直轄事業でお願いしようという考えですとの答弁でした。防波堤と道路の間などにひび割れが入ったり、穴が開いたりしているのですが、実施に向けての方向性が示されずに、調査だけで終わってしまうのであれば無駄な感じもしますがとの質疑に対し、護岸の底盤部が吸出し、市道の洗掘が起こっています。事業が採択されるかどうかははっきりしないのですが、その結果が出たら、そこに矢板を打ち、根固めの工法をしていただけないかと考えているところです。昨年は県の方で矢板を打っていただき、コンクリートを流し込んで応急的な工事をしていただいているところですとの答弁でした。ダンプの購入費が出ていますが、まちづくり公社が購入するのではなく、市が貸し出しをするために購入されるのですかととの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について、地籍調査の案内係は実績を上げるために必要ですが、何名で、人選はどのようにされているのですかととの質疑に対し、現在、6名の方と契約をさせていただいています。理想的には、その地区の方をお願いできれば良いのですが、1年間を通しての業務ではない関係で、なかなか希望者がなく、今までお願いしている方に継続をお願いしている状況ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、都市整備課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、建築課所管分につきましては、人事院勧告に伴う給料、職員手当等のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長(新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第99号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第100号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(新宮領進) 次は、日程第8、議案第100号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長(松下喜久雄) 文教厚生委員会へ付託されました議案第100号、平成21年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長(新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

議案第101号及び議案第102号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(新宮領進) 次は、日程第9、議案第101号、平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第2号)について及び日程第10、議案第102号、平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)についての2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業経済委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長(大保三郎) 産業経済委員会へ付託されました議案第101号、平成21年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第2号)について及び議案第102号、平成21年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)についての2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、議案第101号及び議案第102号の2議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第102号は、質疑、意見ともにありませんでした。

また、議案第101号は、人事院勧告に伴う給料、職員手当等のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長(新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第101号及び議案第102号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号及び議案第102号の2議案は、原案のとおり可決されました。

議案第103号及び議案第104号(委員長報告、質疑、討論、表決)

議長(新宮領進) 次は、日程第11、議案第103号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について及び日程第12、議案第104号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)についての2議案を一括議題といたします。

2議案は、建設水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、建設水道委員長の報告を求めます。

建設水道委員長(高橋三樹) 建設水道委員会へ付託されました議案第103号、平成21年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について及び議案第104号、平成21年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)についての2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第103号及び議案第104号の2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第104号について、小雁戸浄水場ろ過施設応急作業のための時間外ということですが、これは何日間ぐらい掛けての作業だったのですかとの質疑に対し、3月から6月下旬まで応急作業をしたのですが、4月と5月はほとんど出ています。4月が25万8千円、5月が14万1千円、6月が7万円で、その後、7月から9月も若干出ていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第103号については、人事院勧告に伴う給料、職員手当等のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長(新宮領進) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第103号及び議案第104号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号及び議案第104号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査について

議長(新宮領進) 次は、日程第13、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務委員長から目下審査中の請願第1号、陳情第1号及び陳情第2号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

総務委員長の申出のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(新宮領進) 起立多数であります。

よって、総務委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることは可決されました。

#### 議案第105号(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

議長(新宮領進) 次は、日程第14、議案第105号、指宿市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

#### 議員派遣の件

議長(新宮領進) 次は、日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第160条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

#### 議長あいさつ

議長(新宮領進) 平成21年第4回指宿市議会定例会を閉会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る11月26日に開会以来、本日まで23日間にわたり、平成21年度補正予算をはじめとする、多くの案件を終始熱心に審議いただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会できますことを衷心より感謝を申し上げます。審査の過程において各議員から出された意見、要望等につきましては、十分尊重し、今後の施策に反映していただきたいと思います。この議場において現25名の議員が一堂に顔を合わせますことは、本日が最後になると思われまふ。私事ではありますが、議長としてこの2年間、議員各位のご協力とご指導によりまして、極めて円滑に議会運営を図ることができましたことに対し、重ねて心から感謝を申し上げ、厚くお礼申し上げます。平成の大合併も進み、日本地図も大きく様変わりし、合併した多くの自治体は創意と工夫による特色あるまちづくりを目指しております。顧みますと、平成18年1月1日に新指宿市が誕生し、平成18年2月12日、議員各位とともに議席を得てから今日まで、指宿市創造に向け、市民の負託にこたえるべく、共に汗してまいりました。しかしながら、地方自治体を取り巻く社会情勢は依然として厳しく、本市は、国・県からの

交付金、補助金等に依存している割合が大きい現状ではありますが、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想である、第1次指宿市総合振興計画で、まちづくりの基本理念、将来都市像、基本目標等が示され、さらに、行政改革大綱に基づく組織機構改革及び補助金等が見直されていますけれども、議会と執行機関が連携を取りながら、市民生活の安定・向上のため、鋭意努力してまいりました。そのような中、昨年はNHK大河ドラマ篤姫の放映により、そのゆかりの地として、篤姫様にたくさんの恵みをいただきました。宿泊、入込客、いずれも前年度を1割以上上回りましたが、今年は、メキシコを発症源とする新型インフルエンザが全世界で猛威を振るっており、本市でも、小・中・高校での学級閉鎖など、感染拡大が懸念され、観光への影響が心配されているところでございます。執行部各位におかれましては、市民の不安解消のため、流行が予想される冬場に向けた対応に、今後もご努力いただくことをお願いを申し上げます。

さて、来年2月は、市長、市議会議員同時選挙となり、議員の大半の方々が再度立候補の決意を表明しておられますが、立候補される方々は、くれぐれもご自愛、ご自重の上、奮闘され、見事当選の栄誉を勝ち得られ、全員揃って再びこの議場で相まみえますことを心から念願いたす次第であります。

なお、今期定例会を最後に勇退される方々もいらっしゃいますが、議会活動に精通されました先輩諸兄に、心からなる敬意を表したいと思っております。長年の議会議員としてのこの輝かしい功績に対し、限らない尊敬と感謝の意を表するものであります。

また、田原迫市長におかれましては、次期市長選に立候補せず、今期限りで勇退されることを表明されておりますが、指宿市の初代市長として、新市全体の均衡ある発展を図るため、地域特性を生かしながら、市民福祉の向上、市勢発展にご尽力をいただき、そのご功績は誠に多大であります。衷心より感謝を申し上げます。

勇退される皆様には、今後は市民の一人として、ご指導、ご叱正をいただければ幸いと存ずる次第であります。勇退後も、ご健康に十分留意されまして、ますますご壮健でご活躍されますことをご祈念申し上げます。

今期最後の議会の閉会にあたり、また、議長の大任を果たすことができましたこと、感無量であります。重ねて、各位のご協力に心から感謝の念を捧げながら、甚だ十分意を尽くせませんが、あいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

#### 市長あいさつ

議長（新宮領進） この際、市長より発言の申出がありますので、発言を許可いたします。

市長（田原迫要） おはようございます。今期、定例市議会の閉会にあたりまして、ごあいさつをさせていただきます。まずもって、今議会に提案をいたしました案件につきましては、十分なるご審議をいただき、全ての案件を原案どおり可決いただきました。心からの感謝と

お礼を申し上げます。

早いもので合併後4年が経過いたしました。この間、議員の皆様をはじめ、国や県、市民各位には本当に大きなご支援、ご協力、ご尽力をいただき心から感謝を申し上げます。4年前、就任直後の所信表明演説で、新・指宿市の舵取りを任された市長として、私の持てる能力の全てと、情熱を傾けてまいることを約束いたしました。そして、「世界に誇れる指宿」をつくるには、故郷の恵まれた環境を最大限に活用して、農業、漁業、観光をはじめ、教育、環境政策、市民福祉など、あらゆる面に積極的に取り組む覚悟を申し上げたところでございます。具体的には、一つとして、安心・安全な食の王国づくり、二つ目が、日本一の長生の里づくり、三つ目が、花と緑にあふれた国際観光保養都市の実現、四つ目が、大胆な行財政改革と効率的な行政運営の推進、そして、五つ目が、地域の連携や絆を強め、愛とふれあいの市民生活の実現、そして、六つ目が、「まちづくりは人づくり」という信念に基づく青少年教育や市民ボランティア、NPOの育成であります。マニフェストに掲げたこの六つの施策に、それぞれ実施項目を付けたわけですが、それらを推進するために必死に取り組んできたつもりであります。お陰様で、市民による夢現塾を組織しての総合振興計画づくりや、環境基本計画、市民憲章や市民歌の制定など、新・指宿市の骨組づくりを始めとし、緊急アクションプログラムに基づく行財政改革や組織のスリム化を図ることができました。一方で、山川港特産市場「活お海道」の建設、花と緑と環境の島としての知林ヶ島の整備やメディポリス指宿事業など推進を図ることができました。また、幸いにもNHK大河ドラマ篤姫の放映があり、これに伴う養浜事業やトイレ、駐車場、あるいは通称「篤姫ロード」など、各種の整備が一挙に進みました。「いぶすき篤姫館」には予想に倍する17万5千人もの入場者がご来場いただき、篤姫ボランティアガイドも大活躍をしてくださいました。篤姫の放映は、本当にいろいろな面で指宿の地域活性化に大きく貢献してくれたと思います。また、この4年間で、観光協会や商工会などの合併も進み、3地域の融合も図られました。山川まち歩きガイド、開聞岳登山ガイドクラブ、縄文の森をつくろう会など、市民自らが各種のボランティアとして地域づくりやまち興しに、積極的に協力してくれるようになりました。子供たちの学力も県内トップクラスとなり、「子褒め条例」も制定いただき、地域全体で子供を鍛え、育てる新・郷中教育も広がりつつあります。

考えてみますと、この4年間は1年を表す漢字、4年前が命、3年前が偽、2年前が変、そして今年が新であります。この字が示すとおり、命が粗末にされる事件や、偽装にまつわる各種の不祥事が多発、アメリカで初の黒人大統領の誕生など大きな変化があり、リーマンショックによる世界的な不況が到来した年月でありました。この間、日本では総理大臣も4人交代し、正に政治も経済も激動と混迷を極めた4年間でありました。今年8月末の衆議院議員総選挙では歴史的な政権交代が行われ、民主党を中心とする鳩山新内閣が誕生、今、そのマニフェストに掲げた各項目の実現に向けて奮闘中であります。しかしながら、厳しい国家財政の中

で、急激な円高も加わり、先行きが全く不透明な状況が続いています。私は常々、「自分たちのまちは自分たちで造ろう」と言い続けておりますが、どのような厳しい状況であれ、自らの未来は自らで切り開いていかねばなりません。危機と混迷の時代だからこそ、皆で知恵を絞り、力を合わせて進んでいかねばなりません。その先頭に立つのは地方自治体そのものであると思います。今ほど地方自治体の力量が問われている時代はないと言っても過言ではありません。幸いにも私たちの故郷・指宿は、美しい自然や豊かな資源に恵まれています。来年早々に行われる第29回菜の花マラソン大会は、史上初めて2万人を突破する参加者を迎えて開催できます。その意味で、2010年も良いスタートが切れそうであります。メディポリス指宿のがんの最先端治療施設も来年の春ごろには完成し、いよいよテスト段階に入ります。そして、2011年3月には、いよいよ九州新幹線の全線開業です。これによって九州内だけでなく、関西圏も含めて物、人、金の動きが大きく変わることが予想されます。新しい時代に向かって故郷の夢と希望が大きく膨らみます。それらに併せた各種の整備を急がねばなりません。農業や漁業、観光など産業の振興も重要です。地域の豊かで恵まれた資源を生かして、「食と健康のまちづくり」に勤しまねばなりません。そのためには、市民みんなが力を合わせて努力していく必要があるかと思えます。

私自身、今期をもって市長職を辞任いたしますけれども、これからも故郷・指宿の発展のために、一市民として力を尽くしていく覚悟であります。

振り返ってみますと、旧指宿市の時代から16年になります。市長就任以来、日記をつけておりますけれども、スタートの平成6年7月25日の日記には、「自分たちのまちは自分たちで造ろう、この気概を忘れず、市民の共感を求めて、市政は愛なり、実行なり」としたためました。愛する故郷のために、無私の心で私の全てを捧げ尽くそうと決意をいたしました。インドのネール首相の遺言に、「余の一つの遺骨はガンジス川に、他の一つはインドの原野に投ぜよ」とあります。この言葉を借りるなら、私も、一つの遺骨は池田湖に、他の一つは故郷の肥沃な大地に投ぜよという思いで、ここまで必死に走ってまいりました。この16年間は「失われた10年」と揶揄されますように、日本全体としては、バブル景気崩壊後の財政ひっ迫で、地方自治体は合併や改革、あるいは少子化や高齢化対策に追いまくられた16年でありました。更に三位一体改革や骨太改革の中で、地方交付税は大幅に削減され、誠に厳しい財政運営を強いられた、長く苦しい期間のようでもあります。また一方で、故郷の未来を見つめて、夢と希望を追いながらのあっという間の16年であったように思います。「ふれあいプラザなのはな館」の誘致による新田地区の開発、水産技術開発センター設置に伴う今和泉地区の整備、県内自治体最初のISO14001認証取得や、ごみ減量化と資源化への取り組み、環境省との連携による知林ヶ島の開発、閉鎖が決まった旧グリーンピア指宿の活用、南九州初のPFIでの「道の駅いぶすき」の整備、ほかにも学校施設の整備やセントラルパーク事業、池田湖レイクグリーンパークの整備などございますが、それらの一つ一つが印象深く思い出

されます。

言うまでもなく、これらの事業は、議員の皆様はもとより、国や県など多くの人々の力をいただき、そして、職員一人一人が前例にとらわれず、財源の壁を乗り越えて頑張って推進できたものであります。これらの中で、特に印象に残っているのは合併に至る経過であります。いろいろなことがありましたが、最終的には、山川、開聞、指宿という個性と特色のある三つの地域でまとまりました。数多くの協議や議論を重ね、合併代表委員みんなが故郷の未来に向かって心一つにして合併に至りました。この合併によって、九州最大の湖・池田湖を中心に、西に開聞岳、東に知林ヶ島、南に鶴の港・山川港を持ち、農業、漁業、観光ともに力強い新・指宿市が誕生いたしました。本当にうれしく感慨深いものがありますし、指宿の豊かな資源を活用し、皆が力を合わせていけば、必ずや「世界に誇れる食と健康のまち指宿」が実現できると信じております。

さて、今市議会を最後に勇退される議員の皆様方におかれましては、長年の議員活動における数々のご功績、ご努力に対しまして、心より敬意を表し、また厚くお礼を申し上げます。今後も引き続き指宿のために、ご指導、ご鞭撻を賜りますとともに、ますますのご健勝をお祈り申し上げます。

私の尊敬する政治家の一人、故・鯨岡兵輔さんが遺した冊子、「士魂の政治」というのが手元にあります。鯨岡先生は、生粋の江戸っ子で、長年、衆議院議員を務められ、政治家にとって一番大切な心は、士魂、つまり、「名こそ惜しけれ」の精神を説かれた方であります。その本の中に、「昨日と今日と明日」と題する詩が載っております。少し引用させていただきます。「今日は昨日の続きです。今日は明日に続くのです。今日を楽しみたいことは誰だって同じです。しかし明日に続く今日だと考えたとき、今日だけを楽しめばとは思いません。人の子の親が苦しむのも、自分の次に子があるからでしょう。それは自分の今日を思う心でなく、子供の明日を願う心です。今日の大事なことは言うまでもありませんが、そうかと言って明日の日本を考えない今日だけの政治なら、それは政治ではありません。」平易で分かりやすい詩でありますけれども、この詩の「日本」の部分に、「政治」を「地方自治」に置き換えてもいいように私は思います。つまり、明日の故郷をつくるために、未来の指宿を担う子供たちを育てるために、地方自治もあるのではないかと思います。私同様、今期をもって勇退される議員の皆様も、愛する指宿のために、今後とも側面から故郷を支えていく、そんな役割を共に担っていかうではありませんか。

今年も残りわずかとなりました。年が明けると新しい市長及び市議会議員を選ぶ選挙が行われます。議員各位のご奮闘を心からお祈り申し上げ、あいさついたします。本当に長い間ありがとうございました。

閉議及び閉会

議長（新宮領進） これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成21年第4回指宿市議会定例会を

閉会いたします。

閉会 午前 11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 前 田 猛

議 員 横 山 豊